

第六十八回国会 逓信委員会 議 録 第二十一号

昭和四十七年六月八日(木曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 高橋清一郎君

理事 内海 英男君

理事 古川 文吉君

理事 水野 清君

理事 中野 明君

理事 池田 清志君

理事 小淵 恵三君

理事 佐藤 守良君

理事 中村 拓道君

理事 林 義郎君

理事 阿部末喜男君

理事 米田 東吾君

理事 池田 禎治君

出席國務大臣

郵政大臣 廣瀬 正雄君

出席政府委員

郵政政務次官 松山千恵子君

郵政大臣官房長 森田 行正君

郵政省貯金局長 石井多加三君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

委員外の出席者

大蔵省銀行局総務課長 磯辺 律男君

農林省農政局参事官 松元 威雄君

逓信委員会調査室長 佐々木久雄君

委員の異動

六月八日

辞任

左藤 恵君

補欠選任

坪川 信三君

六月七日

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一一三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一一三号)

○高橋委員長 これより会議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

郵便貯金法目次中第七章 住宅積立郵便貯金を「第七章 住宅積立郵便貯金」に改める

第八章 預金者に対する貸付け」に改める

第二十四条中「を除いては」を「に限り」に、「できない」を「できる」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、当該郵便貯金を担保として第六十四条の規定による貸付けがされているときは、この限りでない。

第二十九条第一項中「若しくは届出」の下に「、第六十四条の規定による貸付け若しくはこれに係る債務の弁済」を加える。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 預金者に対する貸付け

第六十四条(預金者に対する貸付け) 郵政大臣は、預金者の生活上の必要をみたすため、積立郵便貯金、定期郵便貯金又は定期郵便貯金の預

金者に対し、当該郵便貯金を担保として貸付けをすることができ。

第六十五条(貸付金の金額の制限) 前条の規定による貸付金の金額は、貸付けを受けようとする預金者が担保とする積立郵便貯金、定期郵便貯金又は定期郵便貯金の当該貸付けの申込みの日における現在高に十分の九を乗じて得た額に相当する金額を超えてはならず、その総額は、一の預金者ごとに十万円を超えてはならない。

前条の規定による貸付金の総額が前項に規定する制限額を超えたときは、郵政省は、その旨を当該貸付けを受けた預金者に通知する。

前項の規定による通知があつたときは、預金者は、当該貸付金の総額が第一項に規定する制限額以内の金額となるように当該貸付金の一部を返還しなければならない。

第二項の規定により通知を発した日から一箇月以内に当該預金者が前項の規定による返還をしないときは、郵政省は、貸付金のうちその貸付けにより貸付金の総額が第一項に規定する制限額を超えることになつたもの及びその利子に係る債務の弁済の期限を繰り上げ、当該貸付金の担保とされた郵便貯金を当該債務の弁済に充当するものとする。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十六条(貸付期間及び利率) 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間及び利率は、政令で定める。

郵政大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、郵政審議会に諮問しなければならない。

第六十七条(法定弁済) 第六十四条の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた郵便貯金の払いもどしの請求があつたときは、当該払いもどし金の金額は当該郵便貯金のその時における現在高からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当される。

第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時まで貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当該貸付けの担保とされた郵便貯金は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当される。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十八条(省令への委任) 第六十四条から前条までに定めるもののほか、第六十四条の規定による貸付けの条件及び手続に関し必要な事項は、省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年一月一日から施行する。

(郵政審議会への諮問)

2 改正後の第六十六条第二項の規定による郵政大臣の郵政審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行なうことができる。

(資金運用部資金法の一部改正)

3 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「払いもどし」の下に「及び郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の規定に基づく貸付け」を加える。

貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額とし、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済の期限はその時となるものとし、その控除された金額はその債務の弁済に充当される。

第六十四条の規定による貸付金の貸付期間が経過した場合において、その時まで貸付金及びその利子に係る債務の弁済がないときは、当該貸付けの担保とされた郵便貯金は、当該貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充当される。この場合において、当該郵便貯金に関する契約は、消滅する。

第六十八条(省令への委任) 第六十四条から前条までに定めるもののほか、第六十四条の規定による貸付けの条件及び手続に関し必要な事項は、省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年一月一日から施行する。

(郵政審議会への諮問)

2 改正後の第六十六条第二項の規定による郵政大臣の郵政審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行なうことができる。

(資金運用部資金法の一部改正)

3 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「払いもどし」の下に「及び郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の規定に基づく貸付け」を加える。

(郵便貯金特別会計法の一部改正)

4 郵便貯金特別会計法(昭和二十六年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「預託金」の下に「郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の規定に基づく貸付金」を加える。

第一類第十一号

逓信委員会議録第二十一号

昭和四十七年六月八日

逓信委員会議録第二十一号

逓信委員会議録第二十一号

逓信委員会議録第二十一号

第五集中「資金運用部預託金の利子」の下に「郵便貯金法の規定に基づく貸付金の利子」を加える。

第十二条の見出し中「払いもどし資金」を「払いもどし資金等」に改め、同条中「払いもどし資金」の下に「及び郵便貯金法の規定に基づく貸付資金」を加える。

理由

郵便貯金の預金者の生活上の必要をみたすため、預金者に対する貸付制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。郵政大臣廣瀬正雄君。

○廣瀬國務大臣 郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

郵便貯金は、簡易で確実な貯蓄の制度として、一世にわたる国民大衆に親しまれ、利用されて今日に及んでおります。総貯金額は十兆円という膨大な金額となっておりますが、これもすべて国民の零細な貯金の積み重ねであり、しかもこの資金は全部財政投資のための原資として社会公共資本の充実に寄与しているものであります。

ところで、一般国民が、ふだん入院、結婚などでまとまった資金が必要になった場合でも手軽に貸し付けを受ける道はほとんど閉ざされておまして、せっかくのたくわえを不利な条件で払い戻す預金者が少なくありません。

わが国の個人向けの金融は諸外国に比べてきわめて不十分であります。特に小口の生活資金の貸し付けは採算ベースに乗りにくいといったような事情もあり、超金融緩和期の今日にあつても、なお国民の要望にこたえるまでに至っていない実情にあります。

郵便貯金が預金者に小口の資金の貸し付けを行なうことは、一時の出費のために預金をおろすこ

となく安心して貯蓄を続けることができることとなり、ひいては、国民の健全な資産づくりに役立つものであります。郵便貯金にとつて欠くべからざる制度であります。また、同時に国民の福祉増進を第一義とする国の施策に沿うものであると考えます。

このような意味におきまして、本制度の創設につきましても、かねてから預金者はもちろん、各方面から熱心に要望されており、特に衆参両院におきましても、昭和三十七年度以降四回にわたつてこの趣旨の決議が行なわれております。

預金者貸し付け制度は、諸外国においても、郵便貯金でフランス、スウェーデンなど多数の国において行なわれており、また、西ドイツ、イタリアなど欧米のほとんどの国では公共団体等が営む貯蓄銀行で行なわれております。

わが国の郵便貯金のようにただ預かるだけというものは、むしろ例外といえます。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一は、郵便貯金の預金者に対して、積み立て郵便貯金、定期郵便貯金または定期郵便貯金を担保として貸し付けを行なうこととしております。

第二は、貸し付け金額は、担保とした貯金の貸し付け申し込みの日における現在高の九〇％相当額の範囲内で、その総額は預金者一人につき十万円を限度とすることとしております。

なお、貸し付け期間及び貸し付け利率は郵政審議会に諮問した上、政令で定めることとしております。

第三は、貸し付け金の弁済がないときは、担保とした貯金をもって貸し付け金の弁済に充当することとしております。

第四は、この貸し付け制度の新設に伴い、資金運用部資金法及び郵便貯金特別会計法について所要の改正を行なうこととしております。

なお、この法律案の施行期日は、昭和四十八年一月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ十分に御審議の上、すみやかに御可決く

ださいますようお願い申し上げます。

○高橋委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○高橋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。阿部末吉男君。

○阿部（末）委員 大臣にお伺いいたしますけれども、郵便貯金の預金者に貸し付けをするを目的とする郵便貯金法の一部改正については、かねてからその趣旨に賛同をしていたところでございすけれども、新聞等の報道するところによりますと、郵政大臣がこの預金者貸し付けの制度を設けるために郵便貯金の預金の金利引き下げに同意をした。いわゆる異取りが行なわれた、こういう報道がなされておるようでありまして、そういう事実があったのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○廣瀬國務大臣 そういうような事実は全くございませんのでございまして、郵便貯金の預金者貸し付けの問題は、本年の二月の当初ごろから私も提唱してまいつたわけでございまして、関係省庁間の意見の調整がすみやかにできなかったために、たいへん法律案の作成、国会提出がおそくなつたわけでございまして。時たまたま一方におきまして、経済諸情勢に伴つて預貯金の金利の引き下げをしなければならぬというような情勢になつていくというようなことが世間にいわれております。

わけでございまして、時をたまたま同じくいたしましたものですから、そういうような誤解を生んだかと思ひますし、またこの郵便貯金預金者貸し付けの法案が作成されましたところに、たゞいま御指摘のように、どこから出たか、そのニュースソースはわかりませんが、大体推測はいたしております。わけでございまして、実際に事実と相違したそのような報道が新聞等に書かれたわけでございまして、まことに遺憾千万に思つております。わけでございます。そのような取引をしたような事実は全くございませんことをはっきり申し上げてお

きます。

○阿部（末）委員 庶民金融が、特に今回大臣の発想で国内に伝えられてからというもの、国民の多数の方々が、私、新聞の切り抜きも持つておりますけれども、これに期待する声は非常に大きかつたわけでございまして。しかし、いまお話のありましたように、預金の金利が引き下げられるというところになるならば、むしろ六千万を対象とする郵便貯金の金利が下げられるくらいならば、庶民金融はつぶれてもしかたがないではないかという声もまた起こつてきたことは周知の事実であります。しかし、何といつても大臣は郵便貯金の金利を決定する権限を持つておられるわけでございす。そこで、今日まで私どもが新聞等の報道で見たり聞いたりしているのは、いろいろな報道はされておりますけれども、大臣の決意には変わりがないように私も推察しておるわけでございす。今日、今日お大臣はこの庶民の零細なお金を預かる郵便貯金の責任者として、郵便貯金の金利の引き下げについては断固最後まで反対をして、その所信を貫くお考えかどうか承りたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣 ただいま御質問の郵便貯金の金利引き下げに対する私の所信、これはきわめて重大な問題でございまして、はつきり私の所信を申し上げておきたいと思ひます。

私は郵便貯金は銀行預金とは全く本質が違ふものである、こういうふうに考えておるのであります。もうすでに阿部委員御承知のように、郵便貯金はほとんど一〇〇％、九割九分六厘まで庶民大衆の粒々辛苦の結晶による零細な貯蓄の集積でございまして、いわば生活資金あるいは考え方に

よりましては消費者資金ということになります。わけで、きわめて貯蓄性の高い預金であります。わけでございまして、銀行預金のほうはそうではございせん、その大半は法人つまり会社の預金であります。したがって、その内容は産業資金ということができます。その内容が産業資金といたうわけで本質が非常に違ふのでございまして、そういうわけで、庶民の生活資金であります郵便貯

金といたうわけで、庶民の生活資金であります郵便貯

金は、ことに現下のように消費者物価が上昇しておるといふようなときにあたりましては、金利は引き下げるべきでないというように私は確信をいたしておるのであります。こういう見地から昨年の暮れ、公定歩合の引き下げに伴って預貯金の金利引き下げをしなければならぬという連動性があるかのごとき説がおこなわれたわけでございまして、私も、私は少なくとも郵便貯金の利子の引き下げには絶対に反対であるということを主張してまいりまして、現在に及んでおりますわけでございます。

しかし今回は、昨年暮れとはいささか事情が変わつておるといふことは知っておるわけでございまして、景気がまだ十分上がつていない。いろいろな方策を講じておりますけれども、浮揚しないというふうな状況でございますし、また外貨滞留が非常に多いのでございまして、その解消には大いに措置しなければならぬ、努力しなければならぬ。こういう状態が続けば円の再切り上げをしなければならぬというふうな、まことに緊迫した状況にあると存じております。しかしながら、だからといって郵便貯金が銀行預金と同様に引き下げなければならぬとは私はいささかも考えていないわけでございまして、さきに申し上げましたように、郵便貯金は銀行預金とは異質のものである、本質が違ふという考え、つまり別個の取り扱いをやるべきものと私は確信をいたしておりますわけでございます。

しかば、この際郵便貯金の金利はどうしたらよいかという問題になるわけでございます。私もいろいろ考えておりますけれども、さらによく教えていただきたいという考えから、法律に基づきまして、ただいま御承知のように郵政審議会に御相談を申し上げておりますわけでございまして、その御答申を待つておるわけでございまして、結論的に申しますれば、この郵便貯金は銀行預金とは本質が違ふものでございまして、そして金利の問題は、庶民の生活にきわめて大きな関係を持つたものでありますから、私も重大な決意を持つて

対処してまいりたい、こういうふうに考えておりますわけでございまして、どうかこの私の信念をひとつ御了承賜わりたい、かように考えておりますわけでございまして。

○阿部(未)委員 大臣の決意をお伺いしまして、率直に申して、しかしからあとは私は要らなかつたと思うのです。初めだけでいいのですが、去年の暮れに大蔵当局が公定歩合の引き下げ等について発表をしたときにも、大臣が庶民のお金を預かる立場から強硬にその政策に反対をされて、その後ことしの春ころだったと私は思うのですけれども、大蔵大臣も公定歩合の引き下げなり預金金利の引き下げについては、もうやらないということを一応言明されておつたように思うのです。それだけに今回のこの金利引き下げなり公定歩合の引き下げの考え方が、庶民金融に連動性を出てきた。たまたま庶民金融の話が出たので、これを奇貨として大蔵当局が国民大衆に負担を押しつけようとしておる、そういう感じを国民は免れないのです。先ほど御説明がございましたが、どうもいまの大臣のお話では、経済情勢の変革に伴つてということでしたけれども、私は、昨年の十二月の見通しから今日までの日本の経済見通しが、そう大きい変り方をしていゝとは思いません。しかも、その間一べん金利引き下げ、公定歩合の引き下げを打ち出した大蔵大臣が、途中でそれをやらないと言明しておつたのに、最近に至つてこれをやるようになった。これは本来なら、大蔵大臣に答弁を求むるの筋だと思ひますけれども、大蔵大臣が見えておりませんので、大臣でわかつておつたら、その間の事情を、庶民金融と金利あるいは公定歩合の引き下げは次元の違うものだということをも、もう少し国民に納得のいくように御説明願ひたいのでございまして。

○廣瀬國務大臣 一般の金利の問題につきましては、ただいま阿部委員御指摘のように、何カ月くらい前であつたかはつきり記憶いたしておりませんけれども、ついせんだつてまでは、大蔵大臣は、金利の引き下げは考えていないということを国会

でも答弁されておつたようでございますし、ことに日銀の總裁なんか、公定歩合の引き下げ、金利の引き下げを急いでやる必要はないということをおつたところと私も記憶いたしておりますわけでございまして。それが急に預貯金の金利の引き下げを方向づけるような形勢になりましたことは、これは対外関係でOBCD等に対する日本の立場と申しますか、そういうふうな対外的な関係から、外貨が非常に滞留しておるといふ、これをすみやかに解消しなければならぬというために、特に金利の問題を、従来の主張と変えて、新しい政策として打ち出すというふうな事になったのじゃないか、私はかように考えておるのでございまして。あとの御質問は、ちょっと私、理解いたしにくうございまして、もう一回おっしゃつていただきたいと思います。

○阿部(未)委員 冒頭申し上げましたように、いわゆる庶民金融と郵便貯金金利の引き下げは、次元の違うものだといふことが国民はなかなか納得がいけないわけですね。取引された、庶民金融と申すのは出なかつたのではない、国民としてはこういう感じを持つておる。したがつて、この二つの間には、そういう関連性があるのかないのかという点を、明らかにしてもらいたいということでございます。

○廣瀬國務大臣 これは先刻お答えしましたように、やみ取引は全然ないというわけではございませんが、関連性につきましては、私は、直接関係はないといふふうに考えております。

庶民金融の問題は、先刻、私の発想といふことで非常におほいいただいたのでございましてけれども、これは必ずしもさうではないのであります。昭和三十七年のころから、四回にわたりまして衆参両院において、今回私も打ち出してあります。いわゆる庶民金融、簡便に庶民金融と申しますが、その庶民金融という制度は創設すべきである、そういうものは検討すべきだといふ国会の御決議をいただいております。それに基づきま

して、ときあたかも国民の福祉の増進のりからでもございまして、特に強調して世間に訴えたわけでございまして、御承知のように、ただいま政府提案といふか、こうで御審議を願うことになつておりますわけでございまして。これは、実は政府提案になりますまでは、いろいろ紆余曲折があつたわけでございまして、その間国会議員の方々、議員のサイドにおきまして、これは与党も野党もこぞつて推進してしたのであります。それが突つて今回やつと政府提案といふことになつたわけでございまして。実質と野党共同の提案であるといふようなことを申しても差しつかえない。私もそのことを最も希望しておつたのでございまして、何かの都合で政府提案という形になつたわけでございまして、また、ここまでござつてくたさつた御協力に對しましては、ほんとうに感謝を申し上げておるわけでございまして、関係はない、以前からの別個の独立した制度の問題である、こういうふうに考えておりますわけでございまして。

○阿部(未)委員 よくわかりました。それでは第一点目の質問につきましては、庶民金融と郵便貯金の金利の引き下げは関係のないものである。したがつて、大臣は、本来の御決意のとおり、不返転の決意をもつて、郵便貯金の金利の引き下げはやらないといふ方向で努力をされる、そのように私は理解をいたしますが、よろしうございませうか。

○廣瀬國務大臣 郵便貯金は銀行預金とは異質のものであるという立場をとつて、重大な決意をもつて進みたい、かように考えておりますわけでございまして。

○阿部(未)委員 それでは次の質問に移りますが、いま法案をいただきました十分読んでいませんから、十分な内容になるかどうかわかりませんが、まず、六十五条を読んでみますと、「一の預金者ごとに十万円を超えてはならない」といふ

ことで、十万円という限度が法律で定められておるようでございます。今日の経済事情から考えますと、十万円というのは、私は非常に少ないような気がいたします。特に、十万円預金している人も、十万円預金している人も、十万円借りるこ

また、これを法律にいたしましたことにつきましては、小口的生活資金の貸し付けであるということを法律で明確にする必要があるというふうに考えたからでございます。

とになりまして、五十万円預金のある人も十
万円、百万円預金のある人も十万円、これでは少
し預金者の側にとって不都合ではないか。たとえ
ば五十万円あれば二十万円はお貸しできるとし、
あるいは百万円以上であれば三十万円を限度とし
てお貸しできるとか、そういう段階を設けなけれ
ば、預金者の立場からしても、十万円貯金してい
る人も、百万貯金している人も同じ十万しか借りら
れないということはきわめて不合理である。その
十万がかなり効果のあるものならば別として、今
日の経済情勢では、巷間伝えられるように、十万

○阿部(未)委員 平均が十四万程度だからといふことのようではございませんけれども、しかし、貸し付けを受けるのは個々の方でございします。個々の方々がそれぞれに持つ預金というのとは、それぞれ違ふわけではございますが、私は、下は二万でも三万でもけっこうだと思ふのが、私。しかし、五十万の預金のある人も十萬しか借りることができないう、それから百万の預金のある人も十萬しか借りることができない、そうなってくると、預金者の立場からするならば不合理ではないか、そういう感じを持たないだろうか。これが第一点目。

では必ずしも十分な役割りを果たせないのじやないか。下は幾ら低くてもけっこうですが、いわゆる上の限度が設けられておるわけですから、その点については段階を設けて、二十万、三十万というようなものをつくるべきじやないかという気がいたします。特にこの法案でこれを政令、省令に委任せずに、法律上明文化したところに問題があるような気がしますが、どういうお考えでしょうか。

それから二点目は、資金の運転上、資金そのものにワクがあるから、より多くの方々にというお話のようでございますけれども、しかし先般、一番最初に郵政省が試算としてだか何か知らぬけれども発表されたときには、私は三十万円であつたというふうに記憶いたしております。三十万円です。計画をされたものが十万円に減るといふところに問題があるようで、それでは最初の三十万といふ計画はきわめてずさんな数字であつたのか、三

○石井政府委員 お答えいたします。貸し付け限度を一人当たり十万円といたしましたことにつきましては、貸し付け資金のワクの中でできるだけ

十方で計画が立てられたものならば、今日それを十方に減さなければならない理由はないのではなか、その点いかがでしょうか。

幅広く、たくさんの方の預金者の方に御利用いただけるようにすることが一つの目的でございました。また利用者一人当たりの定額預金は、私たちの持つておる数字でいいますと大体十四万円が平均でありますので、そのことを考慮いたしましたことと、生活資金の貸し付けということが今回の課題でございますので、一般に行なわれておる町のサラリーマン金融等の貸し付けの実績を見ましても、平均四、五万円ありますとか、多くて十万円程度が貸し付けられておるといふうな実態等を考えまして、十万円という限度を設けた

○石井政府委員　ただいま御指摘のとおり、確かに当初私たち考えました際には三十万円というところとも検討いたしましたわけでございます。ただ、その後実際の状況、先ほど申し上げましたような民間の実態等も調べましたし、三十万円という数字になりますと、日常生活の生活資金という立場よりも、事業資金とでも申しますが、営業資金的なもの、おもちょうと出てくるのではなからうか。実際の生活上はほんとうの不時の出費ということになりますと、せいぜい四、五万から十万程度でわれわれは用が足るのではないかとということで考えたわけ

けでいれおす。

なおもちろん御指摘のように、貯金の実際の額は百五十万円までの限度でございますので、百万円、百五十万円いろいろの預金をなさっている方がありますけれども、こういった場合のような、不時の出費ということになりますと、いま申し上げましたような趣旨で十万円程度で皆さん公平に限度を設けて、それで特に公平を失するということではないのかというふうに考えた次第でございます。

にいう「の預金者ごと」に「十万円」というこの「一」は、一口という意味でございいますか、一人という意味でございいますか。

○石井政府委員　ことば足らずでございましたが、これは一人十万円でございます。

○阿部 未委員　そうすれば、いま貯金局長からお話のあった、一人が二口なり三口なり持っておったとしても、二十万円の定額預金を二口持っておったとしても、やはり借りるのは十万円しか借りられない。しかし、家族に名義を分散をして、

○阿部 未委員 少しこまかい質問になりますけれども、そうしますと、不時の場合に貸し付けを受けたというような方々は、一人が十万円でございますから、したがって、一人の名義で二十万円貯金をするよりも、家族があるならば二人の名義で十万円ずつ貯金をしてあげば、その場合には二十万円まで、という語弊がありますが、少なくとも二十万に近い額までは借りることができると、郵政省としてはことさらに取り扱いの口数がふえてくる。結果的には、世帯からいえば同じ結果をもたらすのにもかかわらず、単に煩瑣な手続が起るだけの問題ではないでしょうか。どうでしょうか。

たとえに奥さんの名前ですとか、子供の名前で預金をしておる場合には、それぞれについて貸し出しを受けることができる。しかし、日本の今日の家族構成の状況からいうと、大体経済というものは家庭を中心に運営をされておる。そうなれば、いま申し上げましたように、一人が五十万預金しておる方に二十万貸すというのも、二十五万ずつ二口に分けて家族で預金をしておって十万ずつ貸すというのも、理屈は同じにならないかということをお伺いしておるわけです。

○石井政府委員　私が申し上げましたのは、一人何口でもできる、また実際の平均は、定額貯金は、二口平均になっておると申ししたのは、先ほど

○石井政府委員 定額貯金の場合は何口でも持つことができるということになっておりますので、その限度額は百五十万円に押えておりますけれども、現実には一人当たり平均いたしますと二口程度持っておるというのが定額貯金の実態でございます。

御質問の中にありましたように、郵便局の手数と申しますかは、分散して貯金が預けられることにによってふえるのじゃないかという御質問でございまして、現実にはそういったことはすでに行なわれておるといふ意味で申し上げたのでござい

ます。いまおっしゃいましたように、今後の貸し付け制度の新設に伴いまして、こういった場合の、不時の出費のための貸し付けを受けるために、わざわざ預金者が自分の預金を家族名義に分散するということもあり得ないことは思いませんけれども、その場合はその場合で、われわれとしては別々の、個人の預金者のそれぞれについて十万円程度の限度額でお貸しするということに応ずるつもりでございます。

まして、さように御了解いただきたいと思ひます
○阿部未委員 その点はわかりましたけれども、あとで申し上げた二点目の、御主人の名前一名で五十万貯金をしておる場合には、十万しか貸し出しを受けることができない、しかし、もし奥さんと二人の名義に分けておるならば、二十万円の貸し出しを受けることができる。そうするならば一人五十万の場合に二十万貸し出すのも、その家族に二口に分けて二十五万ずつ預金をして二十

○阿部(未)委員 いまの局長の答弁の中で、ちよつと氣になるのが一つあったのですが、こゝ

万を借りるのも、結果的には——今日の日本の経済の家庭的構成といいますが、経済の構成とい

まずと、家庭を単位にして経済が運営されておる。その立場からするならば、五十万円の場合に二十万貸すのも、同じ家族が二口に分けて持つておつて二十万貸すのも、理屈は同じではないか。だから十万という限度が非常に不合理なものになつてこないかというのを伺ひしておるわけだ。

○石井政府委員 五十万の預金を持つておられる方に、三十万と二十万の二つの預金に分けられれば、それぞれ十万ずつお貸しできるわけでございますし、本人御自身がそういうふうな二口に分けてもこれは十万円しかお貸しできませんが、家族に分散する場合は、これはおっしゃるとおりそれぞれ夫婦で十万ずつということもできるわけでございます。これは不公平と申しますか、十万円という限度は、そういうことよりも全般的に生活資金の貸し付けということで設けた数字でございます。先ほど申し上げましたように、資金に限度がございますので、一人でも広くお貸ししたいということでございまして、この制度、十万円と設けましたために、いま御指摘のように預金者がわざわざ自己の名義の預金を家族に分散するというような傾向が出るといたしますと、これはわれわれとしては手間の上では困ることでございまして、この制度をいまのように設けます限りやむを得ないことではないかと考えておるわけでございます。

○阿部(米)委員 くだいようですけれども、日本の経済というものは、家庭を中心にして動いておるといふことを考えなければなりません。個人個人でなくて、家庭が中心になって経済が動いておるわけだ。したがって私は、一人の人間の名義で五十万の預金をしてあればそのときは二十万とか、百万の預金があれば三十万—三十万の限度ならば三十万の限度でけっこうでしょう。そういうふうにするのも結果的には同じにならないか、いたずらに手数をふやすだけにならないかというのを伺ひしておるわけなんです、どうでしょうか。

○廣瀬國務大臣 まあその辺のことについては、

ただいま貯金局長から御答弁したとおりでございます。まして、ただいま御審議を願つております法律案のたてまえから申しますれば、答弁のとおりでございますけれども、とにかく私どもとしましては、これは庶民金融という制度が創設される、そのことに非常に重点を置いて提案をいたしておるわけでございます。今後、運営におきまして、私は、阿部委員の御指摘のような、金額が十万ではあまりに少な過ぎる、もう少し増額をすべきだという御意見もよくわかるわけでございますが、将来の実態に応じて、法定事項でございますが、将来の皆さんの御協賛をいただきまして、国民の、庶民の要請に応じて将来改正をしていく必要があるのじゃないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○阿部(米)委員 十万に押えるということについて、私はあまり意味がないという気がしたもので、十万円に押えてみても意味がないものだといふ気がしたから、あまり頭のよくない法律を、特にここに法文の中に入れておることについてどうだろうという気がしたので、これは将来の課題として検討してもらいたいと思ひます。

次に移らしてもらいたいと思ひますが、六十六条で貸し付けの期間及び利率については、もちろん郵政審議会の答申を得ますけれども、「政令で定める。」こうなつております。したがって、郵政審議会の答申を得ないうちはなかなか答えにくい内容ではあると思ひますけれども、しかし、この法律の中心になるところでございまして、いま当局で考えになつておる期間並びに利率について、もし差しつかえなければ御発表願ひたいと思ひます。

○石井政府委員 お答えいたします。まず今度の貸し付けの条件の中で、期間を幾らにするかという問題がございまして、これは私たち大体半年というのを予定しておるわけでございます。と申しますのは、郵便貯金の預金者の大宗を占めるのはやはり勤労者階級でございますが、サ

ラリーを受けられる関係で、夏冬大体二回のボーナスというのが一般的に出されておるようでございます。農業者の関係等でも、大体春秋二回の大きな収入が入るというふうなことも考えあわせまして、半年の期間であれば、かりに最高の十万円程度の金額でありまして必ずお返しいただける機会が来るといふふうなことも考えあわせまして、しかも、この半年というものは、借りがえを認めないということをやりたいというふうに考えております。

もう一点の貸し付けの利率の問題でございますけれども、これも郵政審議会が当然いろいろ御議論をいただきまして最終的な数字が出るということかと思ひますけれども、私たち事務局といたしまして試算をいたしますと、大体六％程度でお貸しできるのではなからうかというふうに考えております。

多少ふえんさせていただきますと、現在郵便貯金のコストは、昭和四十五年度の実績でいいますと、六・二七という数字に相なつております。この六・二七の中で、これはすべての郵便貯金を含むわけでございますから、今度貸し付けの対象になりません通常貯金、これは御存じのように出し入れ自由でございますので、こまかいお金が出たり入ったりいたしますので、比較的高コスト高になつております。この通常貯金を除きますと、その他の貯金はコストが六％程度になつておるといふことでございまして、六％の貸し付け利率でお貸しすれば、いわゆるコスト割れにはならないものであるといふふうに考えておるわけでございます。

それから、なお条件の中で一番大きい問題の一つは、貸し付け総額の問題でございます。これは大蔵省その他関係各省との協議によつて、これはもちろん政令ではございせんが、協議によつて総額を定める。大体一千億程度を予定しまして、次年度以降は、貯金の新規増加額の一％程度を必要があれば加えて、いこう、そういうふうな考え方を特つております。

以上でございます。

○阿部(米)委員 まず、第一点の貸し付け期間の問題でございけれども、サラリーマンの場合には年に二回のボーナスがあるという局長の御意見、私はそのままだと思ひます。しかし、農家にしても春秋二回収入があるというの、少し認識を欠いておるようには思ひます。今日、農家が春に一体何の収入があるだろうか。大体農家の収入は、米を主体にした場合には秋にしかないというふうな考えられるわけでございますけれども、そうなりますと、私は、サラリーマンの場合も含めて、六カ月というのはいかがでしょうか。そういう気がいたします。たとえばサラリーマンが四月にお金が必要になつた。六月にボーナスをもらつて返せるものならば、それは二カ月くらい、そう無理をせぬでもどうでもなるだろうと思ひます。ある程度長期の必要がある場合にこの融資を受けることになるだろう。そう考えますと、農家の場合も含めて、やはり最低一年は必要ではないか、そういう気がするので、もちろん要らない人は早くお返しすればいいわけだ。したがって、庶民の希望に沿うためには最低一年くらいを考へるべきじゃないかと思ひますが、どうでしょうか。

○石井政府委員 期間の設定につきましては、いまの御議論もよくわかるわけでございますけれども、先ほど申し上げました資金の総額との関係もございまして、長くなりますと、これは貸し付け限度額を十万円と押えたことも関連がございまして、ボーナスその他、いまいろいろの御指摘がございましたけれども、その間のいろいろの御本人の努力によりまして、お返しいただける幅は大体半年に過ぎないかというふうに考えたわけでございます。これは一年というものが絶対に長過ぎるかなんとかいふことは私たちも言えないと思ひますけれども、一つは資金の回転を考えまして、一十億の金をできるだけ広く皆さんにお貸しするということも考慮いたしまして、いま六カ月という数字を申し上げたわけでございます。審議会において十分この辺御議論いただきたいと思ひわけござい

ざいます。

○阿部(未)委員 それから二番目の貸し付け利率の關係ですけれども、私ども若干郵政事業に關係をしておりましたから、貯金事業というものの仕組はわかっております。しかし、先般ある団体が私のところに反対の陳情に参りまして、郵政省は、六・二五という数字を使いましたが、六・二五というコストが必要であるのに六％でお金を貸すというところは、国がその間の逆ざやといえますか、六・二五％と六％との差を国が負担する。国が負担をしてまでお金を貸すというのはおかしいじゃないか、そういう話が出てきたのです。六・二五という数字がどこから出たのか、いまのお話は六・二七のようでごいしましたけれども、その辺についてはかりに六％と決定をするとするならば、それは決して国の負担で行なわれるものではない、郵便貯金事業の運営の努力の中で行なわれるものであるということについて、もう少し明らかにする必要があるんじゃないかと思うのですか、どうでしょうか。

○石井政府委員 貸し付け利率の決定につきましては、いろんな見方があるかと思ひます。まず、現在行なわれております政府關係の貸し付け、たとえば私たちの郵政省でやっております簡易保險の契約者貸し付け、あるいは国民金融公庫の恩給担保の貸し付け利率、これはいずれも六％でございます。それから民間の金融機関、主として銀行等と同じような定期預金担保の貸し付けを現在やっておるわけでございますが、その利率も、いろいろございしますが、平均いたしますと大体六％というところになっておるようでございます。先ほど申し上げました郵便貯金のコスト、これは総体として申し上げますと、昭和四十五年度の決算の数字で六・二七％ということになっておるわけでございます。先ほど申し上げましたように、この六・二七％は全預金でございますから、その中から今度の貸し付け対象にならない通常貯金のコストを差引いて考えますと、六・〇六という数字になるわけでございます。つまり定額貯金、定

期貯金、積み立て貯金、この三つの平均は六・〇六でございます。なお、この六・〇六の数字の中から、実際にもし今度の制度がないといたしますと、貯金がたんぱい戻されるということになります。その新規の預入をかつとるためには預金吸収の経費を要するわけでございますけれども、今度の貸し付けの場合は、このおかげで払い戻されずに貯金としてそのお金が継続されることになりまして、その預金吸収のための経費が不要となるわけでございます。これを差引いて考えますと、六％を割る五・八一ぐらいの数字になるかと思ひます。したがって、郵便貯金事業の中で、いまの四十五年度の決算の数字で申し上げます限り、六％でお貸しすることはコスト割れにはならないというふうに私たちは考えておるわけでございます。

○阿部(未)委員 大体資料による説明で、私もそういうふうに、六％でいけるのではないかと。そうして私は可能な限りその利息は安いほうがいいと考えます。しかし、巷間伝えられるように、郵政省が六・二七も――ほくは六・二五と聞いたのですけれども、六・二五ものコストのかかるものを六％で貸すのだ、その負担は国がするのだ、こういう意見が堂々と述べられておるわけですから、その点については行き違ひのないように、十分利用者が納得ができるようにひとつ宣伝をお願いしたいと思ひます。

その次に、貸し出し資金量の問題ですが、初年度一千億というところのごいします。その一千億というのは、先ほど来のお話によると、十萬円で六カ月というを基本にして考えた場合に、それで十分かなえる総ワクなのか、あるいは一千億が限度であるから希望者が多くても期待に沿えないような状況が出てくるということを想定されるのか、どちらでございしますか。

○石井政府委員 お答えいたします。いま一千億の数字をかりに期間を半年の期間で設定いたしますと六カ月になります。それがまた大体平均半年の三カ月くらいで回収していけるというふうに

考えますと、一千億の金を四回転することができ、るわけでございますので、四千億という数字を――応頭に置いておるわけでございます。また実際の貸し付けの限度額は十萬円でございまして、町のサラリーマン金融その他の実態等から見まして、平均四、五萬円をお借りになる方が非常に多いように聞いておりますので、かりに五萬円といふと、四千億円を五萬円で割りますと八百万件ということになるわけでございます。八百万件を、非常に大ざっぱに申し上げまして全国二万の郵便局で割って考えますと、一局平均が四百件ということになるわけでございます。大きな郵便局も小さな郵便局もおしなべて大体一日に一件から二件程度の貸し付けを行ない得るということでございます。これが今度の預金者貸し付けとして実際に利用される方々の御要望にちよとびつたり合つておつて、多過ぎも少な過ぎもしないというところを、私たちちよといま予測することとはできないのでございしますけれども、かなり大幅に預金者の救済にはなるのではなからうか。これによって、従来なら預金をおろしておられた方々が、一時のお金の立てかえは、この貸し付け制度を御利用になるということによつて貯金が継続化し、御本人のためにも、また国の財投のためにもプラスになるのではないかとこのように考えておるわけでございます。

○阿部(未)委員 かなり科学的な検討をされておるようでございます。そうしますと、私は一つ疑問が出るのです。まず一つは十萬円というワクを設けた、一つは六カ月という期間を設定した。そのなりまして、これだけの規制があれば、それでもう一千億というようなワクを設ける必要がないのではないかと。もし一千億を幾らかでもこえるからといって、しまいの方で急に必要になつた方々に、その金融ができないとするならば、それは私は仏をつくつて魂を入れない結果に終わると思うのです。したがって、科学的な分析に基づいて一千億というものを一応想定しながら、そこに十萬円の限度を設け、六カ月の期間を設けたとするな

らば、その一千億を少々こえることがあつても、あるいは一千億に満たないことがあつても、少なくとも申し出のあつたものについてはこれを全部受け入れてやる、融資をする、やはりそういう思想に立つべきで、もし資金の限度を設けるならば、十萬円とか六カ月というようなものは設ける必要はなかつたんじゃないかと思ひます。私は十萬円なり六カ月は、ある意味では、より多くの人に利用してもらふ意味では意義があると思ひます。しかし、その総ワクが一千億で押えられることになつた、あるいは年度の終りになつた、そこでまたま郵政省の貸し出しが一千億になつたから、あなたはたいへんお気の毒ですがもう貸せないというのでは、これは無理ですから、十萬と六カ月の制限を設ける以上は貸し出し総ワクを設ける必要はない、そう思うのですが、どうでしょうか。

○石井政府委員 一千億の総ワクを設けますことは、今後の關係各省の話合いでございしますけれども、実際に、十萬円で半年の期間の貸し付けというこの新しい制度がどの程度の御要望があるか、端的に申し上げまして私たちがいま十分その予測、見通しをつけることは困難な状況でございします。お説のように、あるいは一千億という限度を取つても、そんなに資金の総需要が膨大になるといふこともないんじゃないかというふうなお話もありましようし、またあるいは限度の十萬円というところも、そういう意味では必要じゃないんじゃないかという御議論にもなるかと思ひますけれども、この辺は実際にやってみまして、いろいろ実際の御要望がどの程度あるか見ないと、私たちが確かな判断はできないわけでございます。ただ、やはり今度の新しい貸し付け制度は、郵便貯金制度といたしまして初めてつくる制度でございまして、この制度ができません、こういう政府原案ができますまでも、いろいろな方面から相当強い反対論もあつたわけでございます。非常に膨大な資金をこの方面に預金者保護と

はいえ使われるということにつきましていろいろの批判もございましたし、まあとにかく一千万で出発してみまして、あと実際にこれが足りないようであれば、その次の年度からは郵便貯金の伸びの中で一〇程度をこれに加えていくということによって、かりに二兆円がふえるといえますと、次の年度は千二百億、その次はまた千四百億というふうに加えていくわけですが、そのようになことによって国民の皆さま方の預金者の御要望に大体応じられるのじゃないか、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○阿部(未)委員 私は発想が逆だと思ふのです。貯金局長としてもかなり科学的な根拠に基づいて数字をばらばらしておられます。したがって、大体一千万でまかなえるという見通しを立てて十萬円の六カ月というものを組み立てたはずでございます。したがって、初年度はやってみて、どのくらいになるのかやってみた上で、これはどうにもならぬほどこのために資金が要るのだということになってくれば、そこで考えればいいのであって、先にワクをはめておいて、もう十萬円、六カ月のワクをはめておるのですから、その上にまた総ワクをはめますと、これは運用上非常に大きな問題が出てくると思ふのです。たとえばもし具体的に一千万というワクがきめられて希望者が非常に多くなつた、そうすると郵便局は、あなたには貸す、あなたには貸さないという認定権を持つことになってくるのです。いままで市中の銀行が最も評判が悪いのは、預金をするときには頭を下げてくれるけれども、貸し出しをするときは何か大名のところに持って土下座をするようなところになる。これが利用者の声だったのです。いま一千万というワクを設けるとするならば、もし貸し付けの希望が多ければ、また利用者はそれに非常に不満を持つてくると思ふのです。したがって私は、初年度についてはワクを設けるべきではない、やってみたら、それが二千万も三千万も金が必要という結果になるならば、これは考えなければならぬかもしれないけれども、しかし、本来庶民

の金を預かった郵政省が、庶民の希望があるならば何も財投にだけ回さなければならぬという原則はどこにもないのですから、ほんとうに庶民を保護する意味からいへば、私は希望があるならばその希望に必ずすべきである。そのために十萬円と六カ月というワクをはめてあるのではありません。だから、その上になお総ワクに制限を設けることは、これは運用上、利用者にとつて非常に不都合が生ずるという気がするのですが、どうですか。

○廣瀬国務大臣 その点は阿部委員の御指摘のとおりでございます。せっかく庶民金融の制度を創設して、かえつてそのことによつて資金が足りない、貸す人と貸さない人が出てくる、その間に、もし故意に貸し付け者を選定するというようなことにもなりましたら、せっかくのこうした制度が全く怨嗟的になるというのを一番心配しておるわけでございます。総ワクについてはおっしゃることもよく私もわかつておるわけでございます。すけれども、何ぶん郵便貯金は御承知のように財政投融資の非常に大きな要素をなしておるわけでございます。そういうような関係省庁との打ち合わせの関係もありまして、一千万ということをただいま予定いたしておるわけでございます。しかし、実際やってみまして、総ワクをそういうことに限定することによつて非常に大きな支障を来たす、不都合を来たすということでございます。すけれども、そうした実情に比べてまたさらに考えなければならぬ、一応事業の創設のためには、そういうこともやむを得ないということでは、そういうことにいたしておるわけでございます。それから、将来最も大きな検討事項、改正事項といふことで考へてまいりたい、こういうふうな思つておるわけでございます。

○阿部(未)委員 貯金局長にお伺いしますけれども、大臣のお話はわかりましたが、具体的に一千万というワクを設けた場合に、一体どういう取り扱ひをすることになりますか。毎月の取り扱ひの量を定めるとか、半期ごとの量を定めるとか、そういうことになるのか、ずっと申し出があれば全部貸して、最後に一千万に到達したところであつては一切金融をしないという打ち切りをするのか、どういう考え方を持っておられるわけですか。

も、あるいはもっと少なくなるかもしれないし、いろいろ資金の回転をやりますので、できるだけたくさんの方々にこの制度を利用していただくようにわれわれつとめたいと思つておるわけでございます。なお、そういうことをやりますけれども、なお、いまもおっしゃいましたような形で、郵便局に行きました場合に、もう資金のワクがないので貸し付けをお断りするという場合も起こり得るわけでございます。すけれども、その場合でも、しばらく待たなければ、前にお貸しした方が最高半年でお返しいただくわけでございますので、若干の期間をお待ちいただくことがありますが、また御要望にに応じられるのではないかと考えております。

○石井政府委員 貸し付け資金を初年度一千万円を予定しておりますけれども、これは当初、いまおっしゃいました後段のほうで進めたいと思つております。つまり最初からこれは幾らというふうなワクを設けませんが、どんどん貸していきまして、ワクが一ぱいになりそうになりましたら、そこでこれをストップするというような形になるかと思ひます。

○阿部(未)委員 それならば、各個人についてはあまり不満はないかもしれませんが、しかし、これはもうその結果になりますよ、もし希望者が多いと。おそらく預金をするときには、こういう制度がありまして、この話をすると、そういう制度を期待して預金をされた方が、その時期になつて貸し出しを受けられないということになります。郵政省は預金をだした結果になりません。もう資金がなくなりましたからこれで終わりますというところになるわけでしょう。私は取り扱ひとしてはそのほうがいいと思ひます。郵便局が認定権を持つて、あなたには貸します、あなたには貸しませんということではこれはたいへんです。申し込み順にずっと貸していくのがいいと思ひますけれども、しかし結果的には、預金者については、資金がなくなりましたからこれはだめを願いますといつて、うそをいわなければならぬ、そういう結果になると思ふのですが、どういふふうになりますか。大体年度の途中からでも、この辺で貸し出しができないようになりまして、こういうことをテレビかなんかで宣伝をするとか、何かお考えですか。

○石井政府委員 実際の運営につきましては、貸し付けを受けられた方々がみんな半年の最高の期間をお借りになると思われませんが、また十萬円で、先ほど十萬円と申し上げましたけれども、

○阿部(未)委員 そういう理屈でいけば、もうワクを設ける必要はないではないかという議論になつてくるわけですね。どうも率直に言つて、あなたの方の計算には少し疑問があるのです。三十万貸し出しで二百億という計画を当初立てておつたわけですが、今度は十萬にはなつたけれども一千万という計画でしよう。三十万貸し出しで二百億で足りるというように勘定をしておつたのが、今度は十萬円貸し出しで一千万というのでしよう。どうもあなたの方の勘定が具体的に、さつき科学的なと申し上げましたが、ほんとうに科学的な基礎に基づいておるのかどうか、非常に疑問を持つておるのです。それだけに貸し出しを受けようとする国民にとってはたいへんな問題になつてくるわけ、それを予定して預金をしておつたのに貸し出しが受けられない。しかもこの一番いいところは、手軽にすぐ貸してもらえるというところが、あなたの方のうたい文句じゃないですか。それを若干の期間待つてもらわなければならぬということになつてくると、手軽がいいとしても、すぐには貸してもらへぬ。すぐ貸してもらへぬといふことは、手軽ではないといふことになつてくるのです。そうすると、創設をした意味が非常に半減して、くるといふ気がするのです。そこで一番いいのが預金の貸し出し総ワクを取つ払うことだ。あなたの方

がほんとうに科学的な根拠に基づいて数字をはじいてお持ちになっているとするならば、そう一千億を大きくオーバーすることはないはずで、そのために十、六、六ができたのですから、それならば、もう一千億というワケを取り払って、希望者には全部お貸しをする。その結果が八百億になるのか、千二百億になるのか、それはわかりませんけれども、そう大きい変動があるような数字をはじいておるとするならば、あなた方は何の仕事をしておったのかということになりますよ。そうでしょう。したがって、私は一千億を目途としてとかいうようなものならば、まだ幾らか理解ができます。私も数字は自信があります、若干一千億を上回っても下回ってもその近所であります、とお答えになるならば、それでけっこうです。

○石井政府委員 一千億のワケで考えました場合に、いずれにいたしましても限度額に達してお断わりしなければならぬということはお断り得るわけでごさいます、ただいま御指摘のように、総ワケを制限しないでお貸しすれば、そういう心配は一切ないということでごさいます、私たち計算いたしました際に、定額貯金を中心に考えたわけでごさいます、定額貯金の中で半年は据え置き期間でごさいます。この据え置き期間内に払い出しをいたしますと、半年たてば四・二五%の利率を適用されるわけでごさいます、それがベナルティと申しますか三%という低い利率で払い戻しをせざるを得なくなるわけでごさいます。その半年の期間の方々は、特に新しい貸し付け制度の利用者であらうかと思ひまして、この間の利用者の方々は、総額の六割の方が今度の貸し付け制度を利用されるのではなからうかというふうにごさいます、そのあと半年を過ぎました定額貯金の場合は、十年間預金ができるわけでごさいます、その間の方々は大体二%ばかりの方々が利用されるであらう。ちょうど先ほど私が申し上げまし

た一千億円を四回転ということになりますと、大体そういう方々の御要望には応じ得られるというふうにごさいます、この計算が正確で絶対間違いないかどうかといわれますと、それはまさに推測でございまして、いろいろいまおっしゃいましたようなときにお断わりを申し上げるというふうなことも起こり得るかと思ひますけれども、できるだけそういうことのないように努力したいと思ひます。やむを得ない場合は、窓口にお断りの方を御案内いたしましてお客さまにお断りの方を申し上げて、トラブルの起こらないように十分注意したいと考えてお断りさせていただきます。

○阿部(未)委員 私は専門家でありませんから、その数字の根拠については詳しくないのです。たとえば六カ月前のものの貸し付けを受けるものが二%とか、あるいは六カ月前のものが六%とか、そういう数字は詳しくありませんけれども、少なくともあなた方が計算をされた十萬円で六カ月前、そして八萬八千に貸し付けをするという計算でいくならば、一千億の資金が必要であらうというふうにお考えになったわけでしょう。したがって、その一千億というものは、それが十倍になつてみたり、それが十分の一であつたりするものではない。確かに利用者には相手ですから、びしゃつとした数字は出にくいでしょうけれども、数字を扱っておるあなた方としては、大体一千億が必要であらうという計算をなさつたのですから、狂いが出たとしても上に五百億とかあるいは下に二百億とか、その程度の狂いでしかないというものでなければ、数字が全く根拠のないものになるのです。数字というものはやはり根拠のあるものでなければならぬ。そうすると、一千億というところに限度を引いてしまふのは問題がある。全然取つたのが困難であつたとしても、少なくとも一千億を目途とするとか、何かそこに一応の目標として、若干それが上回つても運用ができるような方法を講ずべきではないかというわけでごさいます。

○石井政府委員 その点につきましては、今度実施までの間に、関係各省でいまの一千億の総ワケも含めて相談することにならうかと思ひます。御指摘の御趣意はよくわかるわけでごさいます、いろいろ関係方面との折衝もございまして、ただいまの御意見を体しましてよく話し合ひをしたいと考えております。

○阿部(未)委員 関係方面にばかり気をつかわぬで、貸し出しを受けるほう、国民のほうに目を向けて、国民が何を期待しているか。こういう制度をつくつたことそれ自体が、あなた方は預金者の保護、預金者の利便ということを考えておつくりになったのですから、せつかつくつたのに、関係方面で仏つて魂入れずということのないように、たとえ一千億が一千二百億になつても、この程度のことはやれる、数字にも自信があればやれるはずですから、その辺はこれから検討課題として十分に御努力願ひたいと思ひます。

大蔵省、お見えになつていまして、大蔵省のお考えは、大臣に私は一度この前予算委員会の分科会でお伺ひしたのですけれども、一九七二年三月十四日の「エコノミスト」に「エキサイトする庶民金融戦争」というのが出ておるわけですね。これによりまして、庶民金融については大蔵省はまっこうから反対だといふふうになつておるわけですが、今日でもなお反対でございまして、

○磯辺説明員 お答えいたします。この郵便貯金法の一部改正法案が生まれ出るまでは、やはり関係各省でそれぞれの立場から大いに議論したことは事実でございまして、しかし、そういう議論の過程を経まして政府提案をいたしました現在のところでは、そういう議論というのは全部関係各省間ですでに氷解いたしました、意見の一致したところでこの法案が出ておるわけでごさいますから、大蔵省がこの法案に反対ということとは決してございせん。

○阿部(未)委員 われわれが聞く限りでは、当時大蔵大臣も私にあまり賛成でないということをお断りされたのです。ですから、会議録を見れば

明らかですけれども、私は、大蔵大臣が反対をしようとも、これだけ国民の要望のある庶民金融については議員立法でもつくりましようと言明したことがあるのです。したがって、少なくともこの四月ごろまで大蔵大臣が反対であつたということとは間違ひないし、大蔵省も幾つかの理由をあげて反対をしておるようでごさいます。この「エコノミスト」の記事がうさだたということになればこれは別ですけれども、これだけでなく、多くの新聞記事等を見ましても、ずっと大蔵省が反対を続けてきたようでごさいます、いまおっしゃるように、政府としての方針がきまつたわけですから、これ以上大蔵省としても反対するわけにいかぬでしょうが、そこでお伺ひしたいのですが、これも新聞報道ですけれども、この問題が出たときに、特にこの郵便貯金は何か非常に優遇してあるの、百五十万円までの免税について一般の金融機関と同じように申告をさせるべきである、そういう何か意見が出たように聞きましたが、そういうことございましてか。

○磯辺説明員 お答えいたします。この法案が生まれるまでにつきましては、各省間でいろいろ意見の交換があつたことは事実でございまして、また、現在の郵便貯金制度、それからまた民間金融機関との権衡の維持という意味におきまして、より一そう合理的に今後検討していこうというふうな考えを持っていますことはまた事実でございまして、

○阿部(未)委員 だから私は、責任の持てる人を出席させてくださいと言つてある。銀行局長が理財局長が来てくださいますと、何か参議院のほうに会議があつて出られないということであつた。責任持てますかと言つたら、責任持てますと大蔵省のほうから言うからあなたに来てもらつたのです、私の聞いておるのには、いろいろ議論があつたことはだれが考えてもわかつております。いま私が具体的に伺ひましたように、郵便貯金は百五十万円まで免税である、銀行預金についてはマル優の制度があつて、百五十万円までは申告制度をとっている、したがって、郵便貯金につ

いても申告制度をとらせるべきであるという意見があったかどうか、それを聞いておるのです。

○磯辺説明員 それは課税上のバランスをとる意味におきまして、どういった方法をとれば一番いいかということで、議論の途におきましてはただいま阿部先生御指摘のように、百五十万円の限度というものを守るために申告したほうがいいんじゃないかと、いろいろ意見が出たことは事実でございます。しかし、それはこの法案が出るまでに、やはり税制問題だけではなくて、金利の問題、それからいろいろな問題につきまして、いろいろ、そのときそのときに議論が出ましたので、そういった議論が出たことは事実でございますけれども、今回の郵貯法の法律案が出ましたときには、そういった問題、つまり申告制度をどうする、というふうな問題についてはもう氷解しております。

○阿部(末)委員 氷解したということですから、こうですけれども、私はそういう大蔵省の発想がおかしいと思うんですよ。大蔵省は大体常に金融資本のほうばかりに目を向けて、銀行がどうかという、郵便貯金は補充的な金融機関であるとか、私は郵便貯金こそ国民の大量のためには基本的な制度だと思っておるのです。したがって、百五十万円の預金総額があるわけですから、もし預金総額の限度百五十万円までを申告せよとするならば、同時に郵便貯金になぜ百五十万円という預入制限を設けるのか。民間と同じように無制限に貯金したらいいじゃないですか。その百五十万という総額の制限は設けておきながら、申告をさせるべきだとかハチの頭だとかいうのはおかしいじゃないですか、大体話が。だから私は責任の持てる人と言ったのですが、これはどうですか。

○磯辺説明員 大蔵省がその申告のことを云々いたしましたというのは、決して郵便貯金の百五十万円の限度があるなしということではございませんで、巷間伝えられるところによりまして、まあこれはきわめて一部の不心得な人かと思えますけれども、郵便貯金という形を借りまして、そこにいろいろと限度オーバーの預金をしておるとか、あるいは税務署のほうからの郵便局に対するそういった源泉監査であるとか、あるいは所得の調査等をいたしましたために、それを奇貨として郵便貯金に脱税資金を預金しておるといふようなことを巷間聞くわけでございます。ですから、そういった不心得な人をやはりチェックする必要があるんじゃないか、決して郵便局のやり方が悪いという意味じゃございませんで、そういった不心得の脱税者を何とかチェックできないか、そういった観点で申し上げたわけでございます。決して現在の郵貯制度の百五十万円の預金限度云々の問題については申し上げたわけではございません。

○阿部(末)委員 あなた巷間のことをたいへん気にしておるようでございますけれども、郵政省と話し合いをしてみて、そういう事実があるのかないのか。それは全然ないとは言えぬかも知れませんが、人間のしておることですから。それは銀行のマル優だって私はずいぶんあると思えますよ、卒直に言って。郵便局だけじゃない。それを言うならば、特殊な例を取り上げるならば、銀行のマル優だって私はあると思うのです。特に郵政省の扱った郵便貯金のほうにそういう事例が多いとするならば、役所同士で話し合いをして、そういうことが起らないようにすべきであると思うのです。郵政省は、そういう問題について大蔵省が大きい疑惑を持たれておる、それをどう考えて一体どういう手を打っておるのですか。話し合いをしたことがあるのですか。

○石井政府委員 お答えいたします。昭和四十五年の三月に、いまお尋ねの問題につきまして、郵政省と大蔵省、所管といたしましては貯金局と主税局の間におきまして「郵便貯金の百五十万円の総額の制限規定の勵行等について」という通達を流しまして、具体的に申し上げますと、架空名義の預入の防止、総額制限の規定の勵行、あるいはまたそれらを徹底するための名寄せの厳格化といったようなことを具体的に指示する通達を流したわけでございます。これはただいま話題に出ておりますような、郵便貯金によってそのような脱税をしておるような一部の不心得者がいるということについて、これは郵政省といたしまして、現在の国営の郵便貯金機関といたしまして、そのような脱税の温床になるようなことはわれわれとしても避けなければならぬというふうなことで、大蔵省と相談しましてこのような通達を流したわけでございます。いずれにいたしまして、そのようなことのないように郵政省としても協力しておるといふ現在の実情でございます。

○阿部(末)委員 通達を流したということはわかりましたが、勵行されておるかおらぬか。通達を出した以上はそれが勵行されておるかおらぬかを当然把握されておるはずですから、どういうことになっていきますか。

○石井政府委員 ただいま申し上げました四十五年の数字でございますが、郵便貯金が総額制限を超過したものの件数がございまして、四十五年の実績で申し上げますと一万六千八百七十一件、これはそれそれの年度におきまして百五十万円の総額制限を超過いたしましたので、減額措置をとりまして件数でございます。ちなみに金額で申し上げますと、制限超過額の金額で四十五年度は百九十一億円、四十六年度は百三十八億円、このような数字が出ております。

○阿部(末)委員 郵政省はちゃんと通達を出して、その結果も把握をして、そういう不心得な脱税者がないように努力をしておるように私はいまの答弁からは受けられます。その通達は四月に出したのでしょうか。四月にそういう通達が出ておるのに、あなた大蔵省と話し合いをして出した通達でしよう。それにもかかわらず、大蔵省が百五十万円まで申告制度にすべきであるなどというの、話し合いした郵政省は全然信用されておらぬということになる。大蔵省は郵政省を信用できぬから申告制度にすべきであるという意見が出てきたのですか。話し合いをして、通達を出して、

その結果についてもちゃんと把握をして、不心得者についても嚴重に取り締まってくることになっておるのに、なおかつ脱税者があるかもしれぬから、申告制度にしろという御意見であつたということですが、それでは、話し合いをしてみても、大蔵省は郵政省の言い分は信用できぬ、郵政省がしておることについては一向信頼ができないということですか。

○磯辺説明員 先ほど申しましたように、法案ができませんときには、やはり各省間でいろいろと議論を戦わすことは事実でございますけれども、現在、法案をつくりました段階におきましては、決して法律案そのものに対して大蔵省のほうとして異議があるというところはございません。

それからまた、いまの脱税云々の問題につきましても、郵政省のやり方が悪いとか、不徹底だとか、そういう意味では決してございませんで、これは先生御承知のように、やはり遺憾ながら納税思想というものが、必ずしも全國民的に見て、りっぱな人ばかりとは限らぬ。これは市中の金融機関につきましては、私たちが絶えず少額貯蓄の源泉監査をやるとか、あるいはまたそういう脱税資金が流れ込んでないかというところについて、絶えずいろいろな機会をとらえて監査あるいは調査いたしている段階でございます。ですから、郵便貯金につきましても、郵政省のやり方がまずいとかいう意味では決してございませんで、やはり数多くの郵便貯金者の中にはそういう人もおるではなからうか。だから、民間の金融機関に対して源泉監査をやったり、あるいは脱税資金を追っていったりするのと同じように、納税者に対する公平という意味において、それをやってはどうかという意見が出たというだけでございまして、これは繰り返して申し上げますけれども、決して郵便局のやり方そのものにわれわれがとかく申し上げたわけではございませんので、この点はどうか御理解いただきたい、かように考えております。

○阿部(末)委員 そうすれば、大蔵省のほうは、申告制度にすれば不心得な脱税者がなくなる、郵

便局にそういう監査をさしておったのではそれは
なくならない、やはりこういうことになりません
か、どうもあなたのお話を聞いておきますと。郵
政省はおたくと話し合つて通達も出し、その百五
十万の限度をオーバーしないように十分監査もし
ながらそれをやらしてやる、こうさつき郵政省の
ほうは答えておるのです。おたくのほうでは、申
告制度でなければどうも脱税が出そう、不心得
者がありそう、したがって、申告制度にするな
らば脱税はない、しかし、いまの郵政省の監査方
式でいくならば、脱税がある、こう見ておるわけ
ですか。役所同士で話し合つてみておるのだとい
うことですか、こう聞いておるのです。

○磯辺説明員 それは先ほど申しましたように、
法律案ができるまでに、そういういろいろな議
論が出たということは事実でございますけれども、
この法律案ができました段階においては、郵
便貯金の申告制度を適用するというふうな問題は
もう全部解決しております。

○阿部(未)委員 だから私は責任のある人に来て
くださいと言つたんです。この話を私はずっと新
聞を追つて見ていますが、この話が出たのは、さ
きの四月ごろじゃないんです。もっとあと、五月
になってから出ておるんです。郵便局のいわゆる
脱税問題については、これは四月に始まつたん
じゃないですよ。もっと前から、大蔵省が郵政省
を呼んで脱税についてやかましく言つたという記
事があつて、私はずっと前のこの委員会でも質問を
して、郵政省にはとるべき措置ということをや
んと話をしてあるのです。郵政省もそれに従つて
その措置をとつてきてはいるはずなんです。しか
るに、今日こつ然として百五十万の申告の問題が
出てきたということは、郵政省のやつておるこ
とを信用していない、大蔵省が直接申告制度をと
らなければ信用ができない、こういう思想があな
たにあるのじゃないか、こう聞いておるのです。
これはあなたの発想かどうかわかりませんが、
あなたばかり責めるのは酷だと思ひますけれど
も、私はなぜそう言うかという、この「エコノ

ミスト」を見てもらひなさい。何と書いてある。
大蔵省の役人が大蔵省は国家だと思つておるとい
うんです。ちゃんと書いてある。こういう発想が
あるんだ。大蔵省は国家だ、大蔵省の言うことを
聞かなければだめだ。私はこの「エコノミスト」
をかなり信頼しておりますがね。これだけ非難を
されるというのは、あなたの方のものの考え方
に――あなたを責めるのは酷だけれども、だから、
私は責任者に来てもらひたいと言つたんだけれど
も、そういう思想が大蔵省にある。だから、いま
のように、話し合いをして、郵政省としては通達
も出して一生懸命努力しているのに、なに郵政の
やることは信用できるか、申告制度にしなければ
だめだとか、そういうことをすぐあなた方は考え
出す。きわめて不当じゃありませんか。法案段階
でどうこうと言ひますけれども、法案段階で出
てきたのでしよう、これは。脱税の問題はずっと前
に出ておつたのです。そうでしょう。だから、私
はどうもそこところは納得いかないのですが、次
にだけ議論しておつてもしょうがないから、次
にもう一点伺ひます。

巷間伝えられるところですからけれども、いわゆる
公定歩合の引き下げをやつて、あわせて長期の金
利の引き下げをやりたいという大蔵省の考え方
があるようでございしますけれども、これは法律案で
ございしませんから、残念ながらわれわれ審議に
タッチできませんが、そういう考えがあるならば、
どういふ内容のものかお聞かせを願ひたいので
す。

○磯辺説明員 お答えいたします。全般的に現在
の日本の金利水準を下げ、それによつて現在の
日本の景気のすみやかな回復をはかりたい、同時
に、国際的に金利水準というもののバランスをと
らなければ、今後さらにますます外貨というもの
がふえていくであろう、その結果、さらにまた円
の切り上げという問題も起こりかねないというふ
うな観点から、現在国内の金利全般にわたつた
てその引き下げをはかるべく努力しているという
ことは事実でございます。したがひまして、公定

歩合の問題につきましては、日本銀行総裁の決定
することでございますので、私のほうから申し上
げるのはいかかと思ひますけれども、これもま
た巷間伝えられるところによりますと、一応日本
銀行総裁は公定歩合の引き下げを行なう、それ
によつて、同時に金利水準の全般的な引き下げと金
利体系のゆがみを是正していくというふうな考え
を持つておる、そのことは事実でございます。そ
れからまた、金利体系の全般的なゆがみをこの際
は正していきたいということ、これは大蔵省とし
てもいま希望しておるわけでございます。

ただ、郵便貯金金利の問題につきましては、先
ほど郵政大臣のほうからお答えがございましたよ
うに、現在郵政審議会のほうで御検討をいただ
いておるわけでございますので、私どもとしまして
は、その郵政審議会の推移というものを慎重に見
守つておるといふ段階でございます。

○阿部(未)委員 いわゆる銀行、特に日本銀行筋
では、郵便預金の金利の引き下げがきまらなけれ
ば公定歩合の引き下げをきめない、こういうふう
なことをいつておるようでございしますけれども、
これは指導機関である大蔵省としては、少し主客
が転倒しておるはせぬかという気が私はするわけ
です。あなた方は常に、私らは不満だけれども、
郵便貯金というものは金融機関の補完的なものであ
るといふことをおっしゃつておる。それならば、
その主流をなす銀行筋が、公定歩合なり長期の金
利の引き下げを実施して、郵便貯金は郵便貯金な
りに独自の立場で考えるべき筋のものだと思つた
のですけれども、郵便貯金がどうなるかによつて公
定歩合の引き下げとか長期の預金金利の問題を考
えるというものは、主客転倒じゃないでしょうか、
どうでしょう。

○磯辺説明員 お答えいたします。私どもが考え
ておりますのは、やはり金利というものは同じで
なければならぬという原則でございます。大蔵
省の考えを申し上げますと、確かに庶民の預貯金
というものは郵便局にもいつておりますし、そ
れからまた市中の金融機関、これは大銀行だけ

でなくて、相互銀行、信用金庫、信用組合、農業
協同組合というほうにも流れておるわけござい
まして、そういった中において、市中の金融機関
の金利が下がればやはり郵便貯金の金利も同じよ
うに下げてもらひたいというのが、大蔵省として
の希望でございます。ただ、これは公定歩合だけ
を下げた一般の貸出し金利の引き下げをはかる
というにはもう限界がございまして、この際公定
歩合を下げた一般の貸出し金利を一律に下げて
いく、それから各種の資金コストを下げていくと
いうためには、やはり一斉に金利水準そのものを
下げていかなければならぬというふうな観点に
立つて、いま検討をいたしておるわけでござい
ます。

○阿部(未)委員 私は、その専門的な日本経済の
動きがわかるわけではございません。ございませ
んが、しかし景気を刺激するために、率直に言つ
て、一番庶民大衆と呼ばれる方々の利用してお
る郵便局の金利を引き下げることによつて景気の刺
激を行なうとするならば、大資本、大企業のため
に庶民を犠牲にするということになるような気が
私はするのです。どうも大蔵省の考えは、大資
本、大企業に有利でありさえすればかまわない
じゃないか、庶民にどんな犠牲をかけようとい
ふはかまわぬという思想があなたの方の頭の中
にあつて、金利の引き下げということが至上命令
のように思はれておるようすだけれども、一方で
は、今度の国会で、外貨を減らすために、外貨を
大資本に貸し付けて、その利子は全部国が補助す
るとか、そういうようなことも考えられておるよ
うですが、そんな余つたお金があるのなら、何も
国民から、零細な庶民の金融の中から、さらに零
細な郵便局の金利を引き下げて犠牲にすることは
ないのじゃないでしょうか、どうでしょう。

○磯辺説明員 お答えいたします。非常に大きな
問題でございますので、どうも私から御答弁し
上げるには役不足なんです、その点についてはお許
しいただきたいのでございしますけれども、ただ金
利を下げるによつて、それで全部いわれる預
金者が一方的に奪われるというのではなくて、そ

れによって、たとえばいろいろな庶民ローンの金利が下がるか、あるいはいろいろな公共料金の上昇というものの対して、それを引き下げる効果を持つとか、あるいは非常に成功いたしますと、公共料金そのものの引き下げにもつながるというふうなことがございますので、その預貯金金利を下げるということは、必ずしも国民大衆にとってマイナスだけではなくて、長い目で見れば、やはりそれが還元され、プラスになってくるのではないかと考えております。

○阿部(未)委員 浅学ですから、私も詳しいことはわかりませんが、せんだつてのある新聞によると、公定歩合が〇・五%引き下げられると、新日鉄は一兆円の借り入れがある、したがって、黙っておって年間五十億利子を払わなくて済むことになるという新聞の報道がありました。しかし、新日鉄という会社が、一体郵便局なり銀行にどれだけの預金をしておられるのでしょうか。それはあなたの理論から言うならば、そこに働いておる労働者の賃金は上がってくるのだとかどうだかという、その理屈は成り立つかも知れません。しかし、少なくともその五十億の犠牲になっておるのは庶民大衆じゃありませんか。金利を引き下げることによって受ける被害が、新日鉄に五十億の利益をもたらす反面、庶民大衆はたまたま郵便局や農協や、そういうところに貯金をしておったばかりに損をした、こういう結果になってこないのでしょうか。私は、あまり詳しいことはわかりませんが、専門でありませぬから。しかし、あなたが言う、行く行くは公共料金もどうだとか、あるいは庶民大衆の利益にもなるという言い方をする前に、預金もしてないような大資本が寝ながらにして、何十億という利益になる。そうなるかならないか、大蔵省の計算はどうでしょうか。

○磯辺説明員 ただいま御指摘のございましたように、銀行、金融機関の借り入れの非常に大きい企業というのは、貸し出し金利が下がることによって金利負担がそれだけ少なくなるということでは事実でございます。当面の問題としてはそういう

うことが起こるわけでございますけれども、またそれが結局は、長い目で見れば、回り回って、いろいろな物価の引き下げにつながってまいりますし、それから貸し出し金利の引き下げ等は、単に企業だけでなく、やはり今後の庶民ローンあるいは住宅を建てるための住宅金融、そういった金利の引き下げにもつながってまいりますので、やはりその金利引き下げによるメリットというものは、国民全般がそれを受けるといふふうになるのではないかと考えております。

○阿部(未)委員 それで次に、少しお伺いしたいのですけれども、私は、もう少しいまの問題を議論したいのですが、かなり時間が過ぎましたし、しかもあなたでは率直に言って、国の政策にかかわる問題についてはっきりした答弁はできないと思いますから、また機会を改めてやりますけれども、私どもの感情から言うならば、あなたは近視眼的なものの見方と言うかも知れません。しかし、だれが一番大きな利益を受け、だれが犠牲になるか。どこかに損をする人がいなければ、どこかにもうかる人がいないことは間違いないでしょう。世の中の経済はそうでしょう。その原則に立つて考えるならば、たとえばいま貸し出しが三十三兆といわれておりますけれども、そうすると、千六百億ですか、膨大なお金がこの金利の引き下げ、公定歩合の引き下げによって浮いてくる。それはもうかる人間があれば、そのために損をする人間がある。だれがもうかるか、だれが損をするか、そこを原則に考えてもらわなければならぬ。このことをここでは特にあなたに申し上げておきます。

そこで、間もなく七月ですが、国債あるいは政府保証債を出すところになると思うのですけれども、国債並びに政府保証債についての金利の関係はどういうふうに考えておられるのですか。

○磯辺説明員 ただいま大蔵省として考えておりますスケジュールは、公定歩合の引き下げによりまして、短期の金利の引き下げをやりませんが、それと同時に、できましたら七月債から国債、政

保債、地方債、事業債、金融債、そういったものを含めて一斉に引き下げをやっていきたい、かように考えております。

○阿部(未)委員 大蔵省の考えておる、特に国債とか政府保証債は大蔵省の所管ですから、大蔵省が考えておる金利の引き下げ、保証債の利子の引き下げは何%ぐらいを考えておりますか。

○磯辺説明員 これはただいま検討中でございまして、やはり昨年の十月に一応そういった長期金利の引き下げが行なわれました。本年の四月にまた再度その改定がございました。かりにことしの七月にやるとなると、この約半年ほどの間に長期金利の条件改定、金利の引き下げを三回行なうかっこうになります。したがって、今回幾らというふうな詰めは、まだ十分できておりませんけれども、その半年の間の引き下げを見ますと、かなり大きな引き下げ幅になるかと考えております。

「委員長退席、内海(英)委員長代理着席」

○阿部(未)委員 これもまた巷間伝えられるところですから、確固たる根拠があるわけではありませんが、大蔵省、政府保証債あるいは地方債等についての大蔵省の考えでは、表面金利を七%から六・五%に引き下げるのじゃなからうか、公定歩合に見なると〇・五%、こういうふうな聞いておりますが、その場合のいわゆる応募者の利回りはどのぐらいたって下がることになるのでしょうか。

○磯辺説明員 国債は現在十年ものが七%でございまして、これをかりにクーポンレートで六・五に引き下げますと、アンダーバーの発行をいたしますので、応募者利回りが必ずしも〇・五下がるというのじゃなくて、たとえば〇・三下下とかいうようなこと、アンダーバーで調整して発行条件をきめる、そういうことになるかと思ひますが、ただ最終的にどの程度アンダーバーで発行するようになるか、これはまだきまつておりません。

○阿部(未)委員 大体計算でいくと、〇・二ない

し〇・三、そういう数字になるのじゃないかというふうな考えられますけれども、国債、政府保証債の引き受けはどういうところが大きいでしょうか。一般の方々がたくさん引き受けておられますか。企業とか金融機関がたくさん引き受けておられますか。

○磯辺説明員 本年度の国債について申し上げますと、一兆九千五百億の発行に対して、金融機関の引き受けが、ちょっと私、急なので手元にございませんが、約九割は、金融機関の引き受けでございます。

○阿部(未)委員 わかりました。大体私がお伺いしたいことは、何回にもわたっておりますが、少なくとも日本のいわゆる経済の基本をなす金融機関が金利引き下げについていろいろ議論をされておる中で、この引き受けておる応募者利回りの利子の下がり、大体〇・二ないし〇・三程度のものがある、そういうふうには私は理解しておりますけれども、それでよろしゅうございませうね。

○磯辺説明員 お答えいたします。七月債からの条件改定だけを考えますと、そういうことに相なりますけれども、昨年の十月以降の累計をいたしますと、これは〇・五以上かなり大幅のものになることになりました。

○阿部(未)委員 最後に、ひとつ大臣に希望として申し上げて、大臣のお考えを承りたいのですけれども、るる討論しましたように、郵便貯金というものはあくまでも国民大衆の零細な貯金である。しかし、今日郵便貯金の事業の運営は、企業努力によってかなり業績は悪くはないようでございます。したがって、幾らかでも経営努力によって資金の余裕等が生ずるならば、それを国民全体に還元するという意味で、社会福祉の関係とか、あるいは公害等の対策に対する還元とか、そういう方面について、郵政省としても幾らかでも、経営努力によって余裕が生ずるならば、それは社会福祉の方面あるいは公害防止の方面等に振り向けるような施策を国民全体のために考えにないかどうか、この点をお伺いしたいと

思います。

○廣瀬國務大臣 その点につきましては、私どもも着眼いたしております、将来の検討事項という事で、十分研究してまいりたい、こういうふうに思っております。

○阿部(未)委員 それでは大臣、最後にもう一点。郵便貯金の金利引き下げについては、ひとつ大臣が決意をもって、庶民の立場、大衆の立場、預金者の立場を守るということを確認しまして、私はこの質問を終わらしてもいいと思います。

○内海(英)委員長代理 次に、中野明君。
○中野(明)委員 ただいま阿部委員からいろいろと金利の引き下げという点について議論がありましたが、私もこの問題につきましては、かねがね当委員会におきまして、再三にわたりました大臣の決意をお伺いしたわけであります。いろいろ伝えられているところによりますと、相当金利引き下げに対する圧力といえますか、大臣にいろいろの圧力が陰に陽にかかっているやに聞いておりますが、先ほどから大臣も、重大決意をもって臨むという御答弁がありました。私どもも庶民のお金を預かっているところの郵便貯金の金利引き下げは絶対反対であります。いま大蔵省と阿部委員との議論にもありましたように、公定歩合を引き下げて、結局大企業擁護の姿勢がそのまま庶民大衆にしわ寄せになってくる、こういうことはとうてい認めることのできない問題でありまして、金利引き下げと交換条件にこの庶民金融の法律が出てきたのだという巷間のうわさも、先ほど大臣はきっぱりと否定をなさいましたので、その大臣の言葉を信用いたしておりますが、何といたしまして郵便貯金の利子の引き下げ問題、これが当面の課題になってくるのじゃないかと思う。大臣の決心によってこの問題は左右される問題になっておりますので、私から申し上げるまでもなく、まじめに働いている人たち、こつこつ貯金をしている人たちの金利を犠牲にしてまで公定歩合の問題云々に協力する意味は、私は全然ないと思います。そういう意味で、

大臣の決意にすべてがかかっておりますので、そういう底辺における零細な人たちの心を傷つけないように、大臣の決意で乗り切ってもらいたいということを思うわけでありますが、重ねて大臣の決意のほどを披露していただきたい、こう思います。

○廣瀬國務大臣 現下の日本の諸情勢、つまり景気の浮揚が思うようにまいっておらない、また外貨がどんどん滞留している、それを何とか解消していかなければならない、こういう状態が続けば、円の再切り上げもやむを得ないというふうなことに前提を置きまして、御指摘のように、郵便貯金の利子を含めて金利の引き下げの要請が強くあっておりますことは事実でございますけれども、私といたしましては、郵便貯金は本質におきまして銀行預金と違ふのだという、その信念に基づきまして、先刻るお答えいたしましたように、ただいま郵便貯金の金利のあり方については、郵政審議会の御議論を願ひ、その答申をいただきたいと思っておりますが、ただいまおっしゃったような郵便貯金は庶民大衆のきわめて大切な、貯蓄性を持った生活資金の預金の集積であるということを持てまいりたい、重大な決意をもって対処してまいりたい、こういうふうに思っております。

○中野(明)委員 大蔵省が見えておりますので、ちよつとお伺いしておきたいのですが、日本の国の物価は、政府がいろいろと公約をしておるにかかわらず、年々歳々上昇は目を見張る思いで、国民の生活を非常に圧迫しておるわけでありまして、この物価がどんどん上昇しておるにもかかわらないで、わが国の貯蓄率というのが非常に高い、このようにいわれておる、これについて大蔵省の皆さんがどういふふうに思っておられるのか。物価が上がっているのに貯蓄率が高いのか、どういふお考えをお持ちになっているのか、御意見を聞きたいと思ひます。

○磯辺説明員 非常にむずかしい問題でございます。私の考えが答弁になりますかどうか、はなはだ自信ございませんけれども、貯蓄がふえるということは、基本的には可処分所得がふえるという

ことが前提かと思ひます。また現在の貯蓄動向調査等を見ますと、貯蓄をする動機というのは、やはり不時の出費に備えるためであるとか、あるいは老後の蓄積のためであるとかいふふうなことがその貯蓄の大きな動機になっておると思ひます。かれこれ考えますと、一方においてはなるほど物価の上昇というのはいま思ひますけれども、同時に可処分所得が非常にふえてきておるといふことと、一方においてはやはり平生から、自分の不時の出費に備えていく必要があるといふふうな国民感情から、世界的にいいますと二〇%をこえるといふふうなきわめて高い貯蓄率でございますけれども、そういった貯蓄の慣行が生まれておるのだらうと思ひます。

○中野(明)委員 いま日本人の大多数の人たちが、現在には確かに気づいてない人もあるかもしれないけれども、一番心の底で不安を持っているのは、いまの御答弁にありましたように、不時の出費、家族の中で一人でもたいへんな病気になったときにはどうしようかという心配、もう一点は、いまお話が出ておりました老後、社会情勢がこのようになってまいりますと、年を寄ってから子供に見放されたらどうしよう、そういう二つの不安、これが非常に大きな比重になって国民全体にのしかかっていることは事実でありまして、私どもの考え方は、こういう大多數の皆さん方が人間として心配をしておるこの二つの問題を解決するのが政治の力である、このように信念を持っておるわけでありまして、ところが、現在のわが国の政治の状態は、残念ながらこの二つの問題については、先進国からいへばまだまだ遠い現状でございます。そういうところから、結局国の政治が行き届いてない、そのために国民の皆さん方が自己防衛といいますが、やむにやまらず、自分のことは自分でする以外ないというところから、苦しい中から貯金をしている。その貯金がいわゆる郵便局に集まっている貯金の内容の大多數だろう、私たちはこのように理解をしているわけでありまして、いわば国の政治の足りないところ、本来なら

は国がやらなければならぬ、そういう社会保障の充実を怠っている、そのために貯蓄率が高いという一つの傾向ともあらわれてきているんじゃないかならうか、このように見ている一人でございます。

そういうことから、あれこれ考えていきましたときに、とにかく公定歩合を引き下げなければならぬという考え方があって、大蔵大臣もかなりこの点については深刻に考えておられるようでありまして、これを下げたことによってすぐに連動的に郵便貯金の利子まで引き下げよう、しかも、これは同時にやりたいというふうな考え方のようにも私たちは見えるわけでありまして、この点について、この両者の連動性、公定歩合の引き下げと預貯金金利の引き下げ、それも、郵便貯金も含めて同時にやりたい、こういうふうな考え方になっておられるのかどうか、そこら辺はどうでしょう。

○磯辺説明員 私は説明員でございますので、きわめて事実的に申し上げたいと思ひますので、いままで五回の引き下げが行なわれました。近く第六回目の公定歩合の引き下げをやらうという考えでいま進んでおるわけでございます。現在、過去五回にわたりました公定歩合を引き下げまして、なるほど市中の一般の約定金利というのは下がりました。下がりましたけれども、実は、これは私たちが期待し、また考えておるほど下がっていないというのも事実でございます。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕
このたび第六回目の公定歩合のかなり大幅な引き下げをやりたいということでは進んでおるわけでございますけれども、やはり公定歩合を引き下げたとしても、それが公定歩合の引き下げだけにとどまらず、それが約定金利の引き下げということにつながってこなければその効果はないわけでございます。その約定金利の実際の引き下げにつながってくるというためには、どうしても過去五回の経験にかんがみまして、金融機関の資金

て、銀行の利益をそのまま現状維持させていくという考え方ではなしに、もうかっているところならば、しばらくの間でもやれるものかやれないものか、大体やれるという意見の人が相当多い、私はこのように見ております。そういう考え方も持

今度 簡便に申しますと庶民金融 この制度の
創設につきまして、自民党の政調会が調整、まあ

ざいます。これは、つまりこのことは貯蓄制度の一還をなすものであって、郵便貯金の性格を変へるものではないというふうに考えておるわけでございます。

今度の貸し付け制度の創設を政府提案として出

たしますと、たとえば貸し付け総額が十万円の限度をもうすでこえておる場合、あるいは貸し付けの資金の総ワク、かりに一千億と予定いたしておりますが、その総ワクに達しまして、どうしても資金が足りないというふうな場合、つまりい

れにいたしましたも、貸し付けをしないということについて正当の理由がない限り、これはすべての申し込み者に対して公平に貸し付けを行なわなければならない、さように考えております。

○中野(明)委員 先ほどの議論にもありましたが、いわゆるその総額ですが、貸し付けの総額、一千億とおっしゃいましたが、これはどこでどのようにしておきめになるのですか、そのところを……

○石井政府委員 今度の貸し付け制度を始めますためには、貸し付けの期間でございすとか、貸し付けの利率でありますとか、いろいろ政令で定めなければならぬことがあつたわけでございす。またそれとは離れて、別個に関係各省と協議して定めるということになるわけでございす。

○中野(明)委員 そのときに、先ほど阿部委員の議論にもありましたが、少し弾力事項といひますか、弾力を持たしてやらないと、いま申し上げたように公平の原則、利用の公平ということになりまふと、やはり利用の公平ということが満たされな。こういうことになりまふので、その辺の弾力を持たしての交渉というものはできないものでございす。

○石井政府委員 今後の折衝によっていろいろ話し合ひをすることになると思ひますが、従来までの考え方、大体一千億ということでこの制度の歯どめをしたいというふうな考えでございすので、関係各省との折衝にあたりまして、その辺の事情は十分主張したいと思ひます。

○中野(明)委員 主張しても結局通らなければ何にもならないことになるわけですが、これは実際に貸し出しの制度を始めたいとわからぬ問題でしようけれども、国民の中にたいへんな強い要望があり、国会でも多年の懸案事項でございすので、かなり利用者はあるのじゃないか、このように私たちも想像するわけでありますが、

そのときに、いまそと十分交渉してみろということなんですが、やはりある程度、これは相当弾力性を持ったことではないと私は悪いと思ひますが、その辺、大臣のお考えをお聞きしてきたいです。

○廣瀬国務大臣 御承知のように郵政省の原案と申しますか、旧案と申しますか、それは一人の貸し付け限度を三十万円ということにいたしました。総額を二百億円——二百億円と申しまして、六カ月の期限でございす。先刻も御説明申しましたように、四回ぐらゐ回転するところ、で八百億円になるといふような案でございすけれども、そうだと、さつき阿部委員も御指摘になりましたことがもう少しひどくなりまして、郵便局に貸し付けを願ひ出たけれども、全くそのようないことができなかったといふようなことで、むしろ庶民金融に対するこの制度の創設に非常な恨み、怨嗟の声をさつき申しました。そういうようなことが出るといふことが非常に心配になります。

御検討をいたしたいと思ひます。御案を承りますと、各政党がそれぞれこの問題につきましまして、真剣に御研究をいたしたいようございまして、各党それぞれ違つた御見解のようございまして、結局いろいろ勘案いたしまして、私もといたしましては、まあ乏しき愛を、ひとしからざるを憂へるというふうなことで、金額は十萬に減らしまして、乏しくなりましたけれども、そうすることによって多数の方に利便が移ると申します。利用の貸し付けの希望者を多くすることができまふわけでございす。しかも、総額も一千億円というところに、二百億に比べますとかなり大きく飛躍いたしましたわけございす。しかし、これはただいまのおこぼれにございす。しかし、これはただいまの制度の一番心配の点でございすけれども、先ほど申しましたように、郵便貯金の原資は財投のお金になつておりますことは御承知のとおりでございまして、そういうことであるにかかわらず、こういう制度を創設したということ

になつておりますわけでございますが、私も、私どもは、財投にはほとんど関係ない。ということとは、預金者が生活上の不時の入費に際しまして預金を引き出す。それを引き出すことは金利の面から不利です。他にお立てかえしたまふとしようといふのがこの構想の根本をなしておりますわけでございます。すから、郵便貯金を引き出すべきものが、引き出さずに貸し付けをするといふことでございす。それから、私は、財投の原資とは関係ない、こういうふうに私考しておりますわけでございます。すけれども、郵便貯金が財投の要素であるといふことは間違ひないわけでございます。そこで今度の法律案のたてまは、この貸し出しの総額につきましては、関係省庁の協議事項ということにいたしておりますわけでございます。法定いたしておりますわけでございます。今度の推移を見まして実情、実態に應じてさらによく協議を重ねまして、増額の必要があれば増額するといふようなことで納得を取りつけなくてはならない。もと

も庶民金融の制度を開くそのことについて、各方面にいろいろ反対の御意見もあつたわけでございます。私どもも説得に努力いたした結果、道が開かれたわけでございます。そのときと同様な努力をひとつ重ねまして、御指摘のような点が将来非常に難渋を來す、そこを來すといふこととであれば、ひとつその方面は打開していく。そしてほんとうに庶民から喜ばれる金融制度にいたしたい、こういうふうに考えて進みたいと思つておりますわけでございます。

○中野(明)委員 大体的見通しが、貸し出しを始めてみましてから途中ででもついてくるわけですから、もしこれがとうてい無理だといふことになつたときには、関係各省とあらためてその時点で少し早目に相談をして、限度額をもう少し少しふやして、そういうふうな含みを持った折衝をしていただいていただきたいといふふうに思ひます。それで、各省間で相談したときに、一千億でこれでもうだめですといふことでなしに、両方考えら

れるわけですね。全部満たされるか、一千億希望者が出るかどうかこれも疑問ですから、一がいに云えないわけですね。そういう最悪の事態が來た場合には、あらためてその少し前の時点で相談できる。そこまでは交渉の余地をひとつ残しておいて取りかかつていただきたい、このように思ひます。

それから次、六十八条「省令への委任」のところですが、「貸し付けの条件及び手続に必要事項は、省令で定める」といふことになつておりますが、どういふことをお考えになつておるのか、具体的に説明をしていただきたい。

○石井政府委員 第六十八条の省令で定める事項として予定いたしておりますのは、まず貸し付け条件の細目、貸し付け及び返済の具体的な手続等を定める予定でございす。

おもなものとして考えられますのは、まず貸し付け手続でございす。これは貸し付けを受けようとするときは、郵便貯金の担保貸し付け申し込み書兼貸し付け金受領証あるいは借り入れ証書といふような、これは仮称でございす。そういうものとともに、担保とする貯金の証書または通帳を提出していただくといふようなことを予定しております。

また、返済の手続でございす。これは期限前返済、つまり半年以内でも返済ができるといふようなことを認めますとか、あるいは返済はすべて一括返済を予定いたしております。分割した返済は認めない、そういうふうなことを返済手続の中で触れたいと思つております。

また、貸し付け金の利子の計算の方法等につきましても、この際に省令で定めたい、そういうふうなことがおまな内容でございす。

○中野(明)委員 それで証書を持っていけば郵便局で借りられる。必ずしも自分が居住しているところの郵便局でなければならぬ、そういうことじゃないのですか。どこでも借りられるようにするといふお考えなのですか。

○石井政府委員 この郵便局でもいいことにい

たしたいと思ひます。

○中野(明)委員　そうなりますと、この貸し付け限度額ですね。貸し付け額はいわゆる制限額十万円をこえた場合、このように書いてあるわけですね。十万円をこえてはいかぬ。こえたときは「その旨を当該貸付けを受けた預金者に通知する。」という六十五条でなっております。あちこちでもし借りられた人がおつたとしたら、どこでだれがチェックするか。チェックというのですか、限度額をこえたというのを確認するとかいうか、そこら辺はどうお考えになつています。

○石井政府委員　ただいま御指摘の貸し付け金の限度額の監査でございますが、このようなことを考へておるわけでございます。

まず、現在郵便貯金の利用者の方々の実態を調べてみますと、九六%までは利用する郵便局が一所に定まつておるといふふうな数字を持つておるわけでございます。そこで郵便局では、預金者の方から貸し付けの申し込みがありましたときには、自分の局に備えてある貸し付け帳簿等によりまして、その方がすでに貸し付けを受けておられるかどうか、また十万円の額を超過しておるかどうかといったことのチェックをするわけでございます。なおまた、地方貯金局におきまして、これは百五十万円の限度額をオーバーしておるかどうかという点と、同様の名寄せを行ないます。再度超過の有無をチェックする。そういうふうなことで、いまお尋ねのようにAの局、Bの局、Cの局でそれぞれ同じ人が十万円を借りるということがないようにはチェックをするわけでございます。その手続等につきましては、法律でこまかくいろいろ書いておるわけでございます。

○中野(明)委員　そのようになりますと、非常に数は少ないにしても、チェックをしようとするものとめんどろなことになると思うのですが、こういう制度ができたことによつて、いわゆる郵政省の要員の問題ですが、これは現状のままでいけると思つておられるのか。やはりこういう新しい仕事がつふたので、要員をふやさなければならぬといふふうにお考えなのか。

うふうにお考えなのか。

○石井政府委員　今度の貸し付けを行なう場合に、要員が増えるかどうかというお尋ねでございますが、先ほどちょっと御説明申し上げましたように、大体全国二万の郵便局でこの仕事をやるというにしまして、大体一局、一日、一件から二件程度の平均になるであろうという推定をいたしておるわけでございます。しかも、この手続は非常に簡単に、貯金証書さえ持つてくればすぐそれに判こをばんと押して貸したというのを記載すればすぐお返しするといふふうな、きわめて簡単な手続でやるといふことを考へております。

これは現在でもその方が郵便貯金をおろしにしないでなつた場合は、やはりおろすための手続が必要でございますので、今度はその手続は必要でなくなる、それが振りかわるといふふうな考えられますので、この新しい預金者貸し付け制度ができることによつての事務増は、ほとんど問題にならないであろうといふふうな考へております。なお、実際にやってみました上でいろいろの問題が出てくるかと思ひますけれども、現在のところさうに考へておるわけでありませう。

○中野(明)委員　いまのことはよくわかるのですが、私いまチェックすること、これはかなりめんどうな余分な努力になりはせぬかというふうな気がするわけですが、その面での要員というものをちょっと心配したのですが、これは実際にやってみないとわからぬこともございませうので、現在の答弁では、要員は現状のままでいけるといふことで了解しておきます。

それから、先ほどこれまた問題になつておりました制限額十万円というものは、私も非常に不満でありまして、現在の貨幣価値からいいますと十万円というのはあまりにも少額に過ぎる。せめて当初の考へのように、最高制限額を三十万円くらいにはすべきじゃないか、こういう考へを持っておるわけでありまして、もちろん預金がない人は当然借りられないわけですから問題はないわけですが、これも、最高の制限額を三十万円にしてお

いたからといって別に差しつかへはないのじゃないか、そのように考へておるわけでございます。特に今日の社会情勢から考へましても、せっかくこの制度を開くわけですから、利用者からほんとうによかつたと思はれるような制度にしたいかなければならぬので、先ほど大臣も将来の懸案事項といふことで御答弁になつておりましたが、ぜひ最高限度額を引き上げていくように、これはもう法律事項となつて法律に書かれてしまひまして、省令事項じゃないので、また法律改正が必要になつてくると思ひますが、ぜひ早い機会にそういう方向に努力をしていただきたい、このことを重ねて私の立場からも要望しておきます。

それから、いま一点、預金者が貸し付けを受けた場合と、払い戻しをしてあらためて預けた場合と、プラスマイナスといふのですか、どちらが得でどちらが損か、こういうことについて簡単に説明をしていただいて、もしあれでしたら資料を届けていただきたいのです。一応いまの問題について説明だけしていただいて……

○石井政府委員　この点は具体的な数字をあげまして資料で見たいというところが一番よくおわかりいただけたらと思つたのでございませうが、実際の扱いといたしましては、郵便局の窓口にお借りになつた場合に有利であるという場合と、むしろ貯金をおろされたほうが有利であるという場合とを、それぞれ明快にわかるような表をつくりまして、利用者の方々の便利に供したい、さうに考へております。なお、御指摘の数字を表としまして別途お届けしたいと思ひております。

○中野(明)委員　委員長、いま資料を要求しておきましたので、よろしく願ひいたします。

○高橋委員長　はい。

○中野(明)委員　それからもう一点、お金を取り扱うのには必ず事故とか犯罪とかいうことが起こるのにもう通例であります。が、郵政事業を現在まで行なつてゐるにあたりましては、やはり内部でも監察があり、かなり努力しておられるようですけれども、犯罪といふことについては、あるいは事

故といふことについては、あとを断たないというのが現状であります。が、このたびまたこういう新しい制度ができる。そういうことになりましたと、やはりその点も心配になる一つでありまして、国民の要望にこたへてこういう制度ができるという形になつてきたわけですから、新しい制度のもとでそういう不幸事が起こらないように、ぜひ指導監督というものを強化していただきたいと思ひますが、この予防措置といふのですか、対策といふのですか、そういう点について大臣の御決意をお聞きしておきたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣　御指摘の点も、新しく庶民金融を創設するについてはきわめて重大な問題でございます。まして、いませつかういふ制度を創設してしまひても、金銭的な事故が起こる、あるいはまた取り扱いに不公平があるといふようなことになりましてはたいへんでございませうから、その点は特に戒めてまいりたいと思つております。が、郵政省は、御承知のように、事業の性質上現金を扱います事柄が多いので、特に郵政監察局というのを設けておりますわけでございます。この局で特にさうした事故の防止あるいは事故の摘発等については、絶えず努力を特別な機関といたしましていたしておられます。また、郵便局の窓口にお金を出すという制度の点から申しますと、すでに約五十年ばかり前から、簡易保険の加入者に対して、払い込み金額の範囲内において契約者貸し付けというのをただいままでずっと長く実行いたしておりますわけでございますが、こういう簡易保険の加入者貸し付けについても、すでに事故が非常に少なくなつておると私は考へております。ですから、全然新しく貸し付けを創設するといふこととは違ひます。また、事故の防止については、関係の従業員の間違いのないよう指導をさらによく平素いたしますとともに、郵政監察の機能を十二分に發揮いたしまして、事故の防止あるいは摘発に努力

いたしまして、国民の期待に沿うようにしなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございます。

○中野(明)委員 いま大臣のお話にありましたように、ひとりこの制度だけのことじゃございませぬけれども、事故を未然に防ぎ、郵政事業の信用を失墜しないように、特にこういう新しい制度ができて、そしてこの制度のもとで事故が起こるということになりますと、ますます信用の面にも影響してくるわけでございます。ただいま大臣から懇切な御答弁がありましたので、それで一応了承いたしますが、今後とも、お話がありましたように現金を扱う仕事が大半でありますので、事故の絶滅に努力していただきたい、このことを重ねて申し上げておきます。

それから、農林省からもおいでいただいておりますので、これ一丁だけ説明をしておいていただきたいのですが、先ほどちょっと触れました五月十九日の政調会長のあつせんの中で、四項目にこういうことが書いてあります。「郵便貯金貸付けの実施と関連し、農漁協の金融体制の整備をはかるため、農漁協貯金保険制度を創設するとともに、為替、国庫金取扱等の業務を農漁協に行なわせる。」このように四項目に出ておりますが、この中で、農漁協保険制度の創設と、もう一点為替業務、この二点について、内容はどういふふうにお考えになつてゐるのか、また具体的にどうなるのか、御説明をいただきたいのです。

○松元説明員 お答え申し上げます。第一点の預金者保護でございますが、これは一般の金融機関につきましても、四十六年に預金者保護制度の法律ができたわけでございます。その場合に、農協内のように単協は金融事業以外の事業をいたしておる。いわば販売事業、購買事業をいたしておるというところもございまして、したがって、一般の金融機関と同じ制度でもって預金者保護制度の中に入るとは制度上いろいろむづかしい問題があるということで、その段階では入らなかつた

わけでございます。実は農協におきましては、別途、いわば自主的と申しますか、そういうことで自主的に預金者保護制度をやっておつたわけでございますが、やはり自主的の制度だけでございまして、力の点でいろいろ不利な点もございしますものから、かねてから、いわば農漁協にふさわしいような預金者保護の制度はないだらうかということを検討しておつたわけでございます。いよいよ金融情勢がますますむづかしくなるものでございしますから、農漁協にふさわしい預金者保護制度を創設いたす、もちろんこれは法律改正を要するわけでございますから、したがって、次の国会を目標といたしまして検討しようというところで、目下検討を開始してゐる、こういうわけでございます。

それから第二点の為替業務でございますが、これも御案内のように、農協は金融機関でございますが、一般の金融機関と違ひまして、為替業務は現在認められていないわけでございます。したがって、たとへば卑近な例を申し上げますと、出かせぎした農家が国元へ送金しようという場合でも、自分の系統の農協を利用するということができかねる、こういうわけでございます。したがって、いまして、いわば預金の受け入れあるいは貸し出しというだけじゃございせん、さらに広い意味で、金融業務、これをよりスムーズにするという意味から申しまして、為替業務をいたしたい。ただし、これにつきましても、御案内のように農協は非常に数も多うございします。一般の金融機関でございますが、農協はそれぞれ独立の人格を持つておるわけでございます、非常に数も多い。したがって、為替業務をやるためにはどのようにしたらよろしいか、それには業務上の体制の整備が必要でございます。そういう点も検討いたしまして、これも法律改正を要する事項でございますから、次の国会を目標にいたしまして内容を検討いたしたい、こういう趣旨でございます。

○中野(明)委員 わかりました。

では以上で私は質問を終わりたいと思ひますが、先ほども阿部委員も申されましたように、郵便貯金の金利の引き下げについては、私どもも異常な関心を持っておりまして、絶対にそうあるべきでないという強い信念で大臣も臨んでいただきたいということを、蛇足で、だめ押しで申しわけないのですけれども、あらためて強く要望いたします、終わりたいと思ひます。

○高橋委員長 この際、午後四時まで休憩いたします。

午後一時二十分休憩

午後四時九分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続けます。栗山礼行君。

○栗山委員 郵政大臣を主として中心に、郵便貯金法の一部改正案が難産をいたしてございまして、ともかく本委員会に上程されました質疑をいたすというところにつきまして、非常に感慨深いものがあるわけでありまして、おそろしく国会でこの法律案件について質疑をいたすべき場面は皆無でないか、こういう想像をいたしておつたのであります。が、はからずも一決をいたしまして、きょうの委員会の運びになったということにつきまして、私もともに喜ぶ一人でございします。私はそういう前提できょうは若干の時間をおかりいたしまして、なぜこの問題がいろいろデマも誤解も含めまして非常に混乱化して進んでまいつたかというような点を明らかにいたしまして、この法律のあるべき方向を定めてまいるといふことが望ましい、かように考えておりますので、同僚の皆さんの若干のごしんぼうをいただいで時間のお運びをお許しをいただきたい、このように考えておる次第でございます。

大臣がお見えになりましたから、大臣からお伺いを申し上げますが、いわゆる新聞を通じて

うかがう範囲でございまして、直接はこの問題にあまり突っ込んで意見を交換いたしておりません。ただ、ときおりの場面で、庶民ローンの問題について政治生命をかけて取り組んでまいるというふうなことを、直接、間接お伺いをいたしてまいつたのであります。率直に申し上げまして、その後かねや太鼓の鳴りの入りでこの問題が非常に国民の拍手かっさいを受けるという法律に発展いたしましたことも承知をいたしておるのであります。そのやさきに、私はふと感じましたことがございします。大臣は政治生命をかける間接に言われておる。確かにミクロ的にも、マクロ的に申し上げても、政治生命をかけるに値する、その内容の高い価値判断があるのじゃないか、こういう大臣の政治的識見について、疑う余地のない評価をいたしておつたのであります。ただ、その手段と方法というものが、私は今日の結果から申し上げるのではありませんけれども、あなたの御記憶を新たにしたいだいたらいと思つたのであります。非公式の場面でそういう話がございしましたときに、私は若干大臣の意見に迎合せず、しかも、それは賛成だということを表示いたさなかつた場面を御記憶をあらためていただきたいと思ひます。その事柄は、私は一つは大臣があまり行き過ぎられると、かえつて政治家としての政治責任の問題に発展するやもしれない危険が内蔵するのじゃないかということが、私のインスピレーションで受け取つた一面でございます。

それから一面は、私は廣瀬大臣の人格をいろいろな人から伺つておるのであります。個人の、あるいは政治家としての御人格あるいは徳望というものを疑うものはありません。それだけに私はとまどう感じを持ったのであります。それだけのこの問題を実現せしめる事柄につきまして、少し安直な姿勢でながめておられるのではないかと、こういう感じを受けたのであります。何かいろいろ問題を行ないますときには、いまの政治は大蔵官僚政治であるともいわれております。財政を握つておるところがいろいろと直接、間接に日

うかがう範囲でございまして、直接はこの問題にあまり突っ込んで意見を交換いたしておりません。ただ、ときおりの場面で、庶民ローンの問題について政治生命をかけて取り組んでまいるというふうなことを、直接、間接お伺いをいたしてまいつたのであります。率直に申し上げまして、その後かねや太鼓の鳴りの入りでこの問題が非常に国民の拍手かっさいを受けるという法律に発展いたしましたことも承知をいたしておるのであります。そのやさきに、私はふと感じましたことがございします。大臣は政治生命をかける間接に言われておる。確かにミクロ的にも、マクロ的に申し上げても、政治生命をかけるに値する、その内容の高い価値判断があるのじゃないか、こういう大臣の政治的識見について、疑う余地のない評価をいたしておつたのであります。ただ、その手段と方法というものが、私は今日の結果から申し上げるのではありませんけれども、あなたの御記憶を新たにしたいだいたらいと思つたのであります。非公式の場面でそういう話がございしましたときに、私は若干大臣の意見に迎合せず、しかも、それは賛成だということを表示いたさなかつた場面を御記憶をあらためていただきたいと思ひます。その事柄は、私は一つは大臣があまり行き過ぎられると、かえつて政治家としての政治責任の問題に発展するやもしれない危険が内蔵するのじゃないかということが、私のインスピレーションで受け取つた一面でございます。

本の政治に、政策の方向に、困難な障害にぶつかっておりまことは、私どものサイドからながめましても、それから官僚の行政をやられる皆さんからも、身に徹して経験豊かな問題であらうかと思うのでありますが、さらに一般の市中銀行や他の金融機関の受けとめ方というものをどう評価するか、こういうこと等々を私は先見性をもちましてながめてまいって、そしてこれに向かつて政治的な適応策をもつて、笛や太鼓ではやし立てることによってできた事実をもって国民的なかっさいと歓呼の期待を求める、これが政治の政治たるゆえんではないか。こういうふうには理解をしておられますが、これがいまなお私の一つの政治についての哲学と申しますか、感覚でございます。こういうことから、率直に申し上げまして、国会でいろいろ附帯決議がございましたことも私も承知をいたしております。またいまの日本の金融機関で、信用組合をながめましても、信用金庫をながめましても、あるいは農漁業協同組合をながめましても、あるいは市中銀行をながめましても、個人を対象とした庶民ローンの問題につきましても、統計の示すところによりましても、四・四というような低位な——この数字の根拠はよくわかりませんが、それほど庶民の金融について否定されておった、あるいは外に置かれておった、こういうようないままでの金融制度の実態と照合いたしまして、これはこの種の庶民の貯金の、寛容の精神を堅持しつつ、しかも、みずからのものを、みずからの必要なときに、一定の制約と限度において利用ができるのだ、こういう制度ができてまいりますことは、むしろおそきに失するが、私はこういう判断をいたしておたのでございしますが、それは日本の金融はゆがんだ金融政策をとっておったということが、政治家としてこれを評価しないということであれば、何か少しおかしいのではないか、こういうふうには考えておたわけございまして、あなたにやるべき問題が山積いたしておりますか、そのことを裏返しに言えば、準備一切完了、発車という態度がございしますかと

いう私の態度であつたわけでありま。その根底は、先ほども申し上げたのでありますが、ともかくこの問題に大きな拍手を送り、これの実現のトップをひとつ廣瀬郵政大臣にしていたらという大きな期待をひそかに寄せておたというものは、私もその後に落ちない一人でございます。そういう点から、私自身をいたしましては、官僚の一個のへつらい、あるいは思いつきや、あるいは大臣がひとつ将来の先見性を十分持つて土俵に上れば勝負は必ず勝つんだという一つの体制の上にもものを運ばれるということが望ましいのであつて、その内容に到着しないときに、私は、庶民ローンというように一つの打ち出し方をされるというところに実は幻滅を感じ、これは失敗に発展しなければいけないということを、心ひそかにこいねがった一人でございます。

私は、きょう公式に私の心の中を申し述べて、その態度を表明してみたい。とかくへつらいとおべんちゃらと追従については日本人は一番弱いのでありま。しかし私は、やはり厳とした父のようなきびしい姿の中に、底知れない本性の愛情と本質を求めていくということも、政治に加えられた役割だ、こういうふうには考えてまいりますときに、私は、安直な迎合と妥協は許さない、こういう一つの考え方でございます。果たせるかな、新聞あるいは各省、各金融機関、私どもに至りましても、市中銀行あるいは農協、そういう金融機関たるすべての団体から猛反対の陳情や要請等が参つて——私は御案内のとおり、きょうは古川丈吉先輩がいられまはせんが、大阪の純農村でございまして、それから都市近郊農村がございまして、それから、都市化というものがごく最近行なわれました。後進的な都市化への様相に転じておるというような地域におる者であります。私の親戚の者も農協の幹部をいたしております。また、私が借金いたしましたときに、その幹部の判がなければ金を借りられぬ、こういう経験等も持つておるわけなのでありますが、これなんかにつきましても、そういう農協の基本的なものの見方から私

に一つ鋭い批判と意見がございました。国会の内容についても、大蔵委員の方々、あるいは名前は申し上げませんが、農林に参加している委員の方々が、痛烈なるこの問題の論議を展開する、この問題にそのように大きな、将来の郵便貯金が庶民ローンというところが適切か、あるいは立てかえ払い制度という表現が適切か、これは学者が一定義をするのが望ましいというふうに思うのであります。いづれにいたしましても、郵便貯金それ自身が庶民ローンとして貸し付け制度を行なうというところに、所管の大蔵省から、あるいはまた金融機関から一つの大きな反響をまき起こしたということ、大臣みずから、いいことにつけ、悪いことにつけ、あるいはさびしいことにつけ、あるいはいろいろの意味において、悲喜こももこの心情で今日をお迎えになつたということについて、私は十分了解ができるのであります。

簡単に今お尋ねいたしますが、ただ、長年のそういうような衆参両院、それから日本に、少なくともそういう庶民を対象とする庶民ローンがない、せめて財投の原資を傷つけず、しかも、むしろ貯金が増強されて、そして信頼を高めて、そのなかからみずからのワーク内における貯金の限度内立てかえを求めようという一つの事柄につきましても、先ほど申し上げましたように、非常にりっぱな政策的な内容でございます。これは大臣のみずからの発想によつて石井貯金局長に命ぜられたのか、官房長に命ぜられたのか、あるいは幹部会に提出をされて、その所信を表明されて同意を求められたのか、私はその間の事情はよく存じないのであります。私は、私はその間はよく存じないのであります。たいへんことば長いようございしますが、まずその基本姿勢というところ、少なくともこの問題を取り上げようという動機と、あなた自身の独自路線による発想の経緯はどうか、この点について明確にお答えをいただきたい。

○廣瀬國務大臣 郵便預金者の貸し付け、これは簡便に庶民金融と申しておるわけでございます

が、この創設からんで、私の困難はたいへんなことであらうという御推察をいただきまして、当初から非常な御同情を賜わり、また何かと複雑なお気持ちになつておられたという御心境を拝察いたしまして、まことにかたじけなく、感謝にたえない次第でございます。

栗山委員御指摘のように、実は二月の早々にこの構想を打ち出したわけでございますけれども、当初世間の世論は、意外に圧倒的多数の御支持をいただいたかのごとく思われたわけでございますが、その後の進行ぶりは、御心配を賜つたようなたいへん困難な道をたどつて、やつと今日に到達をいたしましたわけでございます。その間いろいろお話がありましたが、各方面の反響というものが非常に強力に行なわれたのでございします。やつと法律案ができ、きょうはこうして熱心な御審議を賜つておるわけでございます。ほんとうにあれを思い、これを感じて感慨無量、一口に申しますと、皆さま方の御協力に對しまして感謝の念で一ぱいであるわけでございます。

大蔵省との関係、農林省との関係、それは農協との関係になるわけでございますが、そういうふうなところに非常に隘路がある。むずかしい問題が横たわつておた。また、政府外におきましては、民間の金融業界あるいはたいだいま申しました農漁業協同組合、漁業協同組合というようにいろいろ複雑な関係があつたわけでございますが、逐次こうした方面の御理解と御協力を賜つて今日に至つたわけでございます。

私が一番心配いたしましたのは農協の関係でございます。これはお互い国会に席を持つて農協を忘れてはならない、農民層の支持をいただかなくちゃならないというふうなことがあるわけございまして、この点は最初から私格別な配慮をいたしてまいつたつもりでございます。幸いこの点は、先刻中野委員から農林省当局に御質問があり、また御答弁がありまして、農協としましては、この庶民金融法案ができるに伴ひまして、非常に大きな収穫があつたと私は考えておる

昭和四十七年六月八日

のであります。これは農協の貯金の保険制度の創設であるが、これは国庫金の取り扱いあるは為替の取り扱いというふうな、非常に意外のえものがあつたのだ、収獲があつたのだと私は考へてゐるわけでございます。農民の方々、農協の方々に對しましては、せめてもこのことによつて御満足いただけるものでないか、私はかように確信をいたしておるわけでございます。

また、大蔵省の關係も、これまた午前中御答弁がありましたように、いろいろ複雑な問題がございまして、これも折衝にはいろいろ骨を折つた経路をたどつたわけでございますけれども、どうやら最終的には御了解いただきました。今日のような法案になつたわけでございます。

いずれも、いまから考へますと、各方面の御協力に對しましては非常に感謝をいたしておるわけでございます。この上は一刻も早く成立をさしていただきます。そして庶民に喜ばれる制度の創設でなくちやならない、かういふように考へております。

重ねて申し上げますが、栗山委員には、その間において私の立場を非常に御理解賜りまして、格別な御同情をいただきました。その御懇情に對しまして心からお礼を申し上げる次第でございます。

この法律案の立案、つまりかうした考へ方をだれがやつたのかというお尋ねでございますが、これは申すまでもなく、昭和三十七年度から四回にわたりまして、衆参両院でかういふような制度を創設すべきである、かういふような検討を真剣にやるべきであるという御決議をいただきましたことが源であるわけでございます。源泉であるわけでございますが、さらに世界各國の状況を調べましても、郵便貯金をやつておる国が、かなり多く、貯金の預入ばかりでなくて、貸し出しも実施いたしておる。また営利を目的としない公共的な貯蓄銀行、これは外国に例が多いわけでございますが、かういふような機關におきましても、庶民の金融をいたしておるという事実もござ

います。かういふような事実も踏まえて、さらに、特に私のかうした提案につきましては、申すまでもなく、ただいまは国民の福祉の増進を最も重点的に優先的に考へなくちやならないというあらわれである、かういふ際にこそ、かねがね考へておりました郵便貯金の預入者の庶民金融の道を開くことこそ、かうした考へ方にマッチするものであるというのを強く考へたところにその発想のもがあるわけでございます。

しからば、かういふことをだれが考へたかと申しますと、これは私はじめ郵政省の關係者がござつて考へを練り、そして案をつくり、さらにみんな力を合はせて努力いたしまして今日に至つた。つまり私を先頭といたしまして郵政省あつての熱願、その熱願の達成の時を得たことでございしますから、この際ぜひやろうというところで、みんな気持ちを合わせ、力を合はせて今日の法案ができたのだ。しかし、そのいきさつを考へますと、国会議員の皆さん方には格別ごつかいにあつておるのであります。最初、今度の国会に政府提案で出したいという念願を持つておつたのでありますけれども、あつちにあつちのうちにぶつかりまして、これはとうてい実現はできないという絶望感に一時はおちついたわけでありました。しかし、議員の各位が与党、野党ともに、ぜひともこれは実現すべきである、国民のそうした期待に沿わなくちやならない、国民の支持が圧倒的に強そうだと、大蔵省に對しても農林省に對してもいろいろ問題はあろうが、かういふことを解決して、ぜひかうした制度を創設すべきであるという皆さんの御協力、実はそうしたことが非常に刺激になりました。最終的に自民党のあつせんといふことになりました。関係各省庁の折衝がうまく済むといふことになつたわけでございます。その原動力は、国会議員の皆さん方、与野党一緒の皆さんの御鞭撻、御協力によつて今日になつたことをしみじみ考へておるわけでございます。最終的な形は政府提案といふことになつたのでございますけれども、私の気持ちは、これは議員提案

でやるべきだといふことを私は党内におきまして強く繰返し主張いたしましたのでございますが、どうした都合でございませうか、結局政府の責任をもつて提案すべきである。つまり、百年の歴史を持つております郵便貯金制度におきましては、貸し出しという新しい制度を創設しますといふことは、郵便貯金制度の画期的な改革であるわけでございます。ですから、これは政府が責任を持つてやるべきだといふ党の御意見であつたかと思ひます。私は議員提案のほうで国会で御理解がいただきやすいといふように考へておつたのでございますけれども、どうも、かういふ形になつたのでございます。かういふことになつたについては、皆さんの非常な御協力が背後にあつて、その御促進によつてかういふ結果になつたといふことを感謝いたしておるわけでございますが、だれがかういふことを思ひつづき、だれがかういふ案をつくつたかと申しますとお尋ねに對しましては、ただいま申しましたように、私を先頭にいたしまして、挙省一致の協力によつて、また考へ方によつて、かういふような案ができたのだとお考へいただきました。かういふ思つております。しかも、それは累次の先年來の国会の決議に基づきましての考へ方であるといふふうに御理解賜りたいと思つております。

○栗山委員 ちよつと委員長にお願いを申し上げます。私の話は、要約したいと思つておるわけでありまして、非常に重要な内容を將來に持つのであります。若干の時間の経過は、ひとつ委員長の御配慮でお願いを申し上げたいといふことを、この席で公式に申し上げて御了解をいただきたいと思つております。

加藤先生、ちよつとお願ひを申し上げます。あなたも自民党を代表される筆頭の理事で、私の尊敬する先生でございます。お願いをいたします点は、私が時間を経過いたしました、発言中止のじやうな連絡がどことなくあるわけでございますが、きょうはもしかういふことがございしますら、たいへん先輩に礼を失するのであります。私の質問を保留するといふ態度でひとつ臨み

たい、かういふ私の意思が存しておりますことを御賢察願つて、かういふことのないようにひとつお願い申し上げます。かように考へております。いま大臣にお伺ひをいたしまして、どうも私の推定認識といふことよりないわけでありまして、なぜ申し上げたかといふことにつきまして、私は大臣がこれだけの先見性と、それから大臣としての識見をお持ちになつていらつしやるということについてはけつこうであり、高い評価をするといふ一人なであります。これは先ほど申し上げたとおりであります。だから、おれの発意である、そしてそれについて政治生命をかけて実現に向かつて幹部諸賢の、あるいは関係方面の了解と同意を得られるようにといふこととお運びされるということとは、これはきわめてりつぱな政治家の取るべき態度でございまして、私はさういふ勇敢にひとつ発言を求めたのであります。しかし、発言をして、いろいろ裏議の内容等も伺つてみた。それから、かねがね自分もさういふ庶民ローンの問題といふのをこれは検討したらどうか、いわゆる廣瀬アイディアといふ一つの発想をもつて、関係の幹部諸君とはかつて、これに専心しようといふことで今日に至つていろいろ紆余曲折を踏んだのだ、かういふふうな理解をいたさなければならぬといふ御答弁であつた、かういふふうな独断でありますけれども、さういふ推測的な判断よりないわけでありまして、私は、一つは率直に申し上げまして、これだけの議員歴と、そして郵政大臣としての政治的能力を發揮されるという廣瀬郵政大臣としては、アイディアはよろしい。アイディアも、そして実現に向かつて有効適切な一つの手段を伴う一つのアイディアと行動が望ましい。若干根回しをしないうちに、ある人によると、これはひとつ大臣になると何か一点スタンダードプレーで、あるいはまた点数かせぎといふふうなことがよくあるのだ、廣瀬大臣はさういふ人格の方でないけれども、官僚といふものは何か大臣を祭り上げて、そしてさういふふうな方向に進ませていくといふ弊が各所にあるんだといふことを私は常々耳

にいたしておるし、またある一面は肯定し得る実感に触れておる一人でございませう。私はいずれにいたしまして、最終的には郵政大臣それ自身の誇りであり、それ自身の責めとして私は取り扱っていただかなくてはならぬ、こういうことであらうかと思うのでありますが、しかし、走るのみであって、それを足固めをして優勝のゴールに入るといふプロセスを忘れた一つの内容の感を入たのであります。この点を大臣がどのように考えていらっしゃるか。先ほどいろいろ議員立法の問題とか、国会の議決という問題がございませうが、その以前に、やはり閣議の問題もございませうし、それから閣議する各省との関連もございませうし、これはなかなか、事務サイドの問題もございませうけれども、大臣の政治的な一つの折衝の方向をもって進めていくという、いろいろ一つの問題をお運びになるのにかように御苦心なさるかということにつきまして、私は野党でありませうけれども、与党の皆さんのその役割について、また高い評価を、理解をいたしておる一人でございませう。たいへん大言壮語するようでありませうが、みずから知り相手を知るところに私はほんとうの民主政治があるんだ、今日のように、みずからの論で、みずからの力とみずからの政策が絶対だということに私はいいものが生まれてまいらないし、これは民主主義の破壊者である、こういうふうには私は結論づけておるのでございませう。

たいへん説教めいたことを申し上げるようでありませうが、そこで、前段にお尋ねいたしましたのは、少し勇み足程度でなくて、ものをほんとうにはかかっていこうというものについては、ひそかに諸準備を整えて、あけたときにはものがないとなつたと、こういうふうには運んでもらえなかつたというところについて、私自身非常にぎんぎんにたえない感情をいまなお持ち続けておる。ゆえにこの問題はどうかという一つのお尋ねを申し上げた内容でございませう。

実は、貯金局長が二、三回会いにいらつしやつた。私は会う必要を認めぬということであらうておらないのであります。私は、大臣を補佐する、それで所管の局長が何回かいますで、こういう問題で国会で審議を求め、あるいは御意見を、御協力をというようなことで、またわれわれとも不可分の関係として、説明を求めたりあるいはレクチャーをやりましたりすることは当然でございませうが、そういう方向が、小党であるがゆえかどうかが存じませんが、一回もございませう。こういう中で今日終始をいたしておるのであります。貯金局長の行政才能を一本テストしようじゃないかということ、私は会う必要はないということであらうておらないのであります。実は次長に、私はたまたま他の用件がございまして会いません。これはこのことで会いに行つたのじゃないのであります。私語になりますけれども、私の旧知の関係であります。かつて大阪郵政局で人事部長をいたしておりましたのが、貯金局長の次長をやつております。こういう人間関係がございませう。私はそのときも知つて知らないふりをいたしておつたのであります。やあ君か、という一つの親近感を持って胸襟を開いて語るところを避けてまいつた内容がございませう。ただ、これだけばかり申し上げた。ほんとうに諸君はこれをやつてゐるのかどうか。おれは大賛成なんだ。大賛成なるがゆえにこういう大げさな庶民金融制度というふうな看板を掲げるというの、だれがこういうことをするのだ。宣伝か、ぶちこわしか、あるいは建設か。こういう路線をばくは疑うのだ。だからその点で私は所見を異にするから、以上この問題について深く取り上げて皆さんと協議をするという意思はない。こういう態度で、私はある意味でそのあやまちを善意に警告してまいつた一人でございませう。

だからほんとうにやろうとすれば——なかなかうまい表現を小坂案で書いております。さすがに彼は、自民党の政調会長としての表現と内容だといふことに感服をいたしたのであります。が、このように形でこの問題を運んでまいるべきものなんでありまして、こんな大げさに庶民金融、いわゆる庶民ローンという一つの制度的な内容という中身はないのです。調べてみたら、結局、私自身から率直に申し上げますなれば、庶民ローンというものについては、もっと別な角度からこれをとらえていかなければならないのではないかと。たとえば貯金をする、申し込んだ、そして一回か二回か確実にそれを支払うという条件のものをお貸しいたしまして、もういかに、これがいわゆる一つの庶民ローンといひますか、ローンのローンたる本質であります。

ところが、これは定められた貯金の中で、この限度内でこれを立てかへすこともやぶさかではない。しかも、金利というものについては、きわめて一時的利用になるのだから低利で進めていこうじゃないか。これはどこに金融制度の内容を持つのか、こういうことなんです。運用制度もしくは立てかへし制度というものが本質であるといふふうに理解をするのであります。そういうオーバーな表現をして騒ぐことを拍手かさいだといふことであつては実現を至難にするという根源的なところの発想や取り組み方、官僚諸君やまた大臣も自信過剰で、おれのところに妨害なしというふうな感じがあつたのではないかと、こういう感じをいままで持つておつたのであります。重ねて私は、いまの心境として、きょうこの問題がやがて、私のあとで土橋委員の質問がございまして、おそろく決着する、結論に到着するものと思ふのですが、ほんとうに顧みて、あなたがどのような一つの考え方を、私のそういう意見についてお答えになるか、再度明確にひとつ御答弁をいただきた。

○廣瀬国務大臣 重ねて御指摘でございませう、なるほど私は郵政大臣でありまして、郵政省のトップでございませうから、私の考え方もかなり今の制度創設についてはあります。それでございませうけれども、その辺は御解釈は御自由でございませうけれども、やはりこうした大きな問題は、省の幹部、少なくとも省の幹部が力を合わせていろいろ知恵をしぼり、努力を重ねていくというふうなことでなければ上がらないわけであらう。そういう体制で進んでまいりましたことは事実でございませう。しかし、勇み足であつたというふうな御指摘をいただきましたが、いまから顧みますと、ああもやつておけばよかつた、これもやつておけばよかつたという反省をさせられる点はいろいろあります。それでございませうが、非常に困難な事態にぶつかりまして、この数カ月、私自身といたしましては、この庶民金融のために頭が一本でございまして、とにかく何とかして実現させていたきたいという念願で明け暮れていたわけであらう。今日この段階になりましたこと、非常に心から感激をいたしております。少しかつてに進み過ぎたんじゃないかというふうなおしかりも、私は当たらない点はないというふうな、いまになって考えさせられております。わけがございませう。

それから、まあ内容につきましては、金融ではないじゃないか、ほんとうの庶民ローンという大げさに打ち出したことは不当じゃないか、最初庶民金融というふうなことで相当大きく打ち出したわけがございませうけれども、なかなかこういうことでは大蔵省の理解がいただけないということ、実質は、たゞいま先生が御指摘のように、郵便貯金の預金者に対して、その預金の範囲から、生活上の不時の出費に對して預金を引き出すべきであるけれども、預金を途中で引き出しますと利率の点において非常に不利があるし、それで別途お立てかえたいとしますよという実質のものであることは間違いないわけであらう。最初から構想といたしましてはそういう考え方であつたわけですが、庶民金融というふうな打ち出しましたものから、実質についていろいろ誤解を招いたことを反省いたしました。その後は説明を変えて、ただいま申しましたようなことにやり方を変更いたしましたわけがございませうが、なる

ぼつていくということなら、その方向性が立つの
じゃないか、いかがでしょうかということ、私
は先輩の意見を求めて歩きました。しかも、私の
勘どころについて、それは客観的にいろいろ技術
上の問題もございませうけれども、そういう一つ
の路線で野党が理解をしていくのなら、われわれも
ひとつ決意を新たにしてお返ししようじゃないか、
こういうような合意の問題もございませうが、
こういう一つの中身をわれわれに素人にもなれ
ず、そして皆さんが点数かせぎや独自路線を歩ん
でこられたということについては、私はどうして
もわからないというのがいまの現状でございま
す。これにお答えをいたしたくとは思いませんが、
こういう今日までのわれわれの真情、経過処置の
ありましたことを、これは後世の記録に明確に残
しておきたいと思っておりますので、あえてひとつ
言を呈するということで御承知をいただきたい、
かように考えております。

同僚の委員から、先ほどまで農林省と大蔵
省——農林省の松元農政局参事官に御足労をわづ
らわしておるということでありました。大蔵省農
銀行局の総務課長さんでございまして、御足
労願つておつて、先ほどちょっと御答弁を伺っ
ておつたのでございますが、若十一、二の問題に
ついてお伺いを申し上げてまいりたいと考えてお
ります。

お願いをしておきますが、なかなかエリートで
ありますから、官僚中の最高峰のエリートであ
りますから、頭の回転が早いし、われわれをひと
うまくなをするということはないでございま
す、この問題はほんとに純真に、素朴にひとつお
答えをいただきたい、こう思うのであります。

率直に申し上げまして、大蔵省が大反対をされ
た——私はずばりものを申し上げます——その根
拠は何か。たとえば今日の低金利政策との関連と
か、いろいろ政策上の問題もございませう。し
かし、郵便貯金の金利と公定歩合との問題、一
般の市中金利の問題との関連において、どのよう
に認識をされて水田大蔵大臣がこれに反対され

か。先ほどの一つの説によりますと、それはプロ
セスだ。結果においては閣議決定して出してお
るというところは賛成じゃないか。——とんでもない
詭弁だと私は思う。私はそういう結果が、私とけ
んかをいたしました結果、仲よくなつて、合意に
達することはあるはございませう。しかし、
それは結果であります。そのプロセスがどうい
うものであつたかというところに私は問題の重要性
があると思つておつて、私は磯辺課長にそ
ういう政治上の責任まで負わせるということとは
どうかと思うのであります。ほんとう言うところ
さんと一騎打ちを私はやりたいのです。農林大臣
を尊敬しておつて、その尊敬しておる農林大臣に
こままでやられたというふうなことにについては、
一言もつて私は裏切られたという感から、農林大
臣にものを言いたいのでありませうけれども、な
なかそうも参らない、こういうことであなたに当
たるのであります。大蔵省が筋道立てて反対す
る根拠、政策的な根拠というものを伺ひ申し上げ
たい。

○磯辺説明員 お答えいたします。最初に、た
だいま先生から御指摘ございましたように、率直に
いままでのプロセスにおいてどのような理由で反
対したかそれを言えということでございます。す
で、お答えさせていただきますが、ただ結論的に
申しまして、午前中にも御答弁いたしましたよう
に、法律案をつくり出すについては、それぞれの
立場、それぞれの意見によつて、それぞれの忌憚
のない意見をぶつけ合うということは事実でござ
います。したがつて、これから私が申し上げます
ことも、そういう法案をつくり出すまでの間に
議論いたしましたこととございまして、現在にお
いても、なおかつこれにこだわらして、この法
案に大蔵省が反対の態度をとつておるといふ趣旨
ではございませうので、その点あしからず御了承
願ひたいと思ひます。

こういった法律案をつくり出すについて、大蔵
省として問題であると言ひました第一の論点は、
簡単に申しまして、第一番目にはわが国金融制度

から考えまして、郵便貯金というのは制度が一貫
して国民大衆の貯金の受け入れ機関である。した
がつて、そのためにいろいろ特別な貯蓄増強の
ための、定額貯金制度であるとか、あるいは税制
面において、これは優遇といつて、かつしから
れたことがございませうけれども、特別な、民間金
融機関の預貯金に対する制度と違った制度をとつ
ておる。そういうふうなことで、純粹に貯蓄機関
としていままで歴史的に育つてきた。したがつて、
これに新たな与信機能というのを持たすというこ
とについては、これは金融制度上非常に大きな変
換につながつてくるので検討する必要があるとい
うことが第一点でございます。

それから第二点の問題といたしましては、財投
に關連する問題として取り上げましたけれども、
わが国では民間金融機関、それから政府関係金融
機関というふうに大きく信用事業というものは分
れておりまして、国の営む金融信用事業という
は与信業務と受信業務というものが明らかに分か
れておるのではないかと。郵便貯金としてはその受信業
務というものを専門にやつておつて、それを財政
投融資計画というところで一元的に与信業務を運用
してゐるのである、したがつて、こういった与信
業務、受信業務が明らかに分かれて、そして、そ
れがわが国の経済の発展なり、あるいは社会生活
の改善、そういったことに寄与して定着してきた
制度であるにもかかわらず、その受信業務である
郵便局の窓口においてこの与信業務までやるとい
うことにいたしますと、この財政投融資の制度に
よる一元的なそういった資金の運用等の問題から
見まして、それは問題となつてくるのではないかと
いうことが第二点でございます。

それから、第三番目の問題といたしましては、
民間金融機関との関係でございまして、これは官
業、民業というふうなゆるなわ張り争ひをす
るわけではございませうけれども、民間の金融機
関は、都市銀行から各種の中小金融機関を含めま
して、その与信業務というものについては、それ
まで伸びてきたわけでございますけれども、ただ

庶民金融については、最近においてかなり力を入
れてやつていこう、それからいろいろな貸し出し
の内容、金利の問題についても、一生懸命やつて
いこうというふうなところに、郵便局という、窓
口をたくさん持つてゐる官業の金融機関があらわ
れて、そこで官業、民業の業務上の争ひというも
のが第一線において行なわれることはいかがかと
いうふうなことが第三点でございます。

それから、第四点としまして、郵便貯金金利の
あり方につきまして、かつて郵便貯金のシェアと
いうものがそれほどでもないときには、あえて問
題にもならなかつたこととございませうけれども、
現在のように、十兆円をこえるような膨大な資金
量を持つておる、そういった郵便貯金制度がある
わけでございます。しかも、その郵便貯金の金利
というのは、御承知のように一般の金融機関とは
違つた規制を受けておつて、郵貯法によつて
規制を受けておる。いわば金融制度のち外にある
といひますか、そういった状況でございませうが、
これが貸し出し制度を認めることによって、ま
ます巨大なそういった一つの金融機関が出てく
る。そうすると、金融の一元的な運営というもの
に支障を来すようになるのではないかと。

こういったわけで、主としてその四点からこの
貸し出し制度については非常に問題が多いとい
うことを私たちは申してきたわけでございます。
○栗山委員 大体問題の予想されておる公式な説
明をされたと思ひます。私は、四点について肯定
し得る内容を持たなくてはならないのであります
が、その根拠を私申し上げて、再度あなたと論争
を展開するというようなことは、他の委員諸公も
御迷惑だということを考へるのであります。

お尋ねでない第二問として、一般の公定歩合及
び金融機関の金利値下げ問題と郵便貯金の値下げ
問題との関連を寄せて、いみじくもあなたの御答
弁があつたのであります。これなんかもまさに
主客転倒の感を私はいたすのであります。私が先
ほど大臣といひたりしてゐることをお聞き
をいただいていたように、あなたの言われてお

一つの論点の郵便貯金の制度上の問題というものの取り上げ方が、全くそれは小学校の算術計算の一つの答えの理論の展開をされておる、こういうことであるかと思ひます。私はそこに発想の大きな根源の誤りがあるのじゃないか。

それから、割り切つて、財投原資という郵便貯金制度の本来性からその運用、与信的な運用制度をやつてまいるということについては問題がある、こう言われるのであります。これは先ほど申し上げているように、一定の積み立てたものについてのワケ内の九〇%案が小坂案であります、どういふことになつてくるか、政令の決定する問題であります、その範囲内でひとつお立てかえを短い期間いたしましょう、これがあなたの言われる金融政策という一つの結びつきになるかどうかということが一つの問題であります。

それからいふ一点は、公定歩合と郵便貯金の金利との関連性をお尋ねいたしますが、法的根拠で、あなたはどこにそのいふものが、頭のいい人でありましたから、郵便貯金法もおそらくお読みになつていらつしやると思ひますが、臨時金利調整法の適用の中でひとつこれを、金利問題を対処しようというようにこれまで水田大蔵大臣が発言されておるといふことに私は漏れ承つておりますが、とんでもない。大蔵省というものは、ほとんど横車を大企業のために——私は民社党でありますから、共産党の発想をしたくございませんが、ほんとうに市中金融のためにそれほど必死な反対をされるという根拠は一体どこにあるのだ、こういうふうな考えざるを得ないのであります。木来から申し上げると、この立てかえといふものは、あるいは仮払いといふものです、一つも金を貸さないのです。お預けになつて、緊急やむべからざる問題について、絶対かたい、一銭も損しないワケ内でお立てかえしよう。利息は、郵便貯金の本旨にかんがみて、営利じゃないんだから、一つの適正な金利をちやうだいしよう、こういうふうな立てかえ払い制度といふんです、仮払い制度と

いうものが金融政策だといふ一つのすりかえをされるところに問題があるのじゃないか。そういう事柄がだんだんエスカレートいたしまして政調会の調整となり、結果においてはいろいろ言われたとおりの、あなた方は功成し名を遂げて、いまや日銀も——あなた、きょうの新聞をお読みになつたと思ひますけれども、公定歩合の問題で、郵便貯金の金利との、審議会の経過まで見合はして、それとの関連において公定歩合を延期するといふようなことを佐々木日銀総裁が言われておる。日銀総裁にもものを申さなくてはならぬといふ一つの問題は、あまりにすりかえがあり過ぎるのじゃないか、これが私の率直な意見であります。

本来金融政策上の問題からいいますと、やはり一般の庶民が、財投原資として大きな役割りを果たしておるのです。十兆に近い預金残高、しかも、貸し出し対象の資料等も私は持つておりますが、財投の大きな役割りを果たしておりますことは御承知のとおりなんです。零細から金を集める、その財投資金の運営が、どのようにわが国の経済と国民の福祉につながるかということが、明瞭に郵便貯金法に示されておるのです。また今後の財政政策、財投政策の本来性というものは、一部の産業資本及び金融資本に奉仕するといふことではなくて、零細な汗とあぶらの貯金を守り、そうして、その未来に託する一つの貯金というものを保管いたしますとともに、その人たちの福祉の役割りを果たしていくといふことの内容を持たなくちゃならぬ。汗とあぶらをかいたやつは、一方のほうでどんどん太らせていく。汗のかき損、貯金のお損、こういうふうな戦時中の苦い経験を持つております。戦後の経過も私は承知しております。どだい、郵便貯金について、国民が大きな犠牲を戦時中、戦後に負つてまいりましたなまなましい経験を、私は明治の人間でございますから持つておるものでありますけれども、よくもそんなような公式な議論がおきになるものだ。私は理論的に、感情を申し述、ませんけれども、あなたの飛躍で

あり、そしてごまかし論をこの委員会に少なくとも展開されておるといふ感が抜け切らないということだけ申し上げて、あえて論戦をいどむということなく、各論でまいりたいと思ひます。

金融の問題については、少なくともいままでの景気浮揚といふものの状況は、金利政策によつてある程度チェックと方向づけをいたしておつたといふ時代もございまして。しかし、いま景気の浮揚をはかつてまいるとか、あるいはこれからの日本経済の浮揚と安定化をはかつてまいろうといふことが、これからのポイントでしょう。そうでしょうが、しかも、産業の資本なんかといふものも、いままでに設備投資過剰といふ無原則と無方針のことが、今日の日本の混乱と経済の不確定な要素になつておる。そこへまた膨大な借金をして、何とか経済の浮揚をはかつてまいろう、こういうこととあります。私は率直に申し上げます、金と金利の問題からいいますと、銀行それ自身の合理化と、銀行の不健全な経営体でございまして、この中で金利をみずから定めて、そして預金者について負担を与えないという制度の行政指導をされるということが、本来の大蔵省のこれから政治の役割りでなければならぬといふふうに考へておるのであります。こういう点から申し上げても、私は非常に基本的な相違点が見出されるのであります。特に財投の原資、しかも零細な国民のそういう一つの貯金であつたものが、吉凶禍福について、あるいは一時短い形において、貯金はしたいが、減らしたくないが、何かやすい一つの運用はないかといふことで、それを貸してくださいといふことについて運用するといふ制度が金融政策だ、こういうのはめ込み方で規制をされるという大蔵省のそれこそ頭と政策を転換しなければ、日本の一大危機に直面いたしておることを、私はあえて言わざるを得ない、こういうことであらうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○磯辺説明員 御答弁するには非常に役不足でございまして申しわけございませんけれども、私が先ほど金融政策の一元化と申しましたのは、郵便局の窓口でその貯金を担保にして一口当たり十万円までお貸しするといふことが、金融政策そのものに影響したといふことではございせん、むしろそのようにしてますます郵便局の窓口に集まる貯金が多くなつて、資金量が多くなつてくる。そうすることによりまして金利政策の一元化が阻害されるおそれがあるといふところを問題にしたのが大蔵省でございまして。御承知のように、金融政策は貸し出し面、それから吸収面、いろいろとございましてけれども、その中で金利をどういふふうにお操作していくかといふことが金融政策の非常に大きな柱の一つであらうかと思ひますが、ただその一元的な運営が阻害されるのがこわいといふことを申したわけでございまして。

○栗山委員 これは何時間やりまして平行線におちいると思ひますから、後日速記を見ていただいて、大蔵省は硬直な方向ではないかといふこととにきておるのではないかと、いふことだけは——何もかもすぐれた頭脳を持つておる皆さんでありますから、特に皆さんの頭の転換が、日本の政治の未来を方向づける重要な要因になるといふことを私はこの公式な委員会でも申し上げて、いままでの経過についてあえて苦言を申し上げておきたい、かように考へております。

農林省さんですか、これもまたうまい説明をされたら困るのであります、いろいろ関係団体をかかえていらつしやるので、その立場においては私も理解する。私も実は、先ほど申し上げた農協と深い関係がある。廣瀬郵政大臣でも、農協に見放されたらおれは困るんだと言ふほどで、いわんや小党野党の私どもは、農協をどのように評価をいたしておるかといふことは、これはもうほんとにございまして。あなたのとこが反対されるというところ、それはもちろん一つの事例及びそういう金融機関との関連であります、一つは郵便貯金のいわゆる立てかえ払い制度であります。これは

なかなかじょうずにいいますと立てかえ払い制度、これを契機に火事どろで、どきどきまぎれに収獲を得られるのが農林省である、こういうふうな結果が出てまいりますが、あなたのところは、この問題が閣議やあるいはいろいろ大匠折衝や行政サイドで折衝されて、どのように評価をされてこの問題に取り組んでこられたかということについて伺いたい。赤城農林大臣に代わって、ひとつうう然としてやってもらいたいと思う。

○松元説明員　まず、この経過におきまして、農林省がこの問題に対していろいろ申し上げましたのは、基本的にはこの制度が農協、漁協の経営にどのような影響を与えるかということ、いろいろ心配をいたしましたわけでございます。御案内のとおり、もちろん農協というのは、本来農民の組織でございますが、一部準会員等もございますし、員外利用もあるわけでございます。そこで、現在は農協も漁協も金融機関として預金も引き受け、貸し出しもいたしておる。それに対して、郵便貯金のほうは、貯金の受け入れということでやっておる。そこで一種のバランスがとれている。もちろなお互いに、ある意味では商売上競合する面もありますけれども、一種のバランスがとれている。それに対して、新しく出た問題が御承知のとおり預金担保貸し出しでございます。それを始めますと、それがいわば貯金吸収の道具になる。そういったと、末端においてはさらに競争が激化する。そうすると、これはなかなかむずかしい問題になるわけでございます。したがって、この制度を始めるにつきまして、農協、漁協の経営にどのような影響を与えるか、そのためには、この制度の実施についてどういふことを要望するかということで、いろいろ協議し、検討したわけでございます。同時に、これは単にこれだけでは困るというわけで、確かにそれだけでは済まぬわけでございます。農協、漁協自体もみずからの経営をしっかりとせぬといかぬわけでございます。

そこで、ただいまのことばではございますけれども、実はそこでございます。預金者保護制度あるいは為替問題というふうなことにしましては、私たちとしますと前からいって懸案事項であったわけでございます。この問題は、本来ならば私たちが十分検討して、何とか実現したいと思っておったわけでございますが、農林漁業をめぐる金融問題でなかなかむずかしい問題がございまして、簡単にできなかった経緯もございまして、しかしながら、預金者保護につきましては、これは一般金融機関につきましては、四十六年四月施行になった。その場合、農協、漁協というものは、金融業務以外にいろいろ事業を営んでおりますから、同列視したいというところで、一応ワケ外になったわけでございます。自主的にやっておる面もございまして、けれども、さらにこれを強化する必要があるというところで、これを契機といたしまして、預金者保護制度の実現をはかってまいりたい。それから為替業務につきましても、これも長年の懸案でございまして、何ぶん従来は、先ほども触れましたが、農協の数も多ございまして、また事務的に未整備の点もございまして、これはみずから経営をしようといたしまして、そういうふうな現実に為替業務を認めてもらう、こういうふうな実現をいたしたいというところで、ちょっと火事どろと言われまして、いささか、なんであります、これは一つの契機ではございますけれども、それ自体前から私どもの検討課題であったわけでございます。これを契機にみずからを強くしてまいりたい、そういう趣旨でございます。

○栗山委員　参事官もなかなかじょうずな表明をされていらつしやる。まことに御答弁としては名答弁ということになるのであります。しかし、私からいいますと、それはどこましかのインキの答弁ではない、こういうふうな一つのことに尽きるのでございます。漁協の問題あるいは農協の問題の制度上の問題や、預金残高や貸し付け残高等についても、私自身はいろいろ資料を持っておるつもりでございます。そういうことをいろいろ公式

にお尋ね申し上げたり、農協の役割りあるいは漁協の役割りというふうなもの、員外利用の問題等を含めまして、これはいろいろ意見がございまして、したがって、地域信用組合と信用金庫との間における問題とか、あるいは単協の問題、あるいは農協それ自身の拡充強化、運営問題等、いまや農協自身は、ある地域に行きますと、金融機関が農協の存在かのごとき観を呈するというような内容を持ちますところもございまして、これは農協自身の本来の姿でございせんけれども、都市近郊の地域農協というものは、ほんとうの農業協同組合の役割りよりも、どっさり金を集めるという視野で競争されておる、こういうふうなのが都市近郊における単協なり農協の方向づけだ。実際に金を持つておるのはどこかという、農協の幹部である。私は貧乏人ひがんでいられるわけじゃございせんけれども、そういう実情でございまして、だから政策は政策として、望ましい方向、路線をわきまえてお出しになることはよろしい。しかし、問題は、りっぱな望ましい姿を郵政省が出した。そしてけんかして反対すれば、パンチをきかせたほうが得なんだ、ごね得が利益を生むのだ。こういう姿では、何ぼりっぱな政策の立論を述べられましても、もともとだというふうな形にはいかぬ。

政策上の問題については是非は別にいたしまして、きれいにいわれておるのであって、それは筋を通してあなたのほうで議会で、あるいは与党内部の一つの部会で立法化をされて堂々とお出しになればいい、こういうことでございまして、けれども、今度の問題は、どきどきまぎれに、あれもこれも承知の上でやることについて認めようじゃないか。こういう条件闘争といえますか、政治取引といえますか、あるいはしてやったりというところで、笑いがとまらぬというのが農林省の一つの結果の問題じゃなからうかというのを考えると、実際ひどいじゃないかという私の結論を持たざるを得ないのであります。

これは「郵便貯金預金者貸付制度について」一九七二年五月十九日、政調会長小坂善太郎「で

ございますから、与党の政調会長さんであることは御案内のとおりでございます。しかも、これは与党の方式か、あなたが言われたことか、あるいは大蔵省の言われた公式な郵便貯金制度についての概念の規定をされております。一べん参考に読みます。これは郵政大臣もよく御承知だと思っておりますが、こんなばかばかしいことはないのです。

「郵便貯金は、官の営む貯蓄受入のための制度であって、国の営む受信は郵便貯金であり、国の営む受信は財政投融資計画である。」これだけなんです。貯金法の法律の定める内容について一つも生かした内容がないのです。

それで「郵便貯金の主務官庁である郵政省が貸付事業を行なうことは、預金収集機関として金利面、税制面で有利な立場に立つ官業が民間金融機関を圧迫することとなる。」与党の先生もたいへんりっぱな政調会長を持っていらつしやると思っております。

「さきに郵政省から提案されている、郵便貯金預金者貸付制度は庶民金融とよばれ、一般から歓迎されているところであるが、前述の趣旨において制度上の矛盾をはらんでいる。間違いだといつて皆さんが言われていることと究極にしてみればおる。だから敵は、福は外、鬼は内、こういうことを大臣はお考えにならないければ、ちょっと困るのじゃないかというのを私は申し上げたのであります。こんな一つの発想です。これは基本原則を示しておる。あとはなかなかじょうずにやっていらつしやる。

「しかしながら、この提案は預金の中から一定期間の貸出を行なうとするもので、いわば満期前の立替払いである。」なかなかこは政治家であります。うまいことを言っております。

「即ち実体が立替払いであるという点において、この際、左記によりこれを取り上げることを適当と考える。」だから庶民ローンでない、こういうものだ。こういうふうなものを区分されて、省がいろいろななされた。

一人当たり十万円の問題の明文化の問題とか、

最低限度六カ月、貸し出し金利はコストの逆さやがないようにせよとか、年間の総額が一十億円の郵便貯金預金者に対する貸し付けがなし得るよう郵便貯金法の一部改正を行なえとか、「わが国の金利制度の実効を確保するために、必要な郵便貯金の金利について、別途大蔵、郵政両省間で協議」するというワケまではめられておる。

三は、「二百五十万円迄、貯金金利無税の優遇措置が郵便貯金においても正確に行なわれるよう、他の金融機関預金者との均衡をはかる。」これは筋違いだと思ふ。

四は、「郵便貯金貸付けの実施と関連し、農漁協の金融体制の整備をはかるため、農漁協貯金保険制度を創設するとともに、為替、国庫金取扱等の業務を農漁協に行なわせる。」

新しい立法措置の内容等も別途書いておるので、今回の貸付制度の条件を変更する場合は、政府関係各省間で、意見一致を見た上行なうこととする。

こういふ、政調会がもみにもんだことが、与党の政調会長から各省に示されて、不承不承これはよろしい、あるいは表面はけしからぬ、そしてこの問題を認めてまいろう、こういうことでござい

ます。先ほど私が大蔵省に言うたように、金利の問題一つを見ても、金利機関それ自身がみずからの金利を下げるということについて、なぜ預金者の金利を下げていくというふうなことをするのか、どこに保証しようとするのかという一つの問題も訴えたいと思います。確かに農協、漁協等も、拡充な

り今日の金問題をかかえておりますが、もしそれであるならばみずからの体質改善を、行政指導して、将来の日本の農政、あるいは農協を育成する一つの措置、方策としてこういう政策の方向を樹立してもらいたい。そうでなくて、今度は問題が起こつたときさまざまに火事どろでものを申して袋だたきにしてしまつて、おれのほうは、ただじゃ置かぬのだ。これだけやってくれたら認めようじゃないか。これと違ひますか、どうなんです

か。

○松元説明員 先ほどの答弁と同じ趣旨になるわけでございますが、二つございまして、第一点は、郵便貯金がこういう貸し付け制度に乗り出すことが農漁協にどういふ影響を与えるか。少しでもその影響を緩和して、モデルレートに実施していただくということを要望しておつたわけでございます。それと同時に、あわせてみずからも体質改善をしなければならぬ。先生御指摘のとおり、確かに最近の農協系統金融問題は、非常に重要な問題を含んでおります。御指摘のとおり、いわば古典的な農協と申しますか、農業金融中心の古典的農協に對しまして、最近農家の兼業化の進行等もありまして、かなり変貌しております。それに対して農協みずからも対応していかなければいかぬという課題をかかえております。そこで一方では、たとえば本国会でも合併助成法の議員提案があつたわけでございますが、合併を推進する、農協系統金融問題につきましても農政審議会の中に金融部会を設けて検討したところの課題をいまして、その中でもいまだ申し上げたことは課題になつてゐたわけでございますが、その課題は、かりにこれがなくても、みずから検討して実現をはかつていかなければならぬわけでございます。たまたま機が符合したと申しましようか、時期が、私たちは来国会と思つて検討しておりますところ、ちょうどこの時期に関連してこういうことをするという方針を決定した、こういう次第でございます。

○栗山委員 何ほ、なにされても、議論するほどあなた、真実を行政的な能吏として誠実にお答えになるかどうかにつきましては、与野党あつてそれぞれ評価されると思ひますので、それ以上あなたと議論をさらに継続するというのを避けてまいりますけれども、こういう日本人の悪いどろなわ式な、火事どろ的な一つの方向だけでは、これをもつて終わりにしてもいいということ、私は農林省に強く要請をいたしてまいりたい。ただし、建設的日本の農政の方向については、重大

な岐路に直面しておりますので、これは私なりにいろいろ、超党派の農政に参加いたしておりますし、またみずから農民組合の幹部をいたしておりますから、若干愚見がございしますが、こういうところで政策論争をする場ではございせん。ただ、この問題に對しては何としても了承したいという内容だけかたく私は表明をしておきたいと思ひます。

それから、あと戻りをするようでございしますが、磯辺総務課長、先ほどちょっと申し上げましたように、私は筋を立てぬと、感情ではありませんが、大まかにいろいろ申し上げました。どうです。実際は、こんなことをされましたら日本の政治、ますます不信がついてまいるといふことにひとつお気づきになりませんか、皆さんは。少なくとも今度の低金利政策、これは私は基本的に賛成でございます。ただし、郵便貯金をそこへ巻き込んで取り組んでいくことや、あるいは銀行が笑いがとまらぬほどもうけておる中で、そうして喜んで幾らでも自然に金利を下げていかなければならぬいまの金融状況下であることは、皆さん御承知のとおり。どうかお使い願ひたいというところで、借金して、何とか景気の浮揚策をやつていこう、こういうときでありますから、実際は銀行は、安い利息で貸して、お使いくださいということでは有効に進めてしかるべきなんです。ところが問題は、銀行はそのまま置いておいて、貸し付けも下げていく、預金者の利息も下げてください、こういうことで、全く銀行の、金融マンとしての本来性を、露骨なエゴを發揮するといふようなものにあなた

のとこが、この問題をからめて、そして財投の根源であり、多くの国民の零細な貯金をもつて国の財投に貢献し、しかも、それが困つたときに立てかえ払いを短い期間でしてくれといふときに、金利まであなたのはの支配下に置き、金融機関や産業資本に奉仕しようといふ一つの姿勢、私はこれは大臣がおられたら、こんな大臣ならおやめなさい、もうみずからわが国あふなしということをして私は提言するつもりだったのでありますが、所管

課長のあなたは、私が申し上げたことについてどう受けとめられるか。かつてに言うておれということならそれでけっこうであります。謙虚に検討されるかどうか、もう一回お伺ひしておきたい。

○磯辺説明員 ただいま先生の御指摘のございました市中金融機関の金利が下がつていない、これ以上貸し出した金利を下げようとするためには、まず金融機関の自己努力によつてそれを下げるべきだ、一般の大衆預金金利まで下げて、金融機関は全然自分の腹は痛まずにぬくぬくと過ごそうというのはいけしからぬという、これはまことに私は同感でございます。私としては、一昨年の十月以来公定歩合の引き下げが、五度にわたつて行なわれました。その公定歩合の引き下げ幅が一・五%でございます。それに対して、市中の金融機関の貸し出し金利の下げ幅というものは、実は私も期待したほど下がつていない。過去、昭和四十年あるいは四十二年、三年、あの当時の公定歩合の引き下げ、それからまた市中金利の追隨幅、それに比べますと現在の金利の下げ幅が非常に低い。それは大蔵省としてもはなはだもつて不満なことでありまして、そういうことをやっておるわけでございますけれども、さらに一そう金利の低下をはかつていくために、この際また第六次の公定歩合の引き下げをやるというのが日本銀行のほうの考え方でございます。

ただその場合に、やはりこれ以上下げてもいいまして、一つにはまず純粹に金利体系の面から見まして、非常におかしいことがございまして。たとえば現在の金利水準を見ますと、公定歩合が四・七五%でございます。それから市中金融機関のプライムレートが五%でございます。そして一年定期預金が五・七五%、それからコールレートというもの、これが翌日もの、四・七五%でございます。こういうふうな金利体系を見ますと、極端なことを言いますと、一流企業というのは金融機関からプライムレート五%で金を借りて、それを定期預金にする。銀行から金を借りてただ定期預金にしておくだけで、その間年〇・七五%の利ざやが

が、

せざる、こういうふうな妙なかつこうになつてお
ります。

これはなぜこんな妙なかつこうになつたかとい
いますと、公定歩合を中心にした貸し出し金
利、それからそれに追隨いたしますところのプ
ライムレート、それだけが下がつてしまつて、そ
うして預金金利について全然手がついていないと
いうことでございます。世界各国を見ましても、
金利を上げたたり下げたりいたしますときには、当
然その吸収面でありますところの預金金利、これ
もそれに追隨して上げ下げするというのはこれは
当然のことでございます、いろいろなところで
申し上げるわけでございますけれども、わが国の
金利の弾性値、標準偏差を見ますと、ほとんどゼ
ロに近い。各国は非常に大きくフラクチュエー
ションしています。日本ではそういった金利の標
準偏差はほとんどゼロに近いというのが最近の現
状でございます。したがって、この際金利体
系というものを正常化する必要があるということ
がまず一つでございます。

それから同時に、先ほど申しましたように、低
金利政策を遂行しておりますにもかかわらず、一
般の約定金利が下がらない。したがって、この際
金融機関に対しては、その努力をさせるという
ことは当然でございます。事実また都市銀行等に
つきましては、そういった余力がございまして、ご
さいますけれども、中小金融機関、そういったと
ろにつきましては、だんだん余力がなくなつてき
てゐる。一つには、貸し出し金利だけではござい
ません、コールレートというのが極端に先ほど言
いましたように下がりました、雑金の資金の運用
面に依存してございまして、コールレートが非常
に下がつてきた。これが、預金を吸収してそれを出
す、そのことで全く逆さやがでております。この調子
でいきますと雑金融機関というものの経営破綻は
目に見えております。したがって、雑金融、
雑という非常に申しわけございませぬけれど
も、いわゆる相銀、信金がこれ以上貸し出し金利
を下げようとするれば、きわめて危険なところに資

金を貸すか、あるいは全く逆さやで貸すかとい
かに迫られてゐる。つまりその運用資産面にお
いて非常に不良資産をかかえるか、あるいは経常収
支面で非常に悪化するか、いずれかに追い込まれて
きてゐる。したがって、公定歩合を下げ、そ
れから市中の自主規制金利を下げ、プライムレ
ートも下げていく、これを実施せしめるためには、
どうしてもそういった中小金融機関を中心とする
コスト面の問題を解消しなければならぬという
のが私どもの考えでございます。

しからば、そういった弱小の金融機関、いわゆ
る限界金融機関を温存しておく必要があるかとい
う問題が起るかと思ひますけれども、これにつ
きましては御承知のように三年ほど前でございます
が、金融機関の合併及び転換に関する法律とい
うのをつくりました。これによつて弱小金融機関
の合併あるいは転換等については強力に指導して
おります。それからまた同時に、昨年は預金保険
法をつくりまして、こういうふうな金融機関が経
営破綻した場合には、預金者一人当たり百万
円までの限度においてその預金者の預金をカバー
するという制度もつくつております。ですから、
一方におきましては、こういった限界金融機関あ
るいは弱小の金融機関の経営合理化、整理、淘汰
ということは、当然覚悟してやつておるわけでござ
いますけれども、やはり一挙に、こういった金融
機関が次々とつぶれていくということになりま
す。これは昭和二年の金融恐慌の例を考へるま
でもなく、単に金融機関の経営破綻ということだ
けでなく、これは大きな社会不安につながつて
くるのみならず、そういった雑金融機関が全部整
理、淘汰されてしまつて、そこに都市銀行の店が出
きたらそれでいいじゃないかというところに対しま
しては、これは私たちとしては非常な疑問を持つ
ておりました、やはり一般の庶民大衆が気軽に資
金の融通を受けるためには、都市銀行のようない
かめしい店ではなかなか行けない。そうすると、
ずっと地元の人たちが経営している信用金庫であ
るとか、信用協同組合であるとか、あるいは農業

協同組合であるとか、そういった庶民金融機関と
いうのがどうしてもなくなつては行けない。これはた
とえとして非常に悪いございませぬけれども、た
とえば都市銀行というのは総合病院みたいなところ
で、庶民金融機関というのはこれはいわば町の開
業医みたいなものだ。したがって、こういう金融
機関の経営の合理化をすることがやはり必要でござ
いますけれども、それが正当に営業できるように
考えなければいかぬというふうなことも考へて
おります。

かたがた、そういったことで一口に申しますと
金利体系の正常化と、それからそういった一そう
の金利低下をはかつていくということを、金利面
それから行政面両方で達しようというのが今度の
政策でございます。

○栗山委員 いろいろあなたの博識の点をお伺
いを申し上げます。私はそれなりに一つの立て方
が存すると思ひます。しかし、いろいろ問題になつ
ております。たとえば五月二十七日の毎日新聞で、
岡崎嘉平太先生とそれから法政大学教授の力石先
生、それから例の郵政審議会の会長でございま
す藤井丙午先生の座談会もいろいろこれに載つてお
ります。郵便貯金の同率は無理、貯蓄心をそこな
うおそれ、円対策は公債で、というふうなことで、
時間がございますが、なかなか、いろいろい
ばなお説がそれぞれ記載をされております。私は
相当資料を用意いたしておりますけれども、いろ
いろ論者がございまして。そういう中で、わが国の
金利体系あるいは金融政策の一元化、こういう一
つの問題をとりえておるわけでありまして、確
かに、今後の財投型の景気浮揚策というもののあ
るいは財投というものの、いままでの一つのあり方、今
後の日本経済の方向づけというものは、大きな転
機と内容の転換がなされなければならぬ状態に
立ち至つておるということを、私はオーソドック
スに先ほど申し上げました。金利の体系の一元化
の問題が、郵便貯金という本来性の異色のものと
そしてみそもくも引かかえてこれで抱き合
せて一つの体系にしようという、これは皆さんの

単純素朴な頭でありまして、頭の切れた人のやる
べきことではないのです。汗を流して苦勞した人
のやつたことではない。エリートの一つの觀念で
ものを運んでいらつしやるという内容のものだ、
こういうことで、私は若干苦言を呈しまして、大
蔵省の今日のゆがんだ一つの方向路線について、転
換を求めるといふことを申し上げて、私は農林及
び大蔵の関係者に――土橋委員の問題はよく存じ
ませんが、私は、以上両省について質疑を打を切つ
てまいりたい、こう考へております。

そこで、問題は、これからそういうようなこと
を郵政省の大蔵に申し上げることに相なるわけ
であります。先ほど読んでまいりましたようなこ
とが、結局、いろいろ苦心をされた点はわかるの
でありますけれども、私からいふと、これは小坂
調停案という一つの内容だ、政治的に。しかも、
あなたの方と、それから大蔵省、農林省との考
え方というものと、一つの相違がございませぬ。
そこで、私は残念なことに、なぜかこういふふうな
誤つた方向に對し一線を引いてもらへなかつたとい
うこと、少なくとも明記されておるのだから、
具体的に。ここではあなた方が〇・五％大蔵省から
要求された、いろいろ低抗されたけれども、最後に
は〇・二半にひとつ下げてくれなかつたというよう
な妥協案まで提示されたということが伝えられる
わけでありまして。これは真相はよく存じませぬ。
いわゆる一つの妥協をするという、政治的妥協とい
うことになりまして、与党内の一つの調整に従
わるを得ない、こういうことになりまして、そう
すると、それを前提と踏まえてものを運んできて
おる。そして、帰つてきて郵政審議会にかけてま
いるというふうな一つの事柄については、私は、
大臣の諮問機関でございまして、しかも法制化さ
れておる審議会の問題として審議されるにあつた
て、前提をつくつてひとつ審議されるということ
について、いささか行き過ぎがあらはれないかと
いうような感をするわけでありまして。
資料をちょうだいいたしましたのが、五月二十九
日の月曜に開かれました郵政審議会の議事の要

旨、この中には賛成論者、あるいは反対論者、あるいは現実を見直してひとつ妥協論者、それぞれの意見が載っております。六月二日に続いて開かれた問題等についても、賛否がそれぞれ載っております。いづれも傾聴すべき内容だと思ひますが、また今回の一つの処置が、郵政省の取り組んだ内容について、私はもつと勇敢に、初心貫くということを進めてもらいたかったという感じがいます。これはあるわけですが、まあ結論を伺いますと、私は、こういうことだと思ひます。いまさら私どもは、貸し付けを二十万円にしるかあるいは返還期限を一年にしるか、そういうふうな酷なことを申し上げようとしたしませんが、もつと基本的な一つの問題の筋をなにするのであります。

最後に私はお尋ねを申し上げるのであります。二点ござります。

その一つは、審議会が、私の理解する範囲内におきましては、今度は最後のまとめをする一つの審議会になるのか、あるいは草案を、いろいろないまで議論された問題を集約して、そうして大臣に答申をするという一つの内容の会合になるのか。また一つのそういう経過の過程にあると思うのです。こういう中で、あなたを支持する郵政省が、これはがんばらなくちゃならぬという支持の意見も具体的に出ております。また反対するため御用意見が出ておりますことも事実であります。またここまですれば、こういう一つの中身を取って、実を取って進んだらどうか、こういうふうな一つの案もこの中に出ておりますことは事実でございますが、お尋ねする一点は、大臣は、なお公定歩合の引き下げに名をかりた郵便貯金の預金者の金利引き下げという事態について、断固として最後までがんばって進むという勇断と英知ありやということが一点でございます。この点をまづお伺ひいたします。

○廣瀬国務大臣 栗山委員がたいへん誤解を持っておりますので、私は心配いたしておりますわけでございますが、郵便貯金の利率引き下げの

問題については、何ら大蔵省その他と話し合いをしたことはないものであります。大蔵省が〇・五％引き下げを要請しておるのに対して、郵政省が〇・二五％程度でまゐらしていただいたいという趣旨を述べておることは全然ございせん。現在は、郵政審議会に諮問いたしておりますのは全く白紙でございます。こういう時節にあたりまして郵便貯金の利子のあり方はいかにあるべきかということについて、第一回の諮問をいたしまして、いまその諮問に基づきまして郵政審議会に議論を重ねております段階でございます。総会を二回いたしました。昨日から小委員会に入っておりますわけでございますが、この小委員会も何回続きますか、相当回数重ねまして一応の結論が出ましたならば、さらに総会にかけて第一回の答申があるかと思っております。この答申は、郵便貯金の利率はこういう時節であるにかかわらず全然引き下げる必要はない、あるいは幾らか引き下げる必要があろうかというふうな答申ではないかと思っております。そうなりますと、私の考えでは、まだ具体的にはっきり打ち合はしておりませんけれども、全然引き下げる必要はないというところでござります。それに基づきまして私の決断というものが下りますわけでございます。その答申に基づいて私の腹をきめるということになるわけでございますが、それとは違つて、もし幾らかでも下げなければならぬということになりますれば、しかばその引き下げの幅は幾らであるべきか、また引き下げの時期はいつ実施すべきかというふうな点について諮問をしなければならぬ段階は全く白紙でございます。そのような打ち合わせは絶対いたした事実はございません。

○栗山委員 以上、私はむしろ激励し、あるべき郵政業務の方向をひとつ建設的に推進したいという書生の一人でございますから、大臣の言は大いなる言として私は頭にとめておくことにいたします。まいりたいと思ひますが、そのかわりに申し上げておきます。後日わかりましたら、あなたが郵政大臣でございまして、そしてあなたが新しい内閣のもとで国会議員でございまして、あなたの政治責任は必ず追及する。みづからその責めを果たすべきだということを深く御自覚いただかなくちゃならぬ、こういうことだけ私は付言をいたしてまいりたい、こう考えております。

架空の問題を議論いたしますともう二、三点あるわけでございますが、まだあなたは白紙で、そして審議会の答申待ち、こういうことでございります。どうもそのところこれ以上突っ込んでまいります。これとてめおきまして、二、三の関連する質問もこれで中止をいたしてまいります。しかし、いづれにいたしましても、非常に卓見で、理想を目ざし努力されたことは高く評価をして、その御苦労に私は深甚の敬意を表しますけれども、今日の段階までの経過をながめてまいりますときに、はなはだ残念な状況にいまやあります。また、片や預金者が、郵政省に対して拍手かっさいした人たちが、怒鳴る声で郵政業務をなぐるであらうということ、もう一つ、暴言ではございませうけれども、あなたの発想をやられることによつて郵便貯金がふえてまいるのでしょう。決して財投の原資が減つてまいるのはありません。ふえてまいります。ところが、このことでどれだけの弁明をされて筋道を立てましても、私は来年の財投の資金計画が立つかどうかという一つの一面を憂えるものであります。それほどものを貸しても、来年から金を貸すといつておられるけれども、郵便貯金の金利がこれと抱き合はせによつて下がつてまいらんだ、このデメリットというものは、国民感情は鋭敏でございまして、郵便貯金に信を置かざる内容に発展するであらうということを深刻に憂慮する一人でございまして。皆さんも、大臣も、そういうことのないことを願つておりますけれども、そういうことのある客観情勢というものをながめておるといことを私はとくと大臣

に申し上げて、私の質問を終わることにいたします。

○高橋委員長 土橋一吉君。

○土橋委員 いま議題となつておる郵便貯金法の一部を改正する法律案の具体的な質問をする前に、前々から私が要求しておりました高知県南国市の稲生郵便局の問題など、二、三短い時間でたししておいて、そして二番目には金利の問題、三番目には法案の問題を一時以内の質問に質問したいと考えておりますので、ごく簡単に答えていただきたいのであります。たくさんの方を答えてもらいますと非常に迷惑千万でございまして、親切なお答えにならないのでありますので、その点をあらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

ちやうど先ほどの休憩時間に、私は郵政局の方から「稲生局貯金違則処理事件」というので、これだけのものをいたしたいわけですが、この中には南国市の稲生郵便局の問題がございします。ほか、他の質問した案件についても一応回答しております。しかし、この回答が非常に不十分で、誠心誠意を欠いておるといふか、内容がきわめてずさんな説明をいたしておるものであります。

そこで、郵政大臣にもう一回私はお尋ねを申し上げますが、この前松山郵政局の永末郵政局長に対する責任の追及をしておいたわけですが、これも、この中の一つの核心になつておる問題は、沢本さんというものが四十六年の四月ごろに郵便切手十五円を張るのを忘れて自分の局の中の区分面に入れておいた。ところがこれは十五円の切手を張らない、郵政のサービスをごまかしたということで処分をしておられるわけですが、郵政のサービスというのはポストに入れるか、あるいは窓口を持つていつて、それを区分して、さらに行のうに締めて、自動車あるいは船に乗せて、その到達局でまたさらにこれを区分して、それが配達の手にかかつて相手方に配達されたときに初めて郵便のサービスが盗み取ったといふことになるのであります。すべて犯罪は、犯意あり、行為あり、その結果がなければ犯罪は成立をしないのであります。この基

本的な原則を侵して、この二番目の説明を見ると、やはりサービスをごまかしてというふうな説明をしておるのだが、一体こういう説明は、郵政局は刑法の基本的な原則を知らないのか、あるいは知っているが、おつてこういふでたまたま処分をやるのか、この点について北さん、簡単に答えていただきたい。そういうことを知っておつたか、知らないのか、それでも犯罪であるというのか、犯罪でないというのか、イエスかノーで答えていただきたい。

○北政府委員 御本人がこの料金別納の判を押しまして、切手を張らないでそれを手元を持っておつたのではなくて、その局の差し立て郵便物を区分して入れる区分函に入れておつた。そこを発見されたわけでございますから、発見されなければそのまま他の人の手によりまして差し出され、相手方へ到着すべきものであります。したがって、区分函へ出したということでもって差し出した、かように認定したわけでありまして。

○土橋委員 いまの説明を聞いてわかりますように、もとは労働組合も官庁側においても、おのれが転動をしたとか、あるいはいろいろないさつ状を出すときに、通信事務で無料を出しておつたわけです。

また全通労働組合でも、つまり労働組合の分会の責任者から地本あるいはその地域の労働組合の分会なり本部に、いわゆるここに書いてある別納印を押してやることをお互いに了承した上でやっておつたわけですよ。ところが、この話し合いがついてしまつてから、通信事務もやらない、また別納もやらないというので、その事実がはつきりしておるにもかかわらず、なぜそういうでたためなことを言うのですか。しかも、これはサービス全部をやつていないじゃありませんか。ただ局の人が間違えてボックスに入れた。どこに郵政省はサービスをやつたんですか。いま申し上げるようにそういう意図があつて、しかも、その行為を完了してサービスをしたというのなら、これは十五円切手を張らないでそういうことをやつたとい

うことになる。現に同じ局内のそのボックスの中にあるんだ。それでどうして犯罪行為が成立するんだ。刑法の原則を知らないでそういうことをやつたのか、知っておつてもそれをやつたのか、イエスかノーで答えてもらいたい。

○北政府委員 転動のあいさつでございます。でも、むしろ通信事務とか料金別納でいくものではございません。それから先ほど申し上げましたように、本人がまだ手元を持っておつたというのであれば、いわば未遂でございますが、すでにそれを当該局の区分函に出したということは、他の区分函の関係の職員によつてそのまま差し出され、局外へ出ていく、こういう動きの中に入つてしまつておるわけでございますから、やはりこれはとがむべきこと、こういうふうな考えております。

○土橋委員 いま北さんの説明、大臣もお聞きになつたと思うのです。そういうことで犯罪が成立するのですか。大臣、どうですか。犯罪というのは必ず一定の犯意を持ち、行為を行つた、たとえばけがをさせるとか、どろぼうするとか、あるいは印紙を偽造するとか、そういう事実がなければ処断することはできないのです。局長がそれをもし見たならば、おい沢本君、切手を張つてないじゃないか、早く張りなさいと言へば済むことではない。それを注意すらもしないで、直ちに監察を呼んで、さあ犯罪行為だと延べ二十五時間も調べ上げて、減俸三カ月の処分をする。つまり本人の月給の一〇％を三カ月減俸してやる。そんなこと許されませんか。もしこれが行のうに入つて赤自動車に乗つたというならサービスの一部分をやつたということはあるけれども、自分がたまたま間違えて、そして労働組合本部からもらつておつた十五円の切手のうち、残りは四枚だ、一枚張れば三枚しか残つてないの自分のところに四枚あるから、自分でも明らかに張らないでうっかりしておつたということを証言しておるにかかわらず、それがサービスの侵奪行為をした、サービスを

とつた。どこにそういうことがありますか。もし局長がそれを見てわかつておるなら、すぐ本人を呼んで、切手を張りなさいと言へば済むことです。どこにそのサービスの提供を郵政省はやつたのでしょうか。どういふサービスを提供したというのですか。犯罪というのは必ず犯意あり、行為あり、結果がなければ犯罪にならないのです。その原則すらも知らないような松山郵政局長というものは、いかにこの問題について見、つまり偏見を持っておつたかというところは明瞭じゃございませんか。郵政大臣おわかりになりますか。あなたも局にいらつしたからわかるでしょう。局員が間違つて切手を張らないで自分のところのボックスに置いた。それは労働組合の関係の人ですよ。それを局長が見たら、おい、切手を張つておきなさいと言へば済むことでしょ。そこへ置いてあるのをよとして、監察を呼んで、延べ二十五時間も調べて、そして本俸の一〇％の三カ月の減俸をするというのはどういうわけですか。それはどこに郵政省、サービスを提供したのである。犯罪の基本的な原則からいっても許されないじゃないですか。しいて言うならば、未遂行為じゃございませんか。その発見をしたときに未遂行為じゃございませんか。未遂行為が犯罪行為になるというのはどういうことですか。そんな刑法上の基本原則すら知らない松山郵政局長の責任、重大じゃございませんか。郵政大臣、どうですか。

○廣瀬國務大臣 土橋委員の御質問を承つておりますと、いかにも先生のおっしゃることがごもつともものようにございすけれども、まあ私は信頼する北君の答弁でございすから、北君のお答えしていることも真実だと思つてございまして、もう一回北君から答弁させたいと思つております。

○土橋委員 それならば、時間があれですから、もう一回調べていただいて、その犯罪を構成するかどうかというのが中心でございす。私は犯罪は構成しないと思う。かりに見つかったところで、それはせいぜい未遂のその未遂くらいのものである。これを犯罪行為として取り上げて減俸処分をするのは、犯罪の基本的な構成要件を充足したとい

いうことにならないわけです。こういう皆さんの報告をすることについて、私はさらにもう一回きちんとするということを要求します。二番目の問題でございすから、ここにこういうことが書いてあるわけですよ。四十六年十一月十一日、九時十二分から松山郵政局において、稲生郵便局の周辺の方々が、三千名の署名を持つてきて、そして郵務部長、集配課長、業務課長と四名の代表が話をした。この中には、要するに郵便の運配の問題や、局長の配転要求の問題や、増員の問題、あるいは無集配局の増置の問題等の話があつた。この局長は非常によくないからぜひ配転をしてもらいたい、こういう要求をした。ところが、この問題について、事実は何ら処置をしていないわけですね。地域から三千名の署名を持つて、この局長さんじゃ困るという話し合いに來たのに、何の処置もしないというのはどういうわけですか。郵政局は、もしそういうことがあつても何もおかまいなしということになるのか、この責任は重大です。地域住民の半数以上の人が署名を持つてこの局長さんを何とかしてくださいというところを言つておるのかかわらず、こういう態度は郵政局として正しくない態度である。それでも正しいのか、正しくないというのか、簡単に答えてもらいたい。

○北政府委員 当時、松山郵政局でそういう地域の代表者とおっしゃる方、四名がおいでになつて、郵便局の問題とか、いろいろお話がございまして、そのときにいま先生のおっしゃるような陳情書もあつたわけでございます。しかし、これは配転というところでございす。したがって、人事の問題でございすから、そこでどうする、どうするということを申し上げるべき筋合いのものでもなかつたわけでありまして。しかし、そういう動きがあるというところは、郵政局としても十分承知しておるわけでございますので、そういうことを腹に入れておるといふことは申し上げられるわけでありまして。

○土橋委員 腹に入れて何もしないのですか。こ

の前から私がいろいろ質問をして、やっときょうお昼の時間にこれだけのものをつくり上げて持ってきた。その内容については何ら反省するところがない。たとえばその次の京橋郵便局の問題でも、この前私は大臣に、京橋郵便局の第一集配課と第二集配課のそれぞれの課長、課長代理あるいは補佐というような幹部の人が、第一集配課や第二集配課の計画室で、しょっちゅう酒を飲んでおる。そしてマル生運動のことをやっておる。つまり全通にいたのじゃ昇給しないとか、おまえは全郵政に入れたとか、こういうことをやっておることにについて私は大臣に強く要求したと思うのです。ところが、この問題についてこういうような回答をしておるわけですね。まあ聞いてください。これで一体郵政省が事済むと考えておるのか、この回答をちょっと私は読みます。

「仕事で遅くなった場合、打合せが終わった後などで、慰労の意味で計画室を利用して簡単にコップ一杯程度飲むことがあるようである(課長または副課長がポケットマネーで買置きもの)。局内でみだりに飲酒したり職場秩序を乱したりすることはもちろんいけないこととして指導しているが、この程度の回答なんです。冗談じゃないですよ。郵便局の中で課長、課長補佐が一ぱい、酒の買置きをしておいて、終わったら計画室で月に一、二回はやるって書いてあるわけなんだ。一体そんなことをやってよろしいのですか。現場の片方じゃ、一生懸命で交代勤務してきた人が仕事をしておる。片方の部屋では歌いながら酒を飲んで、そして赤い顔をしておいて来いと言う。おまえ全通から脱退せよというようにおっしゃるのです。こんなことが正しいとでも考えておるのですか。この課長や課長代理や局長は、一体どういう責任を負わせたいと思ひますか。あなた方は全然責任はないのですか。私が郵便局にいたずと古いときでも、そんなことはしていませんよ。マーシャンをするとか酒を飲むといえ、外へみんな出て行ってやっておったですよ。計画室は酒を飲むところですか。しかも、課長や課長

代理が酒を買ってとって置いて、一ぱい飲ますなんて、そんなことを正しいこととしてあなた方は私にこういう報告を出しておるのかね。ここに書いてある内容を読めば、何ら反省するところがない。これでも郵政省は正しい指導をしておるというのですか。郵政大臣に聞きましょう。どうですか。

○廣瀬國務大臣 人事局長からいま話を聞いたのでございますけれども、時間外、勤務時間以後のことでございますし、計画室でございまして、作業室とは遮断されている、いま先生の御指摘のような放歌高声というようなこともなかったようでございます。決してほめたことではないと思ひますけれども、常識的に、仕事が終わって、買ひだめの酒があるから一ぱい飲もうじゃないかというようなことも、これは絶無だとはいえないかと思うのでございます。しかし、御忠告の次第もございまして、その辺のことは明朗な健全な職場をつくり出すために十分注意してまいりますように指導してまいります。かように考えております。

○土橋委員 こういうことが公然に、あたかも正当であるかのように説明をして、何ら反省をしないところの問題があるわけですよ。私は一々処分せよ、そういうことを言っているのじゃないのです。こんなことをやってくれば、現実には働いている人との関係で、そういう局の幹部、課長とか、課長代理とか、課長補佐という人たちが一ぱい飲んでおいて、赤い顔して出入りするでしよう。そんなことが一体職場の正しい秩序と考えておるのかどうか。なぜこれをやめさせないのか。こういう郵政省の、さきの松山郵政局長の態度、もの考え方、あるいはこの京橋郵便局の処置のしかた、こういうふうに郵政省は非常に腐敗堕落しておる。これを直すことなく郵政の業務の刷新なんかできないのですよ。もっと正確な、だれにでも納得できるような報告をあらためてしてもらいたい。こんなでたらめな報告を、しかもきょうの午後三時ごろ持ってきて、先生これでかんべんしてください。一体何を言っているのですか。これ

はきわめて不都合といわなければなりません。これはあとで大臣もごらんになればいいかと思ひます。いかにでたらめな報告をしているか。これでこの問題は終わります。

次に、大蔵省の方にお尋ねしたいのですが、今度の金利の問題は、わが国の経済情勢がドル・ショック、あるいは企業界が非常に停頓をしておる、そういうような問題で、特にこの間、関係会議におきまして、七つの項目をきめまして、そしてあと今月の下旬でございまして、OECDの会議などを開くにあたりまして、日本は、決してアメリカなどに対する輸出はいわゆるダンピング的なことをやっているものではない、国内の整備もしておる、こういう形式だといわれております。そういう中で金利を下げるということがいまの情勢においてなぜ必要なのか。そのことがわが国の経済の全体をどのように景気を浮揚させるものであるのか、なぜそういう趨勢に向かっているのか、なぜそういうことをしなければならぬのか、それはわが国の国益上どういう関係がありますか。簡単に三つくらい要点にまとめて答えていただきます。

○磯辺説明員 お答えいたします。まず第一は、やはり金利水準の低下をはかるということが国内景気対策上きわめて必要であるということであり、これは御承知のように、従来日本の経済というのは主として製造業の設備投資を中心に動いてきたわけでございまして、最近はそのうちの製造業の立ちおくれであるとか、それからまたいろいろと非製造業方面に対して資金を流す必要があるというふうなこともございしますけれども、御承知のように、製造業と非製造業との金利負担を考えると、全費用に占めます金利負担の割合というものが、製造業では大体五%程度になっておりますけれども、非製造業、つまり電力とかあるいは輸送機関、こういったものは金利負担が大体一五%ぐらいだというように考えております。とても高金利に耐えられない。したがって、こういった高金利の金融負担に耐え

られない方面に資金を流す、そしてそれによって今後の日本の経済に浮揚力をつけていくということのために金利政策で低金利政策をとらなければならぬというのが第一かと思ひます。

それから第二の問題といたしましては、やはり最近の外貨事情の問題だと思ひます。御承知のように、輸入金融等を見ました場合には、国内でユーロをとって輸入手形を買ひ取るか、あるいはまた輸入ユーザンスというふうなことで外銀借入れをするかという問題でございしますが、しかし、この場合に関係してまいりますのは、国内金利と主としてアメリカのB A レートとの関連だと思ひますが、そういった国内金利とB A レートの金利差が縮まった場合には、外銀借入れのふえ方が少ない、つまり輸入ユーザンスのふえ方が少ないということになります。したがって、国内的にも国際的にも金利水準をさや寄せすることにによりまして外準がこれ以上増加することを防ぐ必要があるのではないか、この二点だと思ひます。

それから同時に、今後の経済政策といたしましては、やはり庶民金融であるとか、あるいは社会資本の充実であるとかいう方面に、どうしても資金を流す必要がある。先ほど申しましたことと関連いたしますけれども、そういうことから低金利政策を推進する必要があるというふうな考えているのだと思ひます。

○土橋委員 私は今度の政策は、自由民主党内閣が続く限り、一般庶民や零細な預金者は、郵便貯金をして損をし、払い戻しを受けてまた損をし、元金利息を全部受け取る、また大きな損害を受ける、こういうまことにみじめな状態に置かれると思ひます。

ところが、大きな金融業者は、昨今の税金の長者番付にも載っておりますように、日本銀行を先頭として各市中銀行はすべてたいへんな収益をあげて、軒並みにばく大な資金を貯蓄しております。したがって、今度の金利の引き下げによっても、借りてもうけ、貸してもうけ、利息引き下げでまたもうける、こういう方式になってくる。つまり

資本家階級の有利と、一般勤労者階級や漁民農民の窮迫を告げる、こういう内容であるわけですね。そこで、いまお話しになった抽象的な説明では、金利を下げるという理由が非常に乏しいというふうに私は思うのです。問題は、要するに対米輸出の問題だということに考えておられます。いまのユーロダラーのたぶつき問題についての説明なんかも、これは他に方法があると思う。また、社会資本が非常に金利が安いという、特に電力をあげられなかった。電力はこれは金をもうけるために会社がやっているのです。したがって、一面は公益性を持っているでしょう、しかし、他面では利益を追求している、公害を発生させている、こういうものであります。ですから、私は今度の金利については、先ほど前質問者からお話がございましたように、金利が安いということ、資本主義体制の中では好ましいことだと思ふのです。

よ。金利が高いのはよくない。しかしながら、郵便貯金がこの金利のワケのうちから考えまして、御承知のように預金額の制限を受けているわけですね。ところが片方は、大資本あるいは法人が預金をいたしまして、ばく大な資金の操作をするわけですね。それで、借りてもうけ、また貸してもうける、こういう方式におちいる。片方の郵便局のほうはそうじゃないわけですね。それはもう先ほどからずっとお話ししておりました。百五十万円を限度とする、あるいは住宅資金についてもそうですが、定期貯金や定期預金なども、大体そういう部類なんですね。こういう情勢にありまします。私は金利の安いことは好ましいとは思ふ。しかし、佐藤政府や自由民主党は、物価をどんどん上げてくる。そのために、定期貯金にしても、あるいは定期預金にしても、おろしてみたときは非常に金の価値は下がっている。そこへもってきても金利を下げるのは一体何ごとであるのか。しかも、この郵便貯金には、この資料によっても、八千万という口座がある。その八千万人の口座の人に対してそういうことをやれば、どんな損害になるか。たとえば〇・五%やっただけでも、約九兆

円以上でしょうから、そうすると目に見えて何百億という損害を与えるわけなんだ。ところが資本家は、借りる金は安い金を使っておいて、自分が貸すときにはどうしても高い金利をとるわけですね。金利をとらなければ、土地を買ったり株券を買ったりして、とにかく金をもうけることに抜け目はない。こういう制度が許されているわけですね。その合法性を主張されておられるわけだ。そうなると、百五十万円限度の非常に零細な人が、要するに自民党の政府のもとにおいて物価はどんどん上がってくるから、預金をしておいただけでは損をうけるから、預金をしておいただけでは損をうける。そこに金利が下げられてまた損害を受ける。ダブルパンチじゃありませんか。しかも八千万口座もあるという諸君に対して、大蔵省は一体どう考えておられるのか聞きましょう。

それと、たとえば市中銀行において金融資本が大口の貸し出しをしておるのは、ある統計によると、七四%までは要するに大金融、企業が金を借りておるといわれておられるわけだ。残りの二〇%、それは中小企業もあるわけでしょうけれども、ほとんど八〇%近い金は全部金融資本同士で借りたり、企業が借りておる。そういうものを保護するためになぜこういう過酷なことをするのか、そういうことを知らないでやっておるのか聞きましょう。

○磯辺説明員 お答えいたします。確かに先生から御指摘ございましたように、金利を引き下げますとそれだけ預金者の手取りが減るということ、これは事実でございます。しかし、その金利を引き下げることにあります。たとえば電力であるとか、あるいは私鉄であるとか、料金あるいは運賃に金利コストが非常に影響してきておる、そういうような公共料金、その引き下げにもやはりつながってくる、あるいは一般に庶民が住宅を建てる場合、そういう借り入れ金利の引き下げにもつながってくるというふうなことがございまして、金利の引き下げによる手取り額を上回って、長い目で見ればやはり庶民大衆にそれ

が還元されてくるということになろうかと思ひます。ただ先生御指摘のように、そういう金利引き下げによる中間利潤というものが全然貸し出しの金利に反映しない、あるいは物価の引き下げに反映しないということになりますと、これはたいへん問題でございますので、大蔵省にいたしましてもそういう金利の低下が直ちに庶民に還元されますように、その点については十分に行政指導をするつもりでございます。

○土橋委員 磯辺さんにもう一回それでは簡単に答えていただきたいのですが、あなたはそういうふうに仰せになりますけれども、現在の私鉄とかあるいはバスとか電鉄というのは大きな企業が経営しておられるわけですね。これらの諸君は、御承知のように今度また料金引き上げを要求してくる。すでに名鉄は三〇%要求しております。したがって、非常に高いものになろうとしておる。しかし、これらの諸君は、私鉄専業でやっておるのじゃないのです。これらはホテルをやったり、デパートをやったり、スーパーをやったり、特に不届きな者は土地不動産ブローカーをやっておるわけですね。私鉄でもうけた金を、さらにそういう方面で利殖をふやそうとしておる。こういう連中を相手に、いまのような説明では、それは知らない人は納得するでしょう。たとえば日本の円が、ドルと金との交換停止によって価格も上がったといわれて、それじゃ外国の石油が安くなったか、灯油が安くなったのか、あるいはアメリカから入ってくるものは安くなったのか。安くなっているものではないのです。そういうごまかしの、うその答弁をしてはいけません。私鉄が、ほんとうに料金を上げて、それでサービスをよくして、安全装置をきちっとして、従業員をふやして、そしてA点からB点までの快適な旅行なり輸送をするかといったら、そうじゃないのです。私が大正十五年に出たときの国鉄のこみ方と、いまと、さっぱり同じことなんです。大正十五年ですよ。四十八年前私は東京へ来た。そのときの東京のこみ方といまと同じことなんです。これは京王電鉄に

乗っても同じ状態ですよ。一向サービスは改善されてない。それにかかわらず運賃を上げていく。こういう資本主義の矛盾を基本的に解決しなければ、この金利を引き下げるといふことについても非常に不公平が出てくるということを私は言っておるのです。大体あなたの腹はわかりました。次は郵政大臣にお尋ねします。

この日本経済新聞によりますと、二月四日、あなたは総額二百億以内で具体的内容指示をするというところで新聞に出しております、あなたの写真入りでね。このときは要するに二百億で、大体金額は五十万円から百万円くらいまで貸し出しをしたい、こういうふうにならぬわけですね。おそろくこれについてはだれも非常に歓迎したと思う。特にこの中でこういう例をあげてある。アメリカ、フランス、西ドイツ、ベルギーあるいはスペインなどでは非常にこれがやられておる。特にスペインの場合には、六カ月から一年くらいで大体六十万ベセター、約三百万円の利子四分で貸し出しをする、あるいはスランスの場合でも最高四万フラン、約二百六十万円、これが利子は二%、返済期限は二年から十年、こういうものをヨーロッパの国ではやっておる、だから日本でもせめて五十億から百億くらいやる、こういううつつばな願望をもっておやりになったのです。ところが、いま法案をながめてまいりますと、この金利とか期限は省令にゆだねる、そして貸し出しは大体九〇%で十万円、どういう都合でこんなに低下したのですか。どういう理由でこんなに、当初の新聞発表されました、これは日本経済です。かなり正確に書いておるようですね。ところが今日のこの法案を見ると、その十分の一あるいは五分の一に低下しているわけですね。この経過を、簡単によろしいです。

○廣瀬国務大臣 ただいま御質問の問題でございますが、これは当初二月の初めごろに私がいわゆる庶民金融、正確に申しますと郵便貯金の預金者貸し付け、この構想を打ち出した当初のころなのでございまして、いわゆる素朴な私の考え方を申

したわけでございます。その後各方面の意見をいろいろ拝承いたしまして、そうして金額は少なくとも、なるべくたくさんの方に潤うように、利便を差し上げるように、先刻申ししたのでございますけれども、乏しさを憂えずひとしからざるを憂えるというふうな考え方におきまして、そうすればできるだけ一人当たりの最高制限額を小さくいたしまして、全体の総額はなるべく多く、今度一十億ということにいたしておりますわけでございまして、そういうことによりまして、最初の素案が、そのような考えを持ったわけでございます。

○土橋委員 私は貯金局長にちよっとお尋ねしたいのですが、あなたがお出しになったこの資料によりまして、これを見ると、いまの一十億で半年のうちに十億、そうすると要するに二回入れかわりができるわけですね。ここで見ますと、定期貯金のほうは口座数が一万八千口座で現在高は五十二億だといっておるわけですね。そうしてこの構成比率は〇・一％だ、それで一口当たりの現在高は二十八万九千円だ、こういう表を出しておるわけですね。ところが定期貯金の場合には八千百万口座ございまして、そうしてこの現在高は五兆四千三百三十八億円あるといっておるわけだ。構成比率は七〇・一％、現在高は一口当たりは六千七百円にしかならないといっておるわけだ。こういう構成から見て、いまの年間二回回転をするということから言わなければ、大体どの程度金を貸すことができるのか。だあっと郵便局へ来て、さあ十億円を貸してくださいというときに、予定は大体どの程度の人から来るというふうに予定しているのか。

○石井政府委員 お答え申し上げます。ただいまごらんになっておりますこの表は、定期貯金は一口当たり六万七千円でございますが、御案内かと思ひますけれども、通常貯金は一人一冊しか持つことができないことになっておりますけれども、定期貯金は幾口持ってもいいということになっておるわけでございます。現実にはわが国の郵便貯金の平均を見ますと、定期貯金は平均二口持ってお

るといのが実績でございます。したがって、この六万七千円の倍、つまり十三万四千円でございますか、十四万程度が現実に定期貯金を持つておられる金額でございます。そのようなことから、今度預金者貸し付け制度をやるにあたりまして一番大きな対象になりますのは、この定期貯金でございます。十四万円くらいが平均でございますので、今度の貸し付け限度の十万円であれば、大体その限度内に入るといふことでございまして、いま一十億円の原資の問題についてお触れになりましたけれども、大体半年の期間でございますから、二億圓には使えるわけでございまして、また、現実には、大体半年の期間はお借りにならないで、三分の三か月くらいでお返しになる方が多いのじゃないかというふうに考えます。したがって、年間を見ますと、一十億の四回回、四千億圓というふうに計算しておるわけでございまして、また、実際の金額は十億円までが限度でございますけれども、一般のサラリーマン金融の実態なんかを見ますと、大体四、五万円のお金が必要でサラリーマン金融をお借りになっておられる方が非常に多いようにわれわれ聞いておるわけでございまして、したがって、いま申し上げました四億圓を五万円ばかりに割るといたしますと、大体八百万件の件数を扱うことができるわけでございまして、二万の郵便局で扱うわけでございまして、平均いたしますと、一つの郵便局で四百件を扱うことができるというふうな試算をいたしておるわけでございまして。

○土橋委員 すると、全国に約二万二千ぐらいの郵便局があるわけで、一つの郵便局で四百件扱うということになるれば、大体一日一件半ぐらいの割合ということだと思ふのです。あなたがいま仰せになったように、五万とか、四万とか借りた、いま五万とか四万の金では、とてもじゃないが何をしてもたいしてやっていけぬ。せめて二十万とまともなれば、屋根を直そうとか、あるいは娘の嫁入りに役立つとか、いまよほどのかけ込み融資のような場合以外には、普通の場合ですと、二十

万か三十万程度が非常にほしい金だと思ふのです。もし、あなたのほうでそういう計算で、四万か五万ぐらいだろなんて考えておたら、これは世間を知らないのものはだいたい思ふのです。いまほんとうに必要な金は、大体二十万前後の金が必要ですよ。もし四万程度を考えてそれで試算をして、一つの局で大体四百件で、一日一件半ぐらいだというふうな金の回転ならば、これは八千万の口座があるんですよ。そして、積み立ての口座は一千百万あるんですよ。どうしてこれを解決するんですか。そういうことになれば、十

万円ぎりぎりまで借りようということになつてくるので、その四百件なんという見積もりは非常に甘い考えではないかというふうに私、思ふのです。その回転数はおそらく二回以上でしょう。それは私はわかるわけですよ。しかし、とにかく借りるのが四万とか三万くらい借りるだろうなんて簡単に考えても、いま四万とか三万の金ではどうすることもできないわけだ。少なくとも二十万程度の金はみんなほしいと思ふのです。そうしてくと、計算上においても私は非常なずさんなものがあつたんじゃないかと思ふのです。貸せないよりは貸せることがいいことなんですよ。しかし、私が申し上げたい点は、物価がどんどん上がつてくる、そこで一月借りて払つておいてまた借りるというふうなことがどんどん起つてくるというふうには私は思ふのです。初めてのことで、これから相当研究をしていただきたいと思ふわけ

です。それで、政令に依存するということは、これは現在佐藤政府の——先ほどからいわれておる金利の問題と深い関係を持つておると思ふのです。これは、きのうかきょうかの日本経済の記事ですが、郵政大臣の似顔が入りまして、この説明を見ると、郵政省は結局押し問答の結果、〇・二五％を押す考えだろというふうなことを新聞が予測しておるが、郵政大臣はそういう空気を察知しておられるかどうか。〇・五％はできないけれども、大体郵政省も〇・二五％くらいならば認めて

おる。つまり、ここに、郵政省としては大体〇・二五％ならばよしとするだろうというところを、ほかの新聞も書いておりますよ。一体そういう言質を郵政大臣は与えたかどうか、ちよっとお聞きしたい。

○廣瀬國務大臣 そのような言質を与えた事実はありません。私が与えた事実がございませんで、私の部下諸君も決してそのようなことを漏らしたことはないと思ひます。また、具体的にそのようなことは全然考えていないのでございまして、金利の問題については、ただいま郵政審議会の議に付しておるわけでございまして、その答申をいただきまして、最終的には私の決断を定める。それについては重大な決意をもって対処したいというところを申し上げております。先刻御説明いたしましたとおりでございます。

○土橋委員 ただ、郵政審議会の藤井会長さんが、これは新聞記者の勘で書いたのか、藤井さんがさうおっしゃつたのか、よくわかりませんけれども、こういうことを言っている。「一部には、『表面き論議を尽くし、時間をかければ広瀬郵政相の顔も立ち、また郵利下げは〇・二五％で十分と語つた藤井会長も引つ込みがつく。いまはひとつつと形式を踏んでいるところ』——と楽観視する向きもある。藤井さんはなかなかこういう方ですから、おそらくこういうことを新聞記者に発表されたと思ふのです。あるいはそういう意向のことを言われたと思ふのです。ですから、『筋通すと郵政相』という題で、郵政大臣が筋は通して、時間をかけておいて、そして全体から押されたかっこうになつちやうて〇・二五％を認めたというふうな空気を、この日本経済ではもうちゃんと出してきておるわけですね。だから、私はそこを聞いてみたわけなんです。あなたが、絶対にない、私が郵政大臣である限りは、辞表を出してもそんなばかなことを相談に乗らないといふことであれば、私は非常にけっこうだと思ひますけれども、しかし、この内閣はいつ倒れるかわからぬわけだ。もう秒をもつて数えるといわれるほどの状態でござ

う。つまり、ここに、郵政省としては大体〇・二五％ならばよしとするだろうというところを、ほかの新聞も書いておりますよ。一体そういう言質を郵政大臣は与えたかどうか、ちよっとお聞きしたい。

いますので、これはひとつ郵政大臣、国会議員として今後いろいろおつき合しなければなりませんので、信義を守っていただきたいと思ひます。私は、あなたが郵政大臣のときにそういうことがあつては困りますので、これはきちつとやはり筋を通して、これからの問題については努力をしていただきたいと思ひます。

○廣瀬國務大臣 御要請は十分尊重いたしましたして対処してまいりたい、かように考えております。

○土橋委員 最後に、私は、私の発言を妨害するかのように自由民主党、与党議員が騒いでおりますので、一つの質問をして終わりたいと思ひます。

最近の新聞ではこういうことを書いておるわけですね。私は非常に残念に思ふわけですが、「郵便貯金を庶民のものに、金持ちの脱税防げ」という題で、読売新聞が書いておるわけですね。これを見ますと、「一世帯一通帳、現行利息で」ということをいっておるわけですね。これはどがこういう宣傳を出してきたか、私はわかりませんが、「郵便貯金をほんとうの庶民の預金にするアイデアがひとつある。住民登録をもとに本人であることを確かめ、確認したうえで、各世帯共通の通帳を一冊発行して、この通帳に郵便貯金も民間金融機関の預金もよいから少額貯蓄非課税の範囲まで預貯金ができる仕組みにし現在の利息を保証すればよい。こうすれば脱税も防げる。個人の資産の一部が区役所などでわかることについて抵抗があるかもしれないが、このくらいの思い切った措置をしないでは郵便の庶民性を議論するのは本末転倒ではないだろうか。」という横山二郎記者のこういうのが出ておりますが、郵政大臣はこういうのに対してどういうふうに考えておられるのか。

○廣瀬國務大臣 郵便貯金に脱税があるなどということを言われることはまことに迷惑千萬なことでございます。御承知のように、郵便貯金も各貯金局で名寄せを厳重にいたしております。さようなことはいささか私に確信いたしております。

○土橋委員 それではいよいよ最後に、この内容によって、ある新聞はこう書いております。おも

な大企業の銀行借入れ金について、公定歩合

○五%引き下げでもうかる額というので、新日本製鉄は借入れ金が大体七千四百四十八億円ほどあるわけですね。これで五%下がれば三十五億は減つてもうかるというのです。三菱重工も三千三百九十一億円の借金をしよつてゐる。これは長期の金を借りてゐるわけですね。これが五%下がれば大体十七億円ござりもうかるというわけですね。そのほかに関西電力が、大体千九百十二億円長期の借入れをしておるわけですね。それで五%下がれば大体九億九千万円もうかるというわけですね。日立製作所は千三百二十八億円長期の借入れをしておるわけですね。これで五%下がれば大体六億円もうかる。その次は、日産自動車でもこの方式で大体六億円もうかるといわれおる。ここに書いてある会社五つで、結局五十億円の金をもうけるわけですね。ところが庶民は御承知のように、物価が上がつて、引きおろすとき、払い戻してもらつた金は前ほどの値打ちがない。そこへもつてきてまた金利を下げられれば、これはたまったものじゃない。ですから、基本的にはこの問題については、私は、金利を下げることは絶対反対です。これは法律案の中に明記すべきだと私は思ふのです。あるいは附帯決議の中にもきちつと書いて、金利を下げない。しかし、庶民は要求してゐるわけですね。そういう過酷な社会情勢の中でも、十万円でも十五万円でも貸してもらえればけつこうだ、この願ひを私はやはり無視するわけにはいかないと思ひます。だから、自由民主党や佐藤内閣のこのむごたらしい金利政策についてわれわれは反対する。反対した結果、もしこの法案が通らなくなつてきたときには、十万円でも貸りたいという人の気持ちにわれわれ共産党としては妨害することになる。これは忍びがたい。結局、納めておいてまた借りる分でも、一まつ希望を持つてゐると思ふのです。共産党は、基本的な自由民主党の金利政策に反対だからといって、庶民の願ひをこでぶち切つてしまふということは忍びがたいのであります。ガンでわすらつ

てゐる人を、ガンをなおすというのでガンの治療をしてやつたら本人は死んでしまつたというのでは、これは問題にならない。ですから、そういう意味でこの法案には賛成します。しかし金利は、やはり断固として附帯決議なりあるいは法文の中に明記すべきであるというふうに思ふのです。

もう一つは、この問題は突如としてきようの理事会で話されました。本来ならば、いわゆる実際の庶民の代表十名くらいと、それから銀行なり業界の諸君を呼んで、公聴会を開くべきだと思ふのです。自由民主党の委員諸君は、何らそういう手を打たないで、急遽本日この委員会であらうことを決定されました。そういう非民主的なやり方は、多くの有権者である庶民の意思を無視するものだといふように私は考えざるを得ない。大阪とか名古屋とか東京でどうして公聴会を開かないのか。この金利問題は国民の死活の問題であります。特に佐藤政府のいまのような状態においては、金利を下げてもらうのは大資本家、実業家、市中銀行です。

こういうことを付言をいたしまして、私はこの郵便貯金法の一部を改正する法律案に賛成します。しかし、金利は何として下げないでほしい、この点を強く訴へまして、私の質問を終わります。

○高橋委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのであります。別に申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 この際、羽田孜君外三名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を求めます。羽田孜君。

○羽田委員 ただいま可決されました郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

この法律の施行に当り、政府は次の各項の実施につとむべきである。

一、預金者貸付制度については、経済事情並びに利用者の需要等を勘案して、貸付限度額及び貸付資金総額の拡大をはかること。

一、貸付期間については、同種の金融機関の実態を参酌して、これを延長するとともに、貸付利率については、この制度の趣旨にのつとり、なるべく低位に設定すること。

一、郵便貯金事業の経営努力によつて剰余金を生じた場合は、貯金会館等利用者の福祉施設のために還元するように努力すること。

右決議する。

この決議案は、自民、社会、公明及び民社の四党共同提案にかゝるものでありまして、あらためてその趣旨を御説明するまでもないと思ひますが、その概要を御説明申し上げたいと思ひます。

第一は、預金者貸し付け制度につきましては、かねて預金者から強い要望もあり、また、当委員会におきましても再三にわたつて貸し付け制度の創設について決議を行つてきたところでありまして、今回預金者貸し付け制度の実現を見ることは、その意味で喜ばしいことと思ふわけであります。

しかしながら、この制度の内容につきましては、必ずしも十分であるとはいへないと思ひます。

すなわち、貸し付け限度額が十万円というのでは、現在における生活水準あるいは物価の上昇等

の経済事情を考えましても、決して利用者の需要に十分こたえ得るとは、考えられませんが、また、資金総額一千億円ということでは、貸し付けを受けられない利用者が数多く出てくるおそれもあるわけでありまして、こういうことでは、庶民金融の名に値しないと考えられるわけでありまして、その改正案につきましては、諸般の事情もあつて、このままで認めざるを得ないと思ひますが、政府は、今後、この制度を真に庶民金融という名に値する制度にするためにも、この法律の施行にあつて、利用者の需要等を十分勘案して、限度額の引き上げと資金総額の拡大を積極的にはかるべきであるというのであります。

第二は、貸し付け期間と、貸し付け利率についてであります。これらはいずれも政令で定めることとなっておりますが、政府答弁では期間は六カ月、利率は六%を予定しているようであります。しかし、貸し付け期間の六カ月というのは、同種の金融機関の実態に比して短いように考えられますので、利用者の利便の増進をはかるためにも、この貸し付け期間を延ばすべきであるというのであります。

また、貸し付け利率につきましては、預金者の生活上の必要を満たすためにこの貸し付け制度を設けた趣旨にかんがみまして、逆ざやにならない限度でなるべく低位に設定すべきであるというのであります。

第三は、郵便貯金事業の経営努力により剰余金が生じた場合には、郵便貯金が国民の経済生活の安定をはかり、その福祉を増進することを目的として、ことににかんがみまして、この剰余金を郵便貯金会館等福祉施設のために還元するよう努力されたいというのであります。

以上、簡単に、御説明申し上げましたが、全会一致御賛成くださるようお願いいたします。(拍手)

○高橋委員長 これにて趣旨説明は終了しました。採決いたします。

羽田孜君外三名提出の動議のとおり、本案に附

帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よつて、附帯決議を付するよう決しました。

この際、廣瀬郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。廣瀬郵政大臣。

○廣瀬国務大臣 このたびはたいへん御熱心な御審議をいただきまして、ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案の御可決をいただき、きまつたことを厚く御礼申し上げます。

当委員会の御審議を通じて承りました御意見、御論議されました点は、ことごとく私どもの深い教えとして拝聴いたしました。

また、ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして、今後郵便貯金事業を進めていく上におきまして、その御趣旨を十分尊重してまいりたい所存でございます。

まことにありがとうございます。(拍手)

○高橋委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時一分散会

通信委員會議録第十五号中正誤

不 段 行 誤

一 二 三 畑和君 米田東吾君外一名

正